

ア女基 00-5

2001年3月

女性と司法

国際専門家会議 報告書

2000年11月19-20日

神奈川県横浜町

財團法人 女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）
2001年3月発行

目 次

国際専門家会議 女性と司法

はじめに

専門家会議概要	1
国別報告および国際機関・NGO 報告	1
アルジェリア 「アルジェリアの行政制度と女性」 レイラ・ゼロギ	10
オーストラリア 「裁判手続きにおける女性の尊厳と権利の支持、促進 および確認」 ジョセリン・A. スカット	17
中国・香港 「女性と司法」 ヒン・チュン・ウォン	38
インド 「人身売買の防止と禁止をめざす国際的、地域的取り組み」 ニルマラ・パンディット	43
マレーシアー1 「裁判における女性の尊厳と権利の保護」 カマル・アニア・カナルザマン	61
マレーシアー2 「裁判における女性の尊厳と権利の保護は十分といえるか？」 ザリザナ・アブドゥル・アジズ	66
ネパール 「ネパールの刑事裁判制度と女性」 サパナ・プラドハン・マラ	73
ルーマニア 「ヨーロッパにおける女性と司法」 ユリア・アントネラ・モトック	80
スリランカ 「女性に対する暴力：政府は適切に対応しているか？」 チュラニ・コディカラ	88
タイ 「憲法および刑事裁判制度と女性に対する暴力の防止」 プラワン・ワタナビッチ	94
日本－1 「犯罪被害者としての外国人女性の保護に関する入管局の対応」 上原 卷善（法務省入国管理局警備課）	116
日本－2 「日本の裁判制度にみる女性の尊厳の概要」 土井 香苗	121
日本－3 「人権の視点に立った反人身売買体制の必要」 元 百合子	129
日本－4 「旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）における女性被害者／ 証人の保護」 藤原 広人（ICTY 檢察局情報分析官）	132
参加者名簿	138

はじめに

横田洋三

人類の歴史の中で、女性は常に因習的、制度的抑圧の被害者であった。近代法制度のもとで、本来弱者の味方となるべき裁判、警察などの法執行機関も、女性に対しては抑圧的に機能してきた。

まず、立法者や立法機関の偏向性のゆえに、法そのものが女性に対して差別的であった。女性に財産権や参政権を認めない法律がごく最近まで多くの国に存在した。結婚や離婚、さらには売春取締りなどにおける女性差別規定は、現在でも少なからぬ国にみられる。こうした法律的差別規定のために、犯罪者とされる、あるいは生きるために犯罪者となざるを得ない女性が、今日でも数多く存在している。

さらに、犯罪者あるいは被疑者となった女性に対しては、ほとんどが男性である警察官、検事、裁判官などによって、女性であるがゆえの不当な取り扱いを受けることが少なくない。それどころか、犯罪の被害者になった女性に関しても、本来こうした法執行・救済制度のもとで手厚く保護されるべきであるにもかかわらず、実際には十分配慮された扱いを受けずに、二重に被害を受ける事例も数多く報告されている。

このように司法制度のもとで女性としての尊厳を傷つけられ、人権が侵害されるケースは、日本を含むアジア諸国はもちろん、全世界において一般的にみられる現象である。さいわい、女性の権利に対する意識の世界的高まりを反映して、司法における女性の尊厳の問題への関心も近年強まりつつある。

日本をはじめ多くの国において、司法における女性の尊厳と人権を守るための試みが始まっている。それらはけっして十分とはいえないが、しかし歓迎すべき動きである。この動きを相互に知り、参考にすることによって、司法における女性の尊厳と人権を擁護する活動が一段と活発化することを期待して、この専門家会議を開催した。インド、スリランカ、フィリピン、オーストラリアなどのアジア太平洋地域の国々はもとより、北アフリカ、東欧などからも、この分野の専門家を招き、充実した情報交換と議論の発展をみたことはこの専門家会議の企画に携わった一人として心より喜びたい。



国際専門家会議報告

報告者

ニルマラ・パンディット

アジア女性基金はアジア太平洋地域の専門家を招き、各国の司法制度の下で女性が置かれたさまざままで複雑な状況を論じた。ここには判事、弁護士、学者、活動家、外交官など豊かな経験を持つ専門家が集まつた。国連の人権の促進と保護小委員会のメンバーも参加して、会議での討論に貢献した。以下はこの会議での議論をまとめたものである。

歓迎の辞

開会にあたつて横田教授は、法制度そのものが男性の作り出したもので、女性にとって不利な面を否応無しに含んでいるという共通の認識を述べた。女性はこの裁判制度のみならず、社会の家父長的規範、コミュニティの伝統的な社会・経済的条件づけの中で害を受けている。女性を保護する目的でいくつかの保護措置、積極的措置が裁判制度に導入された。残念ながら、裁判制度は男性に支配され、たいていは男性が運用しており、女性が置かれた微妙な立場が理解できないため、女性の利益のために導入された規定も無視される可能性がある。

本専門家会議の目的は、この問題を認識し明らかにすることであつて、特定の裁判制度や国家を名指しすることではない。中には司法制度と影響しあいながら、女性の状況改善のために努力している国もあり、そうした努力を評価し共有することもこの会議の目的である。また、国、地域、国際のあらゆるレベルでの女性の状況改善に関する措置について論じ、提案していきたい。

こうしたテーマを掲げた会議は初めてであり、アジア女性基金がこの分野で引き続き努力することが望まれる。横田教授は参加者に歓迎の意を表し、それぞれが専門知識を分かち合い、この領域で、今後の行動にむけた明確な方向を討論の中から出してほしいと激励した。

議論を始めるにあたつて、各参加者はそれぞれの意見を提出することを求められた。この発題に続いて討論が行われ、参加者はそれぞれ自国の経験を紹介した。

セッションI：訴訟手続きにおける女性の尊厳と権利の保護

議長：林 陽子（日本）

1. ザリザナ・アブドル・アジズ（マレーシア）

一般的な経験が言って、裁判のプロセスは温かみがなく威嚇的である。暴力の被害者となった女性は、家族や社会の圧力にさらされ、公私の行動は区別すべきという見方にならされ、裁判に立つ備えができていない。裁判制度そのものが女性に偏見を持っていることを知らされる。レイプ、家庭内暴力、セクシャルハラスメントに関連する法律改正が行われ、訴訟手続きのやり方も改正された。マレーシアでは、一定の事件については裁判は非公開で行われる。法律の一部改正によって、ある種の証拠、たとえば、レイプ被害者が実際には「身持ちの悪い不道徳な」性格であることを示す証拠は禁じられた。レイプ法の改正によって、16才以下の子どもに対するレイプ事件では、同意によるという弁護は認められなくなった。公私の分断をなくすため、この問題は刑事裁判にかけられる。女性被害者は裁判のことをよく知っていなければならない。女性被害者は脅かされないよう被告についての意見を控えている可能性もある。女性保護のためにこうした改正は不可欠である。

2. ジョセリン・スカット（オーストラリア）

裁判手続きにおける女性の権利の促進は、反差別委員会の仕事である。この立法は年齢、性的オリエンテーション（バイセクシュアル、トランスセクシュアル、ホモセクシュアル）、性とジェンダー、政治信条、関係のない犯罪歴、身体障害などを対象に入れる。委員会は「双方とも満足のいく」状況など信じない。現実は、一方が満足するためには、他方は間違った行為に対し罰せらるべきだと信じる。たとえば、子どもを虐待した者は満足のいく状況にいる必要はない。訴訟当事者、専門家としての証人ないし被告となった女性の権利と尊厳を守ることは重要である。男性の判事、陪審員、書記、弁護士などが女性の権利を受け入れるべき法廷に配置されている。オーストラリアの経験で言うと、非公開裁判が必ずしも女性に有利とはいえない。女性を守るために裁判の進行をメディアが伝えることが重要である。メディアは有害になりうるが、透明性を与えるために必要である。裁判制度にかかわるすべての人間が訓練を受けることが求められている。

3. 藤原 広人（ICTY）

旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）には14人の判事がおり、そのうち3人が女性判事である。この国際法廷は二つの文書、すなわち設立文書と規則にしたがって行われている。セクシ

ヤルハラスメント事件の証人となった女性の保護については、裁判の進行がインターネットで流れされ、メディアで報じられる。女性証人の身元とプライバシー保護のためには、氏名と住所が記録から除かれる。声やイメージも変えられる。非公開で審問が行われることもある。損害賠償や補償の面でさらに改善の余地があるし、証言の間、証言後の証人の保護もまだ十分ではない。

4. カマル・アニア・カマルザマン（マレーシア）

マレーシアには民法とイスラム・シャリア法の二つの法制度がある。二つの法制度がぶつかりあうという状況がまま起こる。夫婦間レイプを含めたレイプ、子どもに対する性的虐待、被害者の損害賠償などについて広い定義が求められている。

5. サパナ・マラ（ネパール）

ネパールでは人身売買がきわめて深刻である。多くのネパール女性がインドへ売られている。しかし、人身売買業者が通報されることはほとんどない。女性たちは救出されても証人として出廷させるためシェルターホームに閉じ込められ、解放されない。腐敗、裁判の遅れ、ある種の言葉による社会的汚名、被害者が使う言葉、男たちが使う家父長的な言葉や規範など、女性の法的保護を妨げるものはいくつもある。

討論

1. 法廷で男性と女性が使う言葉が非常に重要である。しかし、そのために非公開裁判を正当化することはできない。とくに法廷での用語が証人／専門家／被害者／被告が使う言葉と異なる場合、通訳の役割が大きい。とりわけ国際法廷ではこれが決定的に重要な問題となる。
2. マレーシアのような二重の法制度／法体制は重要問題である。民法とシャリア法で対立する条項があるためである。
3. レイプ事件などでは総合的なサービス体制が奨励される。まず最初に行くべきところは警察か、病院かを教え、トラウマに直面する被害者を助ける必要がある。
4. アルジェリアでは軽罪判事は女性のほうが多い。セクシャルハラスメントと夫婦間レイプは犯罪とみなされず、したがって最高裁はこうした犯罪者を罰しない。
5. インドでは、最近の法改正によって女性の裁判費用は無料になった。女性に対する伝統的犯罪の場合、無罪の立証責任は男性の側にある。最高裁は職場でのセクシャルハラスメント、持参金殺人などの事件について指示を出した。

6. 日本では、女性の判事、検事、弁護士は全体の10%である。この数字は日本がCEDAWを批准していらい増加しつつある。裁判は公開で行われるが、家裁は非公開で行われ、レイプの証人はビデオを通じて証言する。ストーカー行為は犯罪だが、(法案では)家庭内暴力の場合はカウンセリングが行われる。離婚裁判は調停にかけられる。夫婦間レイプは今も犯罪とみなされない。セクシャルハラスメントは犯罪ではないが、そうした行為があつた企業の名前は公表される。
7. 法制度に係る女性の数が増えるだけでは、必ずしも女性の権利の促進にはならない。重要なのは、こうした女性がいかにして女性の問題に取組むかである。
8. 香港でも司法制度における女性の数は増えている。しかし、こうした女性がたとえ女性問題に共感を持っているとしても、今だに影響力をもつ地位にはついていない。
9. 司法制度における女性の数は重要だが、女性の権利の促進と保護にはそれだけでは十分とはいえない。
10. ネパールには司法制度全体で5人の女性判事がいる。残念ながら、この女性たちはジェンダーの視点に立っていない。
11. 「国連2000年成果文書」は、すべての国内法が夫婦間レイプと女性に対する家庭内暴力を犯罪とみなす必要があるとしている。

セッションII：女性被疑者の権利

議長：橋本ヒロ子（日本）

1. プラワン・ワタナビッチ（タイ）

タイではとくに刑事訴訟制度の面で、女性保護のためのさまざまな改革が行われてきた。タイの法改正は国連の最低基準に沿ったもので、刑務所内の女性の保護を目的としている。現在、刑務所には収容人数を超える人びとが収容されている。女性の被収容者の数も増えている。刑務所内の状況は非人間的である。タイの法律はジェンダーを区別しない。しかし、法制度は低所得層よりも金持ちに有利である。女性の被収容者に対する扱いは、女性スタッフのほうが男性より厳しい。刑務所内で男女の棟が別個である場合は、女性棟には女性スタッフが配置されることが法律で定められている。不法滞在者は長期間収容所に拘留される。腐敗・汚職も収容所の改善や機能遂行を妨げる要因である。

2. 土井 香苗（日本）

日本の法律はジェンダーを区別しない。警察の留置場におかれるのは 24 時間である。身体検査や医学的検査は女性担当者が行うことが法律で定められている。残念ながら、そこには男性スタッフ官も同席する。トイレの行き帰りにも、生理用ナプキンをもらうにも、女性は大声で男性担当者に頼まなければならない。留置場では男女の区別がない。外国人の場合、収容された女性や子どもは男性よりもよい扱いを受ける。

3. レイラ・ゼロギ（アルジェリア）

アルジェリアはイスラム教国だが、シャリア法の支配は受けていない。適用されるのは民法である。刑法の場合は男女平等だが、実際には女性に有利な差別があり、たとえば、女性は男性よりも刑が軽い。妊婦の場合は、子どもが 2 才になるまで刑は執行されない。しかし、女子刑務所はなく同じ刑務所内に別棟があるのみである。刑務所にいる女性は少ないし、女性囚人のための設備もない。刑務所にいる間に更生するための努力もなされていない。女性が刑務所に入れられると、男性の場合のように家族の支援は受けられない。一般的に、家族は刑期を終えた女性を迎えるようしない。とくにテロリスト組織や性犯罪にかかわった理由で刑務所に入った女性の場合は家族に拒否される。

討論

1. 女性被収容者のための心理プログラムが必要である。
2. ICRC は刑務所内で拷問を受けた被害者の訴えを調査するための基準を採択し、専門家派遣も行っている。ICRC は情報を国家当局以外にはいつさいもらさない。
3. ネパールでは囚人、合法的被収容者、非合法被収容者を区別している。しかし、心理的トラウマや正気でない女性被収容者の存在を扱う機関は、国として何もない。毛沢東主義のテロリスト組織に属する女性に対して、裁判外の処罰方法として、監禁下のレイプが行われることもある。（被収容者の子供の）教育、医療、社会復帰の問題もふくめて、被収容者の権利が守られているとはいえない。
4. オーストラリアの刑務所では抗うつ剤が処方されるため、ドラッグや中毒の問題が起きている。調査によると、刑務所から出た後の被収容者の間で自殺未遂の率が高い。とくに先住民コミュニティでこの割合が高い。刑務所にいる女性の七五%が子持ちである。移民収容所にいる女性は、不法滞在者として二重に虐待される。

5. 女性が収容されている間、また収容状態について肯定的差別が必要である。
6. 香港のベトナム難民女性は、不法滞在の理由で収容されている人びとの中でももっともひどい扱いを受けている。今では香港にきた中国人移民にも同じことがあてはまる。適切な裁判もなしに本国に送還される人が多い。しかし、女性は必ずしもこうしたことを通報しないので、多くの事件が知られないままに終る。
7. 信頼できる統計を集める必要がある。しかし、こうしたデータの収集は、女性が沈黙するとか、NGO のデータ収集には限りがあるなどの理由で難しい。
8. 被収容者についての情報を公開することによる透明性を国は恐れている。情報が国の尊厳にとって有害ではないと確信した時のみ、情報を公開する。
9. 女性の権利と尊厳の問題に目を向けさせ、行動を起こすには国際フォーラムを利用する必要がある。
10. 個別の女子刑務所ないし刑務所内の女性棟を家族が居住する近くに設けることの利点を論じる必要がある。そうすれば、家族が面会に来やすくなる。
11. 刑務所／収容施設を民営化し、収容施設を警察から切り離す可能性はないか。

III. 人身売買をふくめ女性被害者を保護するための国内および国際的枠組み

議長： 横田 洋三（日本）

1. 上原 卷善（日本、法務省入国管理局）

日本を訪れる外国人は年間500万人近くに達する。これが日本の輸送、観光、IT 産業、経済の改善をもたらした。同時に、犯罪組織の活動も増えた。入管当局はこうした側面すべてに取組まなくてはならず、その中には警察取締りの側面もはいる。入管局による強制退去は行政措置であって、刑事手続きが終った後でしか有効ではない。強制退去に関しては、収容機関の処遇、警察での処遇など、人権のあらゆる側面に配慮している。人身売買、女性搾取、不法移民が行われていることは承知している。日本人と結婚したり子供が生まれた場合は、外国人女性に日本での特別在留許可が出る。これは人道的理由による措置である。不法滞在者は保護監察の下におく。しかし、医学的理由で解放することもある。日本における人身売買の女性被害者は、国際的問題であって、各國間の国際協力が求められる。国連は多国籍組織犯罪に反対する条約の下で、二つの議定書を採択した日本に入国する不法移民の大半は、偽造旅券の使用者である。この問題と取組むために、社会の認識を高める、法や強制退去を厳しく実施するなど、いくつかの措置を講じている。1999 年

以来、日本の法律は正当な旅行書類なしで日本に不法滞在することを犯罪とみなすようになった。

2. ニルマラ・パンディット（インド）

人身売買に取組む国際的努力についての情報を伝えた。人身売買をなくし、その被害者を保護するための NGO の役割とその努力についても論じた。人身売買との取組みや女性の保護が女性に関する国際条約によってのみ生まれる必要はない。人身売買とたたかうための国際条約や規約はさまざまある。こうした国際文書の下で出来た条約機関、人権委員会とその小委員会である人権の保護と促進小委員会の下にある特別のメカニズムとして、現代の奴隸制に関する作業部会、「人身売買」問題と取組む特別報告者などなど。国連人権高等弁務官事務所は人身売買とのたたかいをその活動の優先課題としている。人身売買とたかうイニシアチブは、国、地域、国際のすべてのレベルで人身売買を防止し、その被害者を保護し、人身売買を行う者を訴追することに重点をおくべきである。

3. ピン・チュン・ウォン（香港）

香港では、性差別と家族差別に関する二つの法令が出された。これによって人身売買、レイプ、家庭内暴力などの女性被害者を保護する道が開けた。政府は NGO の提案を受け入れている。

4. 元百合子（日本）

最近採択されたウィーン・プロセスの議定書は、NGO や国連機関が出したさまざまな提案が受け入れられておらず、今後頼みとなるとはいえない。行動を取るか否かは国の裁量で決まる。人身売買の被害者は出身民族、社会的・経済的に片隅に置かれたコミュニティ、経済活動の性格などによって、何重もの差別を受ける。

5. ユリア・アントネラ・モトック（ルーマニア）

女性の人権という領域では、国際的現象として非常に高いレベルの保護と実際には低いレベルがあることに目が向けられた。地域レベルでは、有効な女性の権利保護をめざす努力が続けられている。女性の人身売買については、中央・東ヨーロッパの経験から新しい現象が生じつつある。共産主義の崩壊が女性に与えた影響も論じられた。これは法制度に参加する女性が増えたことに反映している。とはいえ、家父長制が根強いため、女性参加の積極的效果が損なわれている。結果

的に女性差別は増しつつある。

討論

1. 人身売買の被害者は自国に送還されるが、その後でも日本での不払い賃金を求める手続きができる。法律の重点は被害者の権利よりも犯罪行為、人身売買業者の取り締まりに置かれている。
2. それぞれの場合について、難民資格があるか、不法入国者として強制送還すべきかを確認するため審査が行われる。
3. オーストラリアの場合、子どもに対し性的搾取を行った者は、オーストラリア帰国後起訴される。子どもはビデオで証言を行う。日本でも子どもの搾取を行った者を罰する法律が新たに成立した。国際フォーラムに行く前に国内レベルでやるべきことがある。
4. 不法入国者が人身売買の被害者でもある場合が重要な関心事である。政府の方針は、こうした入国者を強制送還するのか、保護するのか。現在は強制送還の法律が適用されるが、国連のウェーン人権会議によってこれもいすれは変るだろう。
5. 参加者たちはアジアにおける地域メカニズムの欠如が問題であると表明した。
6. ヨーロッパでの経験から、人権基準があることによって女性への差別を減らすことができる。
7. ヨーロッパの地域的取組みは条約や議定書と密接に結びついている。ヨーロッパでは女性の権利の多くは司法の保護を受けていない。実際、ヨーロッパでは政治的基準が各国まちまちである。
8. 人身売買と取組むため、すべての当局者が研修を受けることが肝要である。
9. 密入国と人身売買をどこで区別するのか。不法入国者を強制送還するか否かを決める際、この側面を考慮することが重要である。人身売買と密入国は別個に扱うことができる。
10. 人身売買の被害者に対しては、密入国者よりも高いレベルの保護を提供されてよい。
11. 人身売買してきた場合、特別在留許可は下りるのだろうか。これは難民の地位とは別である。人身売買の被害者には特別の恩赦が必要だろう。
12. 強制送還はどのように行われるのか。香港の場合、一時的収容が事件解決まで延長される。

閉会の辞

会議の中ではさまざまな問題が取り上げられた。

裁判手続き、裁判の仕組み、裁判で使われる言葉、判事・弁護士の構成、収容制度、ジェンダーの側面、女性心理、女性の権利、女性の権利におよぼす経済・文化・社会的側面、女性が直面す

る何重もの差別、国・地域・国際レベルで使えるさまざまなメカニズム、女性の人身売買と密入国との問題に対する国によって異なる取組み、女性の権利に関わるすべての人に対する教育、訓練、意識向上が果たす役割、アジア太平洋での地域的取組みを議論する必要、夫婦間レイプをふくめレイプという形をとった女性の権利侵害を論じる必要などなど。国内立法、人道的保護と恩赦を通じた法的保護にむけてさらに関心を高める必要がある。

今後の行動としては、アジア女性基金がこの問題についてさらに努力を傾けること。

議長は参加者全員に感謝の意を表した。



アルジェリアの行刑制度と女性

最高裁判所判事

レイラ・ゼロギ

はじめに

どこの国でも、法律は男女平等であるかのように見えたり、平等の権利を付与していても、男女が同じ地位や権利を持ったことはなく、法律の適用や訴訟手続きにおける男女間の格差は根強く存在する。

実際に見られる著しい不平等と、完璧に平等な法律の文章とがあまりに見事に対応するため、法律の性格や内容に疑問を感じる人もいる。少なくとも、権利を主張する手段のある女性が、法律を根拠として、恵まれない立場の人々の利益を図るために、法的保護と平等が必要である。

実際、最初はゆっくりであっても、やがて急速に習慣や態度が影響を受けたり、一定の変化が生じたのは、世界の中で最も活動的で確信に満ちたエリートである男性と女性の厳しい闘いによって法律が改正されたがゆえに他ならない。

特に 1995 年の北京会議以降、政府や市民社会や国連によって世界で女性が置かれている状況の改善のために多大な努力が払われてきたことは否定できないが、残念ながらその成果は小さく、ばらばらで、依然として多くのことが手つかずのままである。

われわれの関心分野は裁判制度、中でも刑事裁判における女性の法的保護であるが、その目的は女性の権利の侵害に対して、国の制度が女性に認めている法的保護の実効性を評価することにある。すなわち、女性があらゆる形態の暴力の被害者にされた時や女性が訴追されたり、有罪を宣告されたり、投獄された場合に、一方で女性の地位ゆえに、他方で同等の地位と権利の影響ゆえに経験する権利の侵害である。

本稿は、アルジェリアの行刑制度およびこの制度の下における法的保護およびわが国の法律の二分法について述べる。すなわち、憲法は明確に男女平等を打ち出している一方で、市民的政治的権利の実施、刑法、商法、また、経済的・社会的権利の実践においては、家庭における女性の地位の問題となると、依然としてイスラム法および家父長社会の慣習の影響下にある。

アルジェリア社会におけるこのような二分法と女性差別の態度のゆえに、法律の功績は最小限に抑えられ、権利行使したり、権利を持つ市民として自己を規定することが難しく女性の地

位が弱められているのである。

I. アルジェリアの制度における女性の法的保護

アルジェリアに男女平等の法制度が確立したのは、独立戦争においてアルジェリアの女性が最前線で闘ったからこそである。国家の大義のために闘った女性たちに対して、いかなる制度上の差別も受け入れられなかつた。

1) 憲法における男女平等とそれが女性の法的地位にもたらした結果

この歴史的事実によって、政府はそれ以後のすべてのアルジェリア憲法(1963 年、1976 年、1989 年、1996 年)において両性の平等と女性に対するあらゆる暴力の禁止を考慮せざるをえなかつた。

現在施行されている 1996 年憲法において、市民は男女の別なく有権者であり、男女双方に同等の権利が認められ、同等の義務が課されている。さらに、「諸制度の目的は、人間の進歩を妨げ、すべての者が政治的、経済的、社会的、文化的生活に有効に参加することを妨げる障害を取り除くことによって、男女すべての市民の権利と義務の平等を保証することである」とさえ明記されている。

憲法における男女平等は、独立後に公布されたすべての憲法の原文において男女の平等待遇によって示されている。

アルジェリアの主要な法律は、家族法を除いて、女性が財産を所有し、事前の認可なしに商業行為を行い、あらゆる部門で正規に労働し、教育や公的サービスや司法への合法的アクセスを持つ権利のある国民であることを認めている。また、女性が、女性であることからくる一切の制限なしに、市民的、政治的権利行使することを認めている。アルジェリアの法律が同等の能力を有する男女の賃金平等の原則を認めていることは言うまでもない。

事実、公共サービスへのアクセスの平等によって、警察や司法を含むすべての部門に女性が参加している。下級判事の職では、独立当時、女性は非常に限られた人数しかいなかつたが、今日では全体の 32% (2696 人の下級判事中女性は 772 人)を占めている。アルジェリア下級判事局の下位の三階級で女性は多数を占めている(合計 200 人のうちの 125 人)。

しかし、こうした進展があつたにもかかわらず、高い地位の職種における女性の数は少なく、現在までのところ、女性で高等裁判所裁判長(検察官または議長)に任命された者はいない。

2) 行刑制度における女性の地位

刑事においては、アルジェリアは独立直後から、一般的に「市民法」と呼ばれ、西ヨーロッパの大多数の国で適用されているローマ・ゲルマン法に強い影響を受けた近代的司法制度を選択した。ローマ・ゲルマン法は糾問型と訴追型の手続きを折衷的に取り入れたものである。事実、裁判前の手続きは尋問判事の手にゆだねられ、文書による非公開のものであるが、裁判そのものは口頭による公開裁判である。

こうした文脈の中で、推定無罪、犯罪と刑罰の適法性、刑法の非遡及性、個別起訴、刑罰の人格性の原則が定められている。

刑法、刑事手続法、懲罰法には差別的規定が全くなく、これらの法律において平等の待遇で表現されているように、上記の原則は女性を差別することなく定められている。

上記の法律文書のすべてにおいて、女性は、証人であれ、容疑者であれ、加害者であれ、被害者であれ、男性と同等に待遇されている。女性が一旦有罪を宣告されても、男性と同じ権利を享受し、同じ義務が課されるが、肯定的差別として、女性が妊娠中あるいは子どもを養育中の場合は処罰を延期することが許されている。女性が犯した違反の内容(中絶・嬰児殺し)によっては、女性の地位が軽減事由として認められることがある。

さらにアルジェリアは、市民的および政治的権利に関する国際規約とその最初の選択的議定書、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、女性差別撤廃条約などの条約を批准している。

アルジェリア憲法によってアルジェリアが批准した条約の国内法における優越性が認められているため、上記のことから女性はすべての権利を享受する地位にあると推測される。

残念ながら、すべての家父長制社会、特にアラブーイスラム圏のこうした社会に見られるように、家庭における女性の法的地位は差別されたままであり、特に、女性が性的虐待や家庭内暴力の被害者となった場合、女性が持てるすべての権利を主張することを妨げている。女性の合法的な行動を妨げるものが何もない場合でも、社会的圧力と、女性の社会における不安定な地位によって女性の発展が阻まれ、地位が弱められている。

II. 暴力に直面した女性の地位と二分法の影響

アルジェリアの法律は、近代法として、いかなる被害者に対しても、犯罪者に対する措置を講じ、被った被害に相応する補償を獲得することを認め、厳しい条文を細かく定め、虐待や体罰、性的虐待などから被害者が確実に保護されることを意図している。

しかし、この法律が常に明解であるとは限らないし、被害者が女性や幼い少女であったり、とりわけ犯人がその女性に対して所与の権力を有する者(夫、父親、兄弟)である場合、実施は困難になる。さらに、第三者による暴力のケースにおいても女性の社会的地位のために暴力の加害者に対する措置が損なわれる場合もある。

したがって、女性の脆弱な社会的地位を配慮した上で、女性に真の保護を保証する積極的措置を想定する必要がある。こうした規定は現在、アルジェリアの刑法の枠組みには含まれていないが、女性の権利を保護する団体が強く要求している。

1) アルジェリア社会における女性に対する暴力

女性は過去数年来わが国を襲っているテロリストの暴力からももちろん免れていない。それどころか、テロリスト集団が広める卑劣なイデオロギーは、女性を特權的集団とみなし、その標的としている。男性も被害を受けているが、とくに暴力にさらされているのは女性と子どもである。

誘拐やレイプ、密林での奴隸労働の強制、頻発する殺人など、女性がテロリズムの標的になっている。武力紛争においても、大規模な組織的レイプが日常的に起こっている。アルジェリアにおいてテロ集団の女性に対する敵意に匹敵するのは、これらの集団や彼らの手先となっている宗教的過激主義に反対する女性の激しい抵抗だけである。

実際、こうした暴力に直面する上で女性は孤立していない。人々や政府機関の共感、支持や連帯を得ることも多く、家族が屈辱を感じても、女性たちは受け入れられ、見捨てられることはめったにない。これは、女性が、家庭内暴力であれ、第三者による暴力であれ、日常的状況で起こる習慣的な暴力、とりわけ性的暴力に関連する暴力に直面する場合とは全く異なる。

わが国のような家父長制社会における性的暴力の被害者は、持続的なトラウマに苛まれ、恥辱罪をさせられ、一番近しい最愛の者たちに見捨てられるだけでなく、女性がますます進出しつつあるとはいえ一般的には女性に懷疑的な社会や構造にも直面しなければならず、二重に打ちのめされるのである。

家庭内暴力は、女性を殴打し、沈黙の鎖に押し込め、完全な無視にも耐えさせる、もう一つの痛ましい現実である。これはアルジェリア社会だけの現象ではなく、先進国を含むあらゆる社会、あらゆる文明にみられる。アルジェリア社会に特有なのは、それがタブーや声にならない言葉に満ちていることである。

家庭および家庭を築くための伝統であり義務である結婚が神聖化され、さらには離婚を想定することが困難なため、暴力的な夫や異常な父親に直面した女性は混乱の度合いをますます深めてしまう。現行の法的枠組みでは犯罪にならない暴力もあり、手続き上の落とし穴も含まれて

いるため、虐待を受けた女性を十分に安心させることができない場合がある。

2) 暴力事件を訴追するための現行の手続き

刑法で有罪とされた事実がいかに重いものであっても、加害者の訴追は一般的にアルジェリアの制度の中で、裁判官の法的権限の範囲内で実施される。

訴追するかしないかは、裁判所で国家と社会を代表する検察官の見地にゆだねられる。社会はしばしば、被害者もしくは被害者が年少であるか能力がない場合は被害者の法的代理人、正当な権利をもつ人間からの訴えに恥辱を与えられる。

訴えの受理や訴追の開始が拒否された場合、原告は、刑法第 74 条およびそれに続く条文の規定に従って、尋問担当の下級判事に直接に損害を訴える訴状を提出することができる。

犯罪の被害者は、恐怖感を感じたり、自由を奪われていたり、能力がなかったり、また、さまざまな理由で正当な代理人が裁判官に事実を明かすことを拒否するなど、訴える状況にいない場合がある。近親姦やレイプは、妊娠によって事実を隠せなくなった場合を除いて裁判所に訴えられることはほとんどない。

暴力の被害者である女性が年少であるか障害者である場合、最も保護を受けられると思われる場所(家庭、学校、専門的機関の敷地)で暴力が加えられたり、政府に次いで彼らのために行動したり、彼らを助ける権限を法律で与えられている人によって暴力が加えられた場合、状況は最も劇的なものになる。

警察の収集した情報によれば、立場の弱い人間が性的虐待を含むほとんどの暴力を経験するのは家庭や学校である。こうしたケースの最も目立つのは、加害者の非行が裁判所に明らかにされないために犯人が罰せられないものである。

学校で暴力が振るわれた場合、子どもへの報復を怖れるあまり、両親は裁判所に行くことができなくなる。最も望ましくない環境では、教師や指導者には子どもを殴打する権利があると親が思い込んでいる場合が多い。

暴力が家庭で発生した場合、加害者は夫か父親であることが多い。暴力的な夫の影響下で、危険な状況に置かれている妻もしくは母親は、家族全体が破局的な結末によって崩壊することを怖れ、訴えることを断念してしまう。被害者が子どもの場合(通常は娘)、父親を訴える手続きにおいて娘を支える母親が、姻戚関係の者たちから圧力を受ける。

残された家族を守るために、被害者である子どもと決別する母親もいる。被害者に沈黙を強いられる圧力が加えられ、裁判所に事実が明かされた場合は、母親がその事実を否定することも多い。子どもは罪の意識を感じさせられ、親類縁者から見捨てられ、精神的バランスを失い、そのような状況の下で偽証の罪をさせられ、裁判官の前で非難に耐えることができなくなってしまう。

3) 実施における法的枠組みの欠陥

アルジェリアで施行されている法的枠組みはほとんどすべての暴力(身体の無欠性の侵害、レイプ、猥褻な攻撃、売春の斡旋など)を有罪とし、処罰している。しかし、近年、特に西側諸国で女性の保護の向上のために刑法に組み入れられた新しい犯罪については考慮していない。

これは特にセクシュアル・ハラスメントと夫婦間レイプに関係するものであるが、夫婦間レイプが犯罪にならないのは、アルジェリアの法体系が採用しているレイプの定義「女性との合法的でない性交で、女性がそれを望んでいないことがわかっている」からくるものであり、法律の結果によるものではない。

しかし、アルジェリアの法律は引き続き、姦通と中絶を処罰している。ただし、中絶の場合、テロリストにレイプされ妊娠させられた女性に対しては、公的機関がより仲裁的な態度をとっている。厚生省の発行する回状によって、医者は女性の精神的バランスを保つために女性の求めに応じて中絶を実施する認可を与えられている。姦通については女性であれ、男性であれ同じ刑罰に処せられ、中絶に関しては、女性が法律で認可されていない場合に中絶した時は軽減事由を得られることは注目すべきことである。

現行の刑法が、夫婦間暴力もしくは妊娠中の妻の弱い立場を、暴力の加害者を耐え忍ぶ悪循環の情況であると見なす特定の枠組みを定めていないことは、もう一つの欠陥として認められる。

残念ながら、アルジェリアの法律は、女性の権利を保護する団体が裁判前および裁判中に暴力の被害者である女性を援助することを依然として許可していない。

4) 女性加害者の地位

アルジェリアの法律では、女性が罪を犯した場合、容疑者、被告、既決囚のいずれの場合でも、その地位は男性と全く変わらない。例外として、嬰児殺しや中絶において、犯人が母親の場合、処罰が軽減され、積極的差別が実施される。

こうした場合に女性が経験する唯一の差別は、アルジェリアにおいて女性専用の刑務所が不足しているため、男性用刑務所内に女性棟を確保することから生じる乱交である。こうした女性が育児や妊娠の期間中に刑に服する場合、問題はさらに先鋭化する。

拘留中の女性の不安定な状況はアルジェリアに限らず一般的に見られる。これは世界において女性の犯罪率が比較的低いことによる。そのため、国連は拘留中の女性の状況について最小限の規定を定めているが、これを確実に尊重するための有効な手段の設置も進んでいない。アルジェリアでは、女性は刑務所人口のわずか 2%を占めるに過ぎない(702 人の女性拘留者のう

ち、33人が年少者)。

これだけの人数の者が全国に散在し、しかもそれが年少者、成人、常習犯、不定期の違反者、重罪を犯した者などから成ることから、有効な社会復帰政策を追究することは困難である。これらの女性をすべて一つの刑務所に集めることが実際的な解決策であるが、これは家族の近くに居ることを不可能にし、家族にとって不利となる。

手段が不十分であることに加え、刑務所において少数者であることから、女性は明らかに差別されている。これは世界のほとんどすべての国で問題となっており、刑務所人口の中の弱い立場の集団(年少者、HIV被害者、障害者など)すべてに関係することである。

しかし、グローバル化や交流の自由化、労働市場における女性労働の流動によって、女性の参入が継続的に増加していることから、女性の犯罪率が大幅に増加することが予測される。

この状況が忌むべき行為を行う女性の増加をもたらすことは避けられないことであり、こうした犯罪に対応する行動や措置が必要となるだろう。

結論

これまで述べてきたことから、アルジェリアの行刑制度は女性に対して差別的ではないが、法の前の平等が定められた権利の有効な行使によって必ずしも具現化されていないように思われる。この現実が、女性に法的に認められている保護を弱め、それを無効にしている。

これは、公的機関に対して、女性が社会の弱い立場の集団の一員であることを認識させ、女性が社会的制約から解放されるための積極的措置の確立を必要にする。

こうした措置は、家族法の中に夫と妻の平等を定め、女性がいかなる暴力の被害者である場合も、真の法的、心理的、財政的支援をもたらすことを通して施行中の法的枠組みを強化するものでなければならない。

1999年に国家元首によって国家司法改革委員会が設置され、現行制度の改革に向けたガイドラインが打ち出された。公的機関はこの枠組みに沿って、現行の法的仕組みの欠陥を軽減し、女性と市民社会の偏見を処理する方法を検討中である。

さまざまな法令(刑法、刑事手続き法、刑務所法、家族法、国籍法)において改正が行われる予定である。これは少なくとも現政府が表明している意志である。議会で正当に代表された広範な社会階層の保守主義の前で、女性の願望がどこまで満たされるかはまだ不明である。

社会において変化の兆しが見られ、日々、女性が基盤を築きつつある中で、希望の余地はある。女性はますます進出し、活発化し、彼らを社会の低い役割に留めておこうとする人々の手を押し返している。

裁判手続きにおける女性の尊厳と権利の支持、促進および確認

弁護士、人権擁護委員

ジョセリン・A・スカット

はじめに

女性はあらゆる法的資格を持ちながら、裁判手続きにおいてその尊厳と権利を否定される危険性がある。民事手続きにおける女性の訴訟当事者もこれに含まれる。また、女性が被告や被害者証人、鑑定証人、証人一般であっても、弁護士、裁判官、軽罪裁判官、法廷メンバー、陪審員、法廷職員、裁判記録係り(速記、録音機、テープレコーダーなどにより審理を記録する)、裁判報告者(ジャーナリスト)、一般大衆の一人の場合であってもそのおそれがある。法廷は男性を念頭に置いて設計された空間であり、事実、裁判官、弁護士、法廷職員、訴訟当事者などさまざまな資格の男性が法廷を牛耳っている。女性は最初から不利な立場に立たされているのである。法廷の備品や空間等の「単純な」レベルから、法廷に付随するアメニティ(陪審員室など)、さらに複雑な形で言語、実体と手続きから成る法律、法定審理全般に至るまで不利な状態が行き届いている。出廷する女性はこれらのすべての側面から、その役割の違いにかかわらず、(さまざまな度合いで)影響を受けるのである。

被害者証人と民事訴訟当事者

被害者／サバイバー証人と民事訴訟当事者は、被告弁護人によって脅されたり、恥をかかされたり、傷つけられたり、侮辱されたり、中傷されることがある。これは、レイプや性的暴行事件の場合にしばしば起こる。同様に、性的嫌がらせのケース(民事訴訟)や差別の申し立て(同じく民事)、家族法、消費者金融およびその他のケースで女性が証言席にすわる場合にも発生する。レイプ事件で女性の尊厳と権利を侵害する問題に焦点があてられ、女性に集中すると、根本的問題が見逃されてしまう。つまり、女性が「矢面に立つ」のは、レイプ事件の被害者証人であるからだけでなく、法廷に登場した女性だからである。これは女性が罪を告発された場合にはつきりする。ここでも同様の力学が働く。女性が反対尋問を受ける際、「セクシュアリティ」が焦点となるよう

に女性の性／ジェンダーに関する質問が集中的に出され、脅迫的な尋問が行われるのである。男性が反対尋問を受ける場合は、同性愛者か性転換者であるとか、その男性が被害者／サバイバーないし被告となった犯罪によって同性愛者が性転換者の「疑いがある」場合以外は、「セクシュアリティ」や性／ジェンダーが焦点となることはない。

鑑定証人、弁護士、裁判官としての女性

女性が鑑定証人の場合も、本人の性／ジェンダーやセクシュアリティに主眼が置かれ、証人が同様に脅されたり中傷されたりする場合がある。これは男性の鑑定人の場合には起こらない。反対尋問において、女性鑑定人には証人として出廷するだけの「問題」もしくは何らかの「個人的」理由があることがほのめかされたり、主張されたりする。子どもの性的虐待やレイプ、家庭における暴行(たとえば被害者の損害賠償要求)の場合、鑑定人が女性であるから、是非とも成果をあげようとしているとか、「感情的に関わっている」とか、男性とうまくやっていけない女性であることなどがほのめかされる。これが露骨に述べられることもあれば、遠回しに言われたり、ほのめかされたりすることもある。

女性弁護士は、被告席や審理の始まる前、もしくはそれ以外の局面(調停や示談)で、男性弁護士からいじめを受けることもある。裁判官も女性の髪型や服装、香水、体重の増減などについてコメントしたり、弁護士席に向かって「紳士諸君」と呼びかけたり、法廷でズボンをはいている女性弁護士の方を「見」なかつたり、その発言を聞こうとしなかつたり、あるいは、男性弁護士をひいきしたり、優先的に処遇したりして、同様な行為を行ってしまうことがある。女性の裁判官や軽罪裁判官は、男性弁護士に横柄な口のきき方をされたり、陰でも法廷でも恥をかかされることもある。男性の裁判官ならば通常このように処遇されることはない。少なくとも面と向かって行われることはない。

陪審員、職員その他の者

裁判官、軽罪裁判官、男性弁護士は女性の陪審員その他に向かって横柄な口のきき方をすることがある。たとえば、女性の陪審員にまるで「おてんば娘」でもあるかのように話しかける場合は、性／ジェンダーおよび(もしくは)セクシュアリティが焦点となっており、男性の陪審員がこのように扱われることはない。

解決策

司法制度の職務にあたっている裁判官、軽罪裁判官、弁護士およびすべての者は、法制度に浸透している差別的パターンや慣行をなくすための継続的な訓練を義務付ける必要がある。差別は社会に浸透しており、法制度に固有の差別があるため、「1回限り」のセミナーや会議では不十分である。裁判官や検事は、不適切で認容できない侮辱的、屈辱的、中傷的な質問を止めさせ、これらに異議を唱える必要性に応えなければならない。1998年の中傷的行為の反差別法(タスマニア)はこう述べている。

s.17(1) 人は、あらゆる環境への配慮を有する理性ある個人であれば、他人が傷つけられたり、屈辱を受けたり、脅されたり、侮辱されたり、中傷を受けることが予想される場合、性およびジエンダー、婚姻の有無、妊娠、母乳育児、親の資格、家族的責任を根拠に、他人を傷つけたり、屈辱を与えたたり、脅したり、侮辱したり、中傷を与えるいかなる行為にも関わってはならない。

法廷の備品やレイアウトや構造を改善し、男性と同様に女性にも適切に対応するものにすべきである。子どもの証人や障害のある人が出廷した際に備品の大きさや位置などの問題が批判されることがある。しかし、女性が出廷した場合にこうした問題に関心は払われなかった。払われるべきである。法廷において女性の権利や尊厳や福祉を確実に保護し擁護するために、法廷は公開されなければならない。公開されることによってのみ、われわれ(一般大衆、市民)は女性の権利が認められているか、侵害されているかを知ることができる。特にレイプ事件などで女性が証言する場合、法廷を「非公開」にすべきだと女性はしばしば信じさせられるが、この方法では女性がより弱い立場に陥ってしまう。女性が証言するのは、誰もいない部屋ではなく、男性によって男性のために設計された法廷である。そして、裁判官、助手、法廷職員のほとんど、陪審員や弁護士の半分は男性である。法廷に入れないのは、女性の証人の支援者や、落ち度はあるものの法廷内で起きる事柄を報道できるメディアである。一般大衆は法廷で起きることを知る必要がある。立ち入った質問や不適切で認容できない問い合わせ、辱めたり、中傷したり、侮蔑を与える質問が証人に向けられた場合、われわれはそのことを知る必要がある。これは、法廷に立つ女性を軽蔑することで女性の権利を否定し、尊厳を否定し、かつ裁判制度をおとしめるこれらの行為にストップをかけるには、それ以外に方法はない。

JAS、2000年11月

刑事裁判に見る司法、正当防衛、女性の生存 —正当防衛と女性の生存をめぐる事例研究—

弁護士、人権擁護委員
ジョセリン・A・スカット

判決がジェンダー、人種、民族、階級、性的指向の枠組みの中で下されることから、目をそらそうとする誘惑は非常に強い。… 事実や信憑性、法的見解がジェンダーや人種的偏見に基づいて解釈された場合、どうすればいいのだろうか。裁判制度はどう機能するのだろうか。

ジュディス・レズニク「上院司法委員会から郡裁判所へ：判決に見るジェンダー、人種および民族」『アメリカにおける人種、ジェンダー、権力』(1995年)所収

1998年、エチオピアで殺人を犯した若い女性が正当防衛の理由で無罪を言い渡された。彼女を妻とし、レイプし、虐待した男を射殺したのである。他の国の法律でも彼女は無罪になるだろうか。

アベラシュは14歳の時に誘拐され、この男の下に連れていかれた。男は彼女が妊娠したら結婚する予定だった。こうした伝統は今も昔も他の諸国にも見られる社会的慣行である。他の裁判制度でも、こうした状況で人を殺す女性は法律によって無罪となるだろうか。レイプされたりレイプを恐れて殺人をする女性に正当防衛が認められるのだろうか。

英国に由来する法制度では、法律で認める正当防衛は、自分が殺されると信じた人にのみ適用される。その場合にのみ、殺人者は正当防衛の理由で無罪になるのである。1980年代、オーストラリア上級裁判所はレイプされるないし襲われる恐怖も正当防衛の理由になると判断した。とはいえ、この変かも女性を助けることになっていない。なぜなら、正当防衛を定めた律は依然として、男性ではなく女性を違法の殺人で告発するところで運用されているからである。

このことは正当防衛の主張がたいていの場合、女性が直面する事実や状況に基づくことから明らかである。女性が結婚や同棲中に継続的に暴行や性的虐待を受けるという状況である。場合によっては、こうした状況にある女性を法律で守るために、いわゆる「被虐待女性シンドローム」が適用されてきた。暴力的な関係に閉じ込められた女性は「自分の無力を学び取る」ので、法律がこれを「特別の事例」と認め、殺人について無罪とするか、少なくとも故殺としてのみ有罪にすべきだとする考え方である。

このような刑法および女性の立場に対する取組みによって、裁判制度は男女「平等」になるのだろうか、また女性の権利は促進されるのだろうか。問題は女性に「無力」というレッテルを貼ることで、こ

うした方法で利益を受ける女性はごく少数しかないことがある。さらに多くの女性は有罪となる可能性が高い。なぜなら、女性が「無力」だと主張しても、その女性が暴行者を殺したことは明らかに無力ではないという証拠になるため、裁判官や陪審はこの矛盾を無罪ではなく有罪の理由とみなすいからである。

同様に、こうした方式は実際に生きている女性の現実にそぐわない。

専門家の証言と殺人をおかす女性

パートナーから長年暴力を受けた女性が殺人を犯した場合、オーストラリア、イギリス、アメリカ、カナダその他の裁判所は、結婚や同棲関係の中での暴行、虐待について、それが女性の生命におよぼした影響について「専門家の証言」を提出することを主張するようになった。また、殺人の罪を問われた特定の女性に及ぼした影響もその対象となる。これによって裁判官や陪審は女性が男性を殺した理由について理解が深まるだろうし、他に選択の余地や逃れるすべがないためここまで来てしまったことが理解できるという考え方である。

しかし、この証拠が殺人者となった女性にとってほんとうに価値のあるものとなるには、「被虐待女性シンドローム」といった「新しい」「弁護」ではなく、正当防衛ないし挑発に関する法律の原則、すなわち殺人の責任をまぬかれさせるために作られた法律の原則に沿ったものである必要がある。オーストラリアの判例「R. 対オスランド」裁判は、この法律が女性の利益と正義に反する形で用いられた良い例である。そこでは暴力をふるうパートナーを殺した女性の立場を正当防衛の法律とは「異なる」、別の立場だとみなし、彼女を殺人の責任から解放するために、「新たな」弁護をでっちあげる必要があるかのようた様相を示した。そこでは性的虐待といわれる「被虐待女性シンドローム」の両方について専門家の証言が認められた。開業医のピーターセン医師がミズ・オスランドが治療を受けにきたことについて証言した。通院は一家がビクトリア州から西オーストラリアの北西部カラサに越してきてから継続的に行われた。法医学と臨床心理学の専門家であるK. バーン医師がいわゆる「被虐待女性シンドローム」について証言を行った。

しかしながら、専門家の証言を認めるだけでは不十分である。

裁判官の義務として、陪審がこうした証拠をどのように使うかについて適切な指示をあたえなければならない。それなしでは、陪審は問題の法律との関係がわからないまま証言を聞くことになる。「クイーン対オスランド」裁判でもまさにそうであった。

ミズ・オスランドおよび彼女がミスター・オスランド殺しに加わったことについて、挑発と正当防衛が引き合いに出されたが、「被虐待女性シンドローム」に焦点をあてたことは役に立たなかった。裁判全体で以下の点で混乱が見られたのである。

- ・「被虐待女性シンドローム」とは何か。
- ・「被虐待女性シンドローム」はミズ・オスランドとその裁判にどういう関係があるのか。
- ・「被虐待女性シンドローム」と正当防衛との関係
- ・「被虐待女性シンドローム」と兆発との関係

「被虐待女性シンドローム」は無意味

13年にわたる結婚生活の間、ヘザー・オスランドはたびたび別居しながら、自分と4人の子どもに対するフランク・オスランドの日常的暴力に耐えてきた。ヘザー・オスランドと子どもたちは完全に夫の支配下に置かれていたのである。手始めにフランクは彼女と子どもたちが守るべき「ルール」を定めた。常に静かにしていること。食事時はすべて彼の指示に従い、誰がどういう順序で食べるかも彼が決め、まず彼の必要を満たすべきこと。家はピカピカにしておくこと。昼の弁当は毎朝ヘザー・オスランドが用意すること。寝るときも眠るか目を覚ますかは彼の要求に従い、彼が決めたパターンにしたがって眠ったり目を覚ましたりすること、などである。ほかにもさまざまな「ルール」があった。彼女の頭に銃をむける、子どもの一人は頸を折られ、もう一人は歯を殴られたため歯茎は血まみれになり、矯正器が口の中で押しつぶされる、殴る、蹴る、彼女の頭を風呂おけの水に押し込む、枕やじゅうたんに彼女の頭を押し付けて息もできないようにするなどの暴力がふるわれた。家族のペットを彼女や子どもたちの見ている前で蹴り殴り殺したり、餌をいっさいやらなかつたりした。ウサギの小屋に草でつづいたり、鳥小屋の空っぽの容器に種を放り込んだりしたら、ただではおかないと脅した。

こうした事柄をもってこの殺人を正当防衛ないし兆発とする理由にあげる代わりに、法廷は「被虐待女性シンドローム」を持ち出して混乱を招いた。裁判官はさまざまなやり方でこれに対処し、裁判の課程全体を通して「被虐待女性シンドローム」なるものを持ち出して、陪審のために要約した。そのほか以下のような表現も使われた。

- ・「一定の徵候」「一定の徵候以外なものでもない」「病気ではない」「兆しや徵候が集まつたもの」
- ・皮きりの一部ではなく、「ストックホルム・シンドローム」の一部だった
- ・ミズ・オスランドが自ら持ちこんだ、あるいはそこにはまったくたカテゴリー「彼女がそれにあてはまるかどうか…」は「重要ではないといえる」事柄
- ・「検察官は…彼女がついにキレたか「自制を失った」とのではないと、(陪審を)を納得させなかつたという結論を出すために」、陪審が使ってもいい事柄。

- ・「弁護」として。
- ・「弁護」ではないものとして。
- ・挑発ないし正当防衛を支持する事柄として/陪審が正当防衛および兆発という弁護を考慮する際、身体および心理的虐待の事実を受け入れるために利用できる事柄として。
- ・正当防衛および兆発という「弁護に関連し、かつその一部として(ママ)」
- ・兆発および正当防衛に関連する以外の事柄として。
- ・ミズ・オスランドの弁護が「依拠する」事柄として。どういう方法で、法律的にどういう目的で依拠するのかは具体的に示されず、規定もされていない。
- ・「現在すでに法律で認められている」事柄として。ただし、「こうした弁護の結果については、私は個人的にごく限られた事例しか読んでいない…」
- ・「あなたが言う被虐待女性シンドローム」({あなた}とはミズ・オスランドの弁護士)
- ・「法律の場で散在している」「めずらしい問題」(ないし「めずらしい問題に関係した」事柄
- ・「彼女の事例に固有の特色」ないし「特別の場合」に正当防衛や兆発を適用できる事柄
- ・「ほとんど不必要な」証拠として

こうしたコメントの大半は陪審にたいする説示(要約)に含まれていた。そうでないものも、ほとんどが陪審のいるところで発せられたものである。陪審が不在のところでの発言はもちろん直接陪審に影響を与えないだろう。しかしながら、これらの発言からは、厳密に「被虐待女性シンドローム」とはなにか、何を意味するの分りがたいし、混乱するだけである。それがミズ・オスランドの際癌とどう関連するのか、法律一般とくに正当防衛と兆発の法律適用とどう関連するのか分らない。さらに、これらのコメントは、ヘザー・オスランドが受けた暴力を正当防衛や兆発という「通常」のルールに関連づけることを否定するものである。こうしたコメントによって陪審は本来なすべき仕事から逸脱することになった。すなわち、殺人が意図的に行われたのかどうかを判断するという仕事である。殺人がおきた時点でその死が命を救いたいという思いがもたらした結果なのか、フランク・オスランドの命を絶ちたいという一心による結果なのかを判断しなければならない。

陪審への説明には以下のような言葉や表現が用いられた。

… 事実は数え切れないほどある。非常に重要なものもあれば、重要なもの、まったく重要な事実もある。10年以上も前の事件を引き合いに出して、必然的に事を長引かせてきたこともあるといわざるをえないが、酌量の余地がある。カラサでの生活、とくにベンディゴ当時の生活がある程度、重要な遠因となった。ここでの犯罪からは遠く離れてはいるが、今や重要となった事実と密接に結びついている。すべてはあなた方の前にある。真偽を見分ける仕事は済んでいない。こうした事柄をふまえて、あなた方自身で何が重要かを決めてほしい。

さまざまな昔の事実を掘り起こしたのは被虐待女性シンドロームを確立し、裏付けるためであると言わなければならない。ミセス・オスランドの弁護士はこれに依拠している。

[専門家に関して]

専門家がこの裁判の事実を判断するわけではない。その機能はあくまであなた方にあり、専門家は、たとえばヘザー・オスランドが被虐待女性シンドロームにあてはまるかどうかについて、どういう結論を下すべきか教えることはできない。

バーン医師はマキーバー氏の質問に答えて、彼女が被虐待女性シンドロームにあてはまると結論づけるまでに、何時間インタビューとカウンセリングに費やしたかを導き出した。こうした事柄が意見表明に重要であるかどうかを決めるのはまったくあなた方が次第である。論議的目的であるバーン医師については、彼の科学的判断でミセス・オスランドが被虐待女性シンドロームにあてはまるとして、その上で表明した意見が事実に即しているかどうかだけでなく、あなた方が彼女を被虐待女性だと思われるなら、そのことがフランク・オスランド殺害になんらかの関係があるかどうかということの方が重要であろう…

この一家の生活や昔のこと、フランク・オスランドの暴力や悪行を持ち出すのは、特定の理由によって許される。第一に、被虐待女性シンドロームに関連して、さらには7月31日の夜、の二人の精神状態とありうる反応にもつながりがある。

…先に述べた理由で、この事件には法的にいくぶん通常とは異なる側面が見られる。オスランドの生活と人生、ヘザー・オスランドの弁護士が正当防衛および兆発に関連すると主張する被虐待女性シンドロームとのつながりである。それに、被虐待女性シンドロームであるとないと問わず、デイビッド・アルビオンの抗弁は、これがフランク・オスランドが過去に脅しに関連して行使した暴力簿言うに依拠市、正当防衛と兆発にあてはまるとしている。

共犯についてはまったく別に扱うべきであるという点では、これ以上議論する必要はないと思われる。ヘザー・オスランドの正当防衛と兆発を押し出した抗弁は、被虐待女性シンドロームに依拠しているために、この事件特有の特徴がみられる。だが、被虐待家族の抗弁があるのか、という点を私は強調したい。ただし、ある時点でそうした事実があったと考えることはできる。しかし、デイビッド・アルビオンの行っている抗弁は、被虐待女性の抗弁ではない反面、これに関連した概念に依拠している。

予審判事は明快な説明もないまま、バーン医師の証言を認めた直後、こう述べている。

「被虐待女性シンドロームを陪審としてどう扱うかについてはすでに述べた。概して、このシンドロームは問題をめぐる証言から生じると言われており、専門的意味ではバーン医師の説明と彼の意

見に依拠している。」

「被虐待女性シンドローム」の扱い方についての陪審に対する説明はこれすべてであった。

有罪とされたミズ・オスランドは上訴した。そこでも彼女は「被虐待女性シンドローム」および彼女の事件との関係についてましな反応や説明を得られなかつた。控訴院は「被虐待女性シンドローム」をバーン医師の証言との関連で取り上げた。

専門家の証言、その他の資料の評価に当たつて、陪臣がなすべきことはミズ・オスランドが「被虐待女性シンドローム」の範疇に入るのか、あるいはなんらかの「被虐待女性という分類」に入るの判断だとされ、この方式が批判も受けずに採用されたのである。

「… 上訴の主張は、兆発という問題を陪審がどう扱うべきかについて十分明確にすることを迫つている。殺人が起きた時点で、被告が被虐待女性の範疇下にあつたことを示唆する証拠が関連しているからである。

上訴裁判所は予審法廷と同じ過ちに陥つたのである。つまり、予審法廷は「被虐待女性シンドローム」の扱い方を困難にし、この女性が生きてきた現実、暴力とその影響、正当防衛ないし兆発という抗弁との関連に目を向けることをしなかつた。

「被虐待女性シンドローム」や「被虐待女性」に焦点をあてることで、あたかも問題は以下のようなあるかのような間違いを犯したのである。

- ・ 殺人で告訴された女性は「被虐待女性」なのか。
- ・ 彼女は「『被虐待女性シンドローム』の範疇に入る」のか。
- ・ 「被虐待女性」の特徴が見られるか。
- ・ 「被虐待女性」の特徴のいずれかにあてはまるのか。

もし、あてはまるのなら特徴がいくつあれば「十分」なのか。しかし、問題はこうしたことではない。

被虐待女性の現実

「被虐待女性シンドローム」とは、「被虐待女性の現実」と言うべき事柄の簡略したいい方であり、また(丁寧な言い方をすれば)この女性の人生における外的状況であつて、彼女が殺した時点で、正当防衛(ないし挑発によって)そうした行為に走つたことを示しうる事柄」である。

オスランド事件において予審判事と上訴法廷は、「被虐待女性シンドローム」を正当防衛や挑発とは区別すべき特徴、ないし「特異な」、「特別の」特徴だとしたが、これとは反対にこのシンドロームは刑事裁判では正当防衛や挑発と直接かかわってはじめて価値を持つのである。暴力の証拠とそれが女性に与えた影響は、殺人が起つた状況(暴行、性的強制、虐待などなど)に直接かかわる。

それは検察官が(殺人を証明するためにやるべきこととして、以下の点を立証したかどうかに関わりない。

- ・(暴力、虐待、性的暴行／暴力などが継続する)状況下で、正当防衛を主張する女性は、自分の身を守るために(殺されそうになるとレイプや性暴力にさらされて)行動に出る必要があったと確信していない。
- ・(暴力、虐待、性的暴行／暴力などが継続する)状況下で、故人を殺したことは無理がなかったとは言えない。
- ・(暴力、虐待、性的暴行／暴力などが継続する)状況下で、挑発を主張する女性は実際にいかなる不当な行為、侮辱ないし連続的な行為や侮辱は受けていなかった。

すなわち、自制力のある(同じ年齢の)「普通の人」を挑発し、故人を殺す状況の下で限界を超えるような行為や侮辱は受けていなかった。あるいは、彼女がそうして殺害にいたったと疑って当然か否かである。

「被虐待女性シンドローム」は法廷で困難を引き起こしていることは明らかである。これを「許容」する裁判所もあれば、懐疑的に見る裁判所もある。

裁判所が懐疑的になるのも当然である。「無力さを学び取った」女性が、自分の命を救うために学習した無力さを逆転させるというのは意味をなさない。率直に言って、筋が通らない話である。

被虐待女性の現実

こうした取り上げ方は裁判所にとって意味をなさないだけでなく、女性の人生にとっても意味をなさない。

「被虐待女性シンドローム」は家庭で犯罪的暴力やその他の家庭内暴力にさらされて生きる女性を医学の対象とし、こうした女性が置かれている現実や社会の反応などには目を向けない。「無力を学び取る」状況下の女性は、むしろ自分の身は自分で守るしかないことを学ぶのである。

夫やパートナー(元夫や両親)から暴力を受けている女性に「典型的な」特徴があるとすれば、女性が助けを求めていることである。問題は、助けを得られないことにある。

暴行される女性は家族や友人、カウンセラーや心理学者、宗教指導者(牧師、神父、ラビといった)「他人」に助けを求める。「複合家族」の実家、両親が住む家に帰ると、あるいは帰ろうと思うと、元の「自分の」部屋を他のきょうだいが使っていたり、休憩室や物置になっていることがわかる。両親は娘が暴行されていることをなかなか受け入れないし、娘は自分に対する暴力をきちんと説明でき

ない。結局、自分でも説明がつかないのである。結婚には「困難」がつきものだとか、いくぶんかの「あらっぽい扱い」はつきものだという認識がいささかでもあれば、家族の反応は「自業自得」といったものになりかねない。牧師や神父その他の人のところへ行つても、たいていはこう言われる。「夫の元にとどまるのが義務だ」「結婚を守りぬく責任がある」「夫の要求を満たす必要がある」などなど。女性の言い分は聞いてもらえない。

医者やカウンセラーに助力を求めて同じである。医者が耳を傾けず、カウンセラーや心理学者も同じように反応が鈍いことを示す調査結果は山ほどある。結局、彼らは家庭で暴力を受けている女性の現実について何を学んだのだろうか。大学の教科にこうした現象を扱う課程があるのだろうか。1970年代末から80年代初期にオーストラリアで行われた全国調査では、「バリウムを」渡すとか、モゴドンその他の催眠剤を出すというのが医療従事者の反応であることが判明した。つまり「医者の頭痛の種にならないよう女性に薬を渡す」というやり方が見られるのである。

女性が警察に行くこともある。一度の暴力では行かないし、二度か三度くらいでも行かない。自分の身に実際に不安を感じたとき、命を脅かされたとき、警察に助けを求める。ある程度の暴力には耐えられる、生き延びられることを「受け入れる」のである。警察に助けを求めるのは、自分で何とかできる程度を超えた暴力にさらされたとき、あるいはそうなるというの恐怖を抱いたときである。

ヘザー・オスランドと子どもたちは警察へ行ったものの、ひどい扱いを受けた。ミズ・オスランドと子どもたちに加えて、隣人その他の証言から、彼らが何度も警察へ行き、警察が数回やってきたことがわかっている。オスランド氏が斧を持ってミズ・オスランドの家にきて、ドアを破って入ろうとしたことがあった。ミズ・オスランドが家族といっしょに自立しようと決意して、夫の元を去った時のことである。また、隣人の証言に出てくる警官は、一家がおどおどと車道から出していく姿と、フランク・オスランドがのしかかるように立って、彼らにこぶしと腕を振り回している光景を目撃していたこともある。さらに、クリスマスにはライトをつけた警察の車が数台やってきた。オスランド氏が格好をつけて歩いてきて、ブリーフケースを友人に渡し、警察に対処する間持つてくれというのを、隣人が目撃している。

警察は「これは刑事事件ではない、民事だ」「われわれの出る幕ではない」とお経のように繰り返すことで悪名高い。介入命令、性的いたずら禁止命令、差止め命令もこうした状況下の女性の助けになってこなかつた。むしろ、家庭での犯罪性暴行は民事法廷で止めさせる「命令」を出すべきだという見解を警察に対し(間違つて)確認している(違法行為に敬意を払つてゐるわけだが、それでも命令が実施されることはめつたにない)。家族に対して暴力を振るつた人間を、警察が逮捕し刑事裁判にかけるものとはされていないのである。

民事、家庭、刑事のいずれであれ女性は裁判に訴える。著書「最上の家庭さえも("Even in the Best of Homes")」で引用した事例では、夫の暴力について証言しようと証人待合室で待つてゐた女性に警察がやってきた。弁護士は彼女に向かって、「夫を刑務所に入れたくはないだろう」と聞いた。「家に帰つて少しダイエットして、メーキャップでもしたほうがいいよ。そうすればまた夫に愛

されるというものだ。」「ダイエットする」だけでなく、何よりも「また夫に愛される」ことを願った彼女は、助言に従い家に帰った。メイキャップをし、少しはやせたはずだが、いつそうひどい暴力を受けてしまった。十分予測できた結果にはかならない。

女性が介入命令や性的嫌がらせ禁止命令を求めれば、軽罪判事はその命令を出す。その他の人びとは説教をする。「夫が彼女の後をつけるのがどうして問題なのだ。彼女の夫ではないか。彼女に戻ってもらいたいに決まっている。」花やチョコレートが愛情のしるしなどではなく、操ろうとする意図、圧力、「おどし」、ストーキングの証拠であることを理解できない人も少なくない。

医学的証拠、暴力およびレイプ

同様に、医者も女性の言い分と反する立場をとりやすい。医者とその医者に助けを求めた女性が法廷で証言をすると、この欠点はさらに倍加する。二人が明らかにまったく話しをするからである。こうしたことが起こるのは、家庭で暴力を受けたりレイプされて助けを求めて来た女性の話を、医者がきちんと聞こうとしな、あるいは話をすべて聞きたがらないためである。この事情は判事も変わらない。

女性が自分の状況について助けを求めるようとした話をしても、またその証拠をあげても、判事が聞く耳を持たないことが非常に多い。こうした話はchその一例がR. 対オスランド裁判である。この裁判の場合、陪審は法廷に出された医学的証拠について適切な説明を受けなかったとする意見が聞かれる。これは家庭での犯罪行為その他の家庭内暴力や、それと殺人を犯す女性との関係について、十分な知識や理解に欠けるところから発していることを示すと言えるだろう。

R. 対オスランド裁判では、肛門レイプを示す医学的状況について、ミズ・オスランドと医師が証言した。ミズ・オスランドの証言は、オスランド氏によって肛門レイプを受けたというものであった。ピーターセン医師は陪審の前で「夫婦間の不和」に留意したと証言した。聞く側がどうにでも取れう持つて回った言い方である。

この分野での調査結果

- ・ 女性は性的暴行、虐待、レイプ一般について語りたがらないことが多い。とくに結婚その他の家庭環境の中での暴力には口をつぐむ。
- ・ 女性はしばしば「レイプ」をレイプだと思っていない。とくに、結婚のような親密な関係で起きる場合はレイプと受け止めない。
- ・ 女性はその行為が起きてからしばらくたって、またたいていは暴力的関係を逃れた後で、性的暴行やレイプその他を「レイプ」と認識するにいたることが多い。

- ・女性は一般的に自分がかかっている医者に暴行の事実をあかさない。あるいは少なくともかなりの女性が、家庭での犯罪行為その他の家庭内暴力、すなわちレイプや性的虐待を打ち明けない。
- ・女性患者が家庭でレイプや性的虐待などの犯罪行為その他の家庭内暴力を受けていることに、医者は敏感ではない。
- ・医者は家庭での犯罪行為その他の家庭内暴力、すなわち性的虐待やレイプなどを無視したり見過ごしかねないし、その事実を「認識」できないことがある。
- ・家庭内暴力が発生し、その結果問題が起きると、医者は治療のため(抑えるための)薬、抗うつ剤や精神安定剤などを処方する。

こうしたことすべてが肛門レイプにあてはまるし、性的ではない虐待や暴力、その他の形の性的虐待や搾取にはいっそう確実にあてはまる。ピーターセン医師は(1991年7月にいたる)長年の治療記録を説明し、尿道感染や性交時の痛み、膿の腫れ、出血、痛みなどに抗うつ剤と精神安定剤を処方したと説明した(精神安定剤はミュリラックス、抗うつ剤はトライプタノールとプロチアジン)。ここで同医師は彼女が「夫婦間の不和」を訴えたと受け止めたのである。

ミズ・オスランドが肛門レイプの証言をしたことは疑いようがない。フランク・オスランドが死ぬまで彼女が長年の間継続的に肛門レイプを受けていたという証拠については、かなりの議論があった。ひとつには、ミス・オスランドが警察で聞かれた時、肛門レイプについて何も言わなかつたという理由から、「最近のでっちあげ」とする見方があった。ミズ・オスランドは警察の事情聴取を行った(サッチャ一氏と共に)警察官のミラー氏には話したと証言している。ミラー氏は補佐的役割を取っていた。彼女がピーターセン医師に訴えていないという主張もあった。

判事はピーターセン医師の証言について2ページを費やして陪審に説明しているが、ミズ・オスランドの証言については簡単に触れただけである。その一節はこう述べている。

「こうしたこと(強制的な肛門性交)が起きたかどうか、その頻度、彼女の意思に反する行為であったかどうかを決めるのはあなたがた次第である。これについて私が言うことはあまりない。夫婦間の性的欲望ややり方に限界を設けることはできないと思われる。あなた方が証拠を踏まえた意見に立つ限り、どのような結論を出そうと自由である。唯一の問題は、殺害とヘザー・オスランドの恐怖や理性との明確なつながりである。…

… 彼女が「信頼する医師」であるピーターセン医師にも訴えなかつたことは明らかである。しかも彼女は難治性の尿道感染の治療を受けていたのであり、それについて彼女はこれだけ長期間、なにも語らなかつたというのである。

ピーターセン医師について、判事はこうも述べている。

「医師の証言からして、彼は患者が結婚問題を抱えていることに気がついていた。この問題は当然、ミズ・オスランドに対する反対尋問で取り上げられた。全体として彼女は、暴行だけでなく彼女が強制的性交と呼ぶも問題についても黙っていたという。医師がそれについて実際に何かいうことがあれば、取り上げられただろうが、彼女は進んでそうしようとしなかった。この問題の判断はあなた方にまかせる。」

ミズ・オスランドの弁護士は、ミズ・オスランドが「信頼する医師」に何も言わなかったという発言を変えるよう要求した。ピーターセン医師がミズ・オスランドの「信頼する医師」だったとするのは正確ではないとしたのである。また、フランク・オスランドの死後、骨盤の感染病/膀胱炎や腫れが消えたかどうか明らかにしてほしいとも要求した。判事はミズ・オスランドの「尿道動感染が継続した」と述べた意味は、オスランドが死んだ時までのことで、その後についての証拠は追求していないことを明らかにした。「信頼する」医師に明かさなかった断言したことは重要であるという理由で、この要求は却下された。

「被虐待女性の現実」における正当防衛と兆発のガイドライン

法廷はこれ以上、殺人をおかす女性に対する正当防衛と兆発のルールの適用をためらうことを許されるべきではない。最高レベルの裁判所には、第一審裁判所や上訴裁判所のために、女性が家庭環境の中で継続的に暴力、虐待、暴行、脅し(性暴力や虐待、暴行、脅しなど)にさらされている場合、これらを証拠として扱うための「モデル・ガイドライン」「モデルとな心得」を作成する義務がある。

マロット対国の裁判ではこう述べられている。

「A… 「被虐待女性シンドローム」は、告発された女性が無罪を得るためにこのシンドロームにかかるていることを証明すれば済むような法的弁護ではない。…

正当防衛行使する被虐待女性の「シンドローム化」と法廷はどうたたかうべきか。たとえば、正当防衛を主張する女性が道徳的に(ママ)有罪かどうかを審理する際は、被虐待女性という立場や「被虐待女性シンドローム」かかっていると主張する資格についてではなく、その女性の個人的経験、女性としての経験に基づき「理に適った」行為だったかどうかに焦点を当てなければならない。

… 「被虐待女性シンドローム」にかかっていることを立証するために、「学習した無力感」や依存性、被害者心理、低い自尊心などを強調すれば、法律的議論は自分の命を守るための彼女の行動を

客観的に見ことから離れて、虐待から逃れられなかつたという個人的欠点を論ずることになる。これは女性に対する社会のステレオタイプ的見かたにぴったり当てはまるのである。したがつて、こうした強調のおき方は徹底して避けなければならない。」

マロット裁判ではさらに、女性が長年暴力にさらされてきた経過と女性が犯す殺人との関連は、陪審にとって扱いにくいだけでなく、正当防衛を真剣に取り上げたいという願いもあることを指摘した。

「虐待者殺害で告発された女性の陪審裁判において、こうした原則はどういう具体的影響を持つべきか。… 刑事事件で被虐待女性の思いが適切かどうかが問われるところでは、判事と陪審は女性自身の人生や関係を踏まえて、個人的な被虐待の経験と他の女性たちにと共通する経験の両方を評価しなければならない。しかも、社会も裁判制度も歴史的に女性の経験を過小評価してきたという背景がある。判事と陪審には、被虐待女性の経験は概して平均的な判事や陪審の共通理解を超えていることを教えられる必要があるし、自分たちの持つ神話やステレオタイプを乗り越えるために、提出された証拠を理解する道を見出すべきである。さらにまた、こうしたことはすべて、被虐待女性に関する新旧のステレオタイプに依拠することなく、女性の行動の妥当性に焦点をあてるやり方で提出されなければならない。」

「被虐待女性シンドロームに関する専門家の証言の扱い方にも問題が出されている。抗した証言それ自体は、被虐待女性をめぐる社会の神話やステレオタイプとたたかうものとして許されるが、「被虐待女性」の新たなステレオタイプ化も招いている。… 被害を受け、受身で無力かつ依存的な被虐待女性というステレオタイプにあてはまらない女性は、正当防衛の主張を正当に認められない可能性がある。たとえば、あり余る実力やイニシアチブを発揮してきた女性、有色人種の女性、専門職の女性、これまで何度も虐待者にやり返したことのある女性は、典型的な被虐待女性というステレオタイプのイメージにあてはまらないという理由で罰せられるべきではない。… 言うまでもなく、こうした特徴を持つ女性でも正当防衛を認められる資格はあるし、彼女たちの経験を被虐待女性の経験として分析される資格がある。」

陪審に対する指示——医学的証拠

R. 対オスランド裁判では医学的証拠が提出されたが、その扱い方について陪審は異化の点を指摘されるべきだったといえる。

- ・ 肛門レイプという証拠が「最近のでっちあげ」というのは検察側の主張だった。

- ・ミズ・オスランドが医者にそのことを具体的に語らなかつたので、「最近のでっちあげ」の可能性がある。
- ・事情聴取の記録が取られている間に、警察官にそのことを彼女が語らなかつたことが、「最近のでっちあげ」の裏付けとなりうる。
- ・彼女は記録が取られていないときに警察官の一人に話したと語っており、その警察官は検察と弁護側のいずれからも証言ないし反対尋問を求められなかつた。
- ・ミズ・オスランドはピーターセン医師に「夫婦間の不和」について語った。(もしくは、ミズ・オスワルドが語つたレイプと暴力を、ピーターセン医師が「夫婦間の不和」という話に変えた)。
- ・彼女は医師に「性交時の痛み」を訴えた。
- ・膣や尿道からの出血を訴えた。
- ・夫婦間レイプをふくめ、家庭内での犯罪行為その他の家庭内暴力について、医師には訴えない女性が多い。
- ・肛門性交の強制は、女性にとってとくに医者には話しにくい。
- ・医師の証言は、彼女が何度も「夫婦間の不和」を訴えたというものである。
- ・医師は女性の患者が家庭での犯罪行為、家庭内暴力にさらされていることを「取り上げ」ない場合が多いことが調査で判明している。
- ・調査の結果、医師と家庭内暴力を受けている女性とのコミュニケーションでは、医師は女性が暴力を訴えているのだと確信したり、見ぬくことが出来ず、彼女の不調や病気の理由がそこにあり、そのために治療を求め、病院に来たことを受け入れないことが多いことが分った。
- ・患者が家庭での犯罪行為、家庭内暴力にさらされている、そのことを訴えていると認識できるためには、医者に対する訓練が必要であることが認められている。
- ・医師がこの範疇に入る患者に適切な治療を行えるよう、トレーニングの必要性が認められる。

陪審に対する指示—「被虐待女性シンドローム」ではなく、「被虐待女性の現実」と正当防衛

長年におよぶ暴力の証拠が提出された場合、判事は陪審に対する説明の中で、法律は女性が達人で有罪になるのを「逃れる」ためには「被虐待女性シンドローム」に「当てはまる」必要があるとはしていないことを、明確にすべきである。証拠は陪審がそういう判断を下すために提出されたのではない。

一例として、R.対オスランド裁判では、少なくとも裁判記録や上訴法廷では、「被虐待女性シンドローム」に「当てはまる」というやり方が認められる。裁判ではミズ・オスランドが難しい立場に立つと言

えるときに、こうしたやり方で「被虐謠女性シンドローム」の証拠が陪審の前に示されたのは明らかである。息子のデイビッド・アルビオンはそうしたことには直面しなかった。彼の場合は「直接的に」正当防衛と兆発が申し立てられたのである。彼女はの「何か別のもの」を利用しているよう形になった。

陪審はアルビオン氏について正当防衛ないし兆発の原則を適用するか義務があったが、ミズ・オスランドに対してはその原則を適用することが、自分たちの仕事だとはつきりしていなかった。それにもまして、この点をどう扱うかだけでなく、裁判全体を通して、(少なくとも)混乱があつた可能性がある。

マロット裁判で指摘されたように、R. 対ラベル裁判では二つの理由から専門家の証言が受け入れられた。

- ・ 被虐待女性の経験や彼女の行動の妥当性についての理解につきものの神話、ステレオタイプを取り去るため。
- ・ 正当防衛との関連で女性の経験や視点は男性のそれと異なるであろうし、女性の視点は今や、理性ある人間の「客観的」基準として同等に伝えなければならないからである。

この裁判ではいわゆる「被虐待女性シンドローム」や性的虐待を含む継続的暴力と虐待の証拠との関連で、弁護士や判事の発言に神話やステレオタイプが色濃かったこともまた、他の難しさとは別に、認められるだろう。たとえば、判事は繰り返し、暴力を受けたにもかかわらず、ミズ・オスランドがフランク・オスランドの元にとどまつた、ないし結婚生活を続けたと語った(その暴力も彼女が証言した、自由な証人による証言だと述べた。)さらに判事はミズ・オスランドが結婚していても有給の仕事についていると語った。オスランド氏の「支配」下におかれ、彼との関係に「閉じ込められ」という彼女の証言は事実と異なるというのである。他の被とびとはこうした状況におかれた場合、家庭裁判所に行くなど別の道を探す、という意見を述べたこともある。

こうした意見を述べるならば、この分野についての知識を参考して補完するのが当然である。陪審はこうした点に関して、判事と弁護士が伝える適切な情報、あげられた証拠全般に基づいて判断を下すしかない。裁判記録を読むと、判事は以下の点を陪審につたえることができたはずであるし、そうすべきだったという向きもある。

- ・ 女性は社会化、経済、子どもに対する責任、住居や収入や家族の支援などの面で選択の余地がないこと、隣人や家族、友人たちの意見(「隣人や家族や友達はどう思うかしら」)などを通じて、暴力的関係に「閉じ込められ」ているし、閉じ込められかねない。
- ・ 女性は家庭内で起きている防六をいつさい(あるいはほとんど)外には見せずに、「独立して」生きているとしても、だから暴力は起こらないとか現に起こっていないとは言えない。

- ・ 女性は「外から見えない」ところを殴られることが多く、たいていは傷跡など目につかないか、サングラスやメーキャップで隠してしまえる。
- ・ 女性は概して他人に訴えたり、打ち明けることがなく、話す相手を「選ぶ」。
- ・ 他人に打ち明ける場合でも、自分が受けている暴力を(誇張する代わりに)軽く言ったり、控えめに言いがちである。

特にこの裁判の証拠との関連では、判事は以下の点に陪審の注意を向けることができたはずであるし、そうすべきであった。

- ・ ミズ・オスランドとその他の証人は、オスランド氏の「ストーカー」行為や職場(ベンディゴの映画館など)での重なる騒ぎが理由で仕事を止めた証言した。ストーカー行為その他の側面については公判記録/上訴記録を参照。
- ・ ヘザー・オスランドとその他の証人は、彼女が時には夜までサングラスをかけ、メーキャップをしていた(それでも痕跡や傷跡は隠せなかつた)と証言している。
- ・ ヘザー・オスランドとその他の証人は、過去、オスランド氏の暴力について彼女も他の人たち(家族や隣人その他)も何度も警察に助けを求めた、と証言している(それも無駄だった)。
- ・ ヘザー・オスランドと子どもたちは、オスランド氏の機嫌を「察知」できたと証言している。たとえば、仕事仲間と「上機嫌で」家に帰ってきたときは、危険信号だった。

こうした点に目を向ければ、陪臣はマロット裁判で触れている神話から自由に証拠を見ることができたし、少なくとも神話を排し、暴力、虐待、性的暴行の証拠を正しく評価することができたはずである。

判事が証拠について陪審に語ったことは、こうした問題を提起するものではなかった。つまり、陪審は「被虐待女性シンドローム」を押し付けられたものの、それは熟慮の役には立たず、ヘザー・オスランドに対する暴力の証拠を、デイビッド・アルビオンに対する暴力の証拠とは別もののように扱う結果を招いた可能性がある。それ以外にヘザー・オスランドが「殺人罪で有罪」となった説明がつかない。彼女はフランク・オスランドを殺害した凶器をふるいもしなかったのである。ただ、息子が凶器をふるうのを立って見ていただけである。この裁判でデイビッド・アルビオンが有罪か無罪かの判決を、陪審が下せなかつた理由はそれ以外にないではないか。

陪審への指示——レイプと正当防衛

この裁判(および継続的暴力にさらされた女性が夫や)パートナーを殺した罪に問われている他の裁判)に注目している解説者や評論家は、実際にレイプがあったと信じるならば、正当防衛ないし兆発にあてはまることを陪審に説明すべきだと主張できる。たとえば、上述のような医学的証拠について説明を受ける際は、実際に肛門レイプがあったと認められるならば、以下の点を考える必要がある。

- ・ フランク・オストランドがデイビッド・アルビオンに殺された時点で、フランク・オストランドが彼女の命、身体を実際に脅かすという恐怖を抱いていたかどうかについて、当然の疑問を提起すること。すなわち、彼女がデイビッド・アルビオンと行動を共にしたのは、殺されるとかレイプされるという恐怖の結果であるかどうか。
- ・ (暴力や性的暴行)という状況の下で、彼女はフランク・オストランド殺害を行ったことは当然とみなせるかどうかという、理に適った疑問を提起すること。

正当防衛と兆発——暴力の経過

この裁判では、判事は暴力の証拠と正当防衛/兆発の法律を詳しく述べたが、両者を統合して陪審証拠を正当防衛や兆発と正しく関連づけて扱えるようにはしなかった。陪審に対する証拠の説明は、以下の点を加えてその用い方を理解できるようにすべきだったという主張が成り立つ。

- ・なぜミズ・オストランドは虐待を伴う関係の中でとどまったのか。
- ・なぜミズ・オストランドは、デイビッド・アルビオンが凶行に出た直後、警察に助けを求めなかつたのか(彼女自身、助けを求められと思わなかつたのか)。
- ・なぜミズ・オストランドは、フランク・オストランドが殺された日/夜、自分が置かれたジレンマとの関連で警察を見ることができなかつたのか。
- ・虐待を伴う関係における暴力の性質と程度。これはフランク・オストランドによる暴力についてのミズ・オストランドその他の証言を、陪審が誇張とか「でっちあげ」ではなく本当の話だと「わかる」(理解する)ためである。
- ・殺された夜、ミズ・オストランドがオストランド氏の「機嫌」を察知でき、自分(とデイビッド・アルビオン)にどのような危険がおよぶか分ったのはなぜか。
- ・オストランド氏の死に至るまでの間、ミズ・オストランドはなぜ、彼から受ける危険を察知したり気

付くことができたのか。

- ・自分(とデイビッド・アルビオン)の命を救うために、オスランド氏の命を奪う必要があると、彼女はなぜ信じられたのか。
- ・オスランド氏の命を奪う以外、自分(とデイビッド・アルビオン)が死や身体への重大な危害を逃れるすべはないと、なぜ彼女は信じられたのか。

同様に重要な点として、陪審に対してはミズ・オスランドの行動が正当防衛(ないし挑発による)ことを確認する(あるいは度外視する)状況に焦点をあてるべきであったという主張も成立つ。すなわち、オスランド氏が長年にわたって暴力と虐待を行っていたとつという証拠である。オスランド氏の暴力という状況が現実にあった、つまり暴力の証拠こそ重視されるべきである。

正当防衛は自分の命を救うために相手を殺す人の正気の行動を言う。「被虐待女性シンドローム」の見方はそうではない。無力で、絶望して、迷える女性、助けを求めたこともなければ、人に打ち明けたこともなく、暴力などと縁もゆかりもない女性が、暴力から逃れたいと切に思い、自分の命が危険だという恐怖にかられることに目を向けるのである。女性がおかれた現実はどうか。「無力で絶望して迷える女性」というのは作り上げられたイメージであって、女性が公正な裁判を受ける権利を阻むものである。刑事裁判で公正で平等な裁きを受けるのを妨げるのである。男性の場合と同様、刑法は女性にも適用されるし、女性が生きている現実を考慮に入れるべきである。

「被虐待女性の現実」には生きている女性の現実と、刑事裁判制度を平等に利用する権利がある。刑事裁判に訴えるのも、刑法へのアクセスも、刑法の適用もすべて平等であって、刑法は少なくとも陪審が「実際に何が起きたか」を知る方向にすすめるよう助けとならなければならない。「被虐待女性の現実」の焦点はそこにあるのであって、暴力を伴う関係の中で生きてきた女性が、自分が殺されると恐れて殺人を犯すことに目を向けるのではない。

ミズ・オスランドの弁護は、個人による長年の暴力と脅し土台に行われた。その歴史はほぼ 13 年におよぶと証言された。正当防衛ないし挑発によるという弁論の理由として、すべての歴史が提示された。その中でもとくに、バーン医師の証言がこの暴力の歴史の根拠とされた。暴力と脅しの歴史がすべて、正当防衛ないし挑発の根拠となるべく扱われたことは明らかであった。

陪審は正当防衛には以下の構成要素があればいいことを指示されるべきであった。

- ・暴力の由来として、1回の秘密の脅しに被告人が正当防衛で応じたもの。その行為は他の状況であれば道理上殺しの脅しに分類されないかもしれない。
- ・暴力の由来として、特定の状況が脅しを構成し、被告人がこれに正当防衛で応じたもの。他の状況では殺すという脅しには入らないかもしれない。
- ・暴力の由来として、それ自身被告が正当防衛行使する「行動」ないし状況を構成し、暴力

をふるう側が相手を殺す意図があると信じるに足る場合。

結論

一審の判事は陪審に対し、被告の弁護に沿った法律の説明をする責任がある。裁判の過程で出てきた証拠は、被告の弁護と一致している場合、判事は陪審にその法律を正しく説明し、証拠を受け入れるならば、被告人の無罪に一致しうることを話す他義務がある。

刑事裁判および法制度全般における女性の立場は、女性が自分の置かれた状況のなかで反応したり応酬すると、「病気だ」とレッテルをはるような議論を進めても改善されないだろう。生きている女性の現実が法廷で受け入れられない限り、また法廷での女性の代弁者が女性の現実を十分理解しない限り、女性はこれからも刑事裁判制度でのまつとうな扱いをされず、自分が犯してもいない犯罪で有罪を言い渡されるだろう。



女性と司法

地方裁判所判事

ヒン・チュン・ウォン

はじめに

香港特別行政区(HKSAR)の住民の権利と自由は、行政区の憲法文書である中国人民共和国香港特別行政区基本法によって保証されている。たとえば、第4条では権利と自由の保証、第23条は法の下の平等、第26条から28条にかけては選挙権と被選挙権、言論、報道、出版の自由、結社、集会、デモの自由、労働組合の設立および参加の自由などが定められている。基本法の第39条は、市民的および政治的権利に関する国際規約と経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約の規定が香港に適用され、効力を有し、香港特別行政区の諸法を通して実施されることを定めている。1991年に可決された香港権利宣言令と香港に適用されるすべての国連の人権条約(女性差別撤廃条約を含む)の規定は、1997年7月1日の香港に対する中国主権の回復後も実施されている。

女性差別撤廃条約は1996年に香港でも批准された。内務省および1995年に性差別令の下に設立された機会均等委員会によって、この条約に対する大衆意識を促進する努力が払われた。1995年以降実施された法律の見直しが行われ、差別的もしくは不正な女性の処遇を撤廃するためのいくつかの修正事項や法令が制定された。1995年には性差別令が可決され、1997年には家族差別令が可決された。機会均等委員会は、男女の平等を促進し、反差別令を施行し、不服申し立てを処理するために設置された独立の機関である。

1999年2月、国連女性差別撤廃委員会が女性差別撤廃条約下の香港特別行政区の第1回報告を検討し、報告についての意見と勧告を行った。香港政府は最近、北京行動綱領(1995年)の実施に関する報告を国連に対して行い、協同作業グループを通じて、香港における虐待を受けた配偶者の問題を処理し、それと闘う上で政府省庁とNGOの連携と協力を強化することを誓約した。

女性の人権侵害の被害者に関しては、家庭内暴力であってもその他の暴力であっても、法令の中に加害者を処罰し、被害者に保護を与える法律が存在する。さらに、家庭内暴力令は、婚姻関係もしくはパートナーとの長期にわたる同棲関係を有する当事者に対して、他方の当事者が原告およびその子どもに妨害を加えることを制限したり、その者が住居もしくはその一部に立ち入りことを禁じる禁止命令によって保護を提供している。非政府組織(NGO)は現在、14年間施

行ってきたこの法令を見直す必要があると提案している。提起された修正内容は、暴力および虐待の中に感情的虐待や心理的虐待も含め、より明確な定義を導入すること、被害者の同意なしに加害者を起訴する上での警察の率先性、加害者の強制的カウンセリングによる待遇や再教育などの選択肢の宣告などがある。

現在、女性の暴力被害者およびその子どもたちに食事を提供する一時的シェルターが 3 カ所ある。最初に設立されたシェルターは 1985 年から運営されているハーモニー・ハウス(NGO)である。二番目ものは、政府の社会福祉局の運営するシェルターであり、三番目はもう一つの NGO が運営するセリーン・コートである。3 つのセンターの収容人員はそれぞれ 40 人である。2 つの NGO シェルターは、家庭内危機介入カウンセリング、香港で取得可能な法的扶助やその他の社会福祉、住宅援助などの手続きに関する情報やその補助を提供している。助けを必要としている女性に対し、情報や緊急カウンセリングや助言を提供する 3 つの 24 時間ホットラインもある。ハーモニー・ハウスは、女性資料センターも運営しており、女性の立ち寄りセンターとして機能している。シェルターの元住人を対象とする支援グループも運営している。家庭内暴力に反対する初の擁護団体であるハーモニー・ハウスは、家庭内暴力に関するセミナーを開催したり、警察をはじめ医者や看護婦、ソーシャル・ワーカーなどの被害者の世話をする人々に講演を行ったりしている。2000 年後半より加害者のためのカウンセリング・プログラムが設置され、加害者にも援助を提供している。

女性の暴力被害者に対する処置

1. 警察

(a) 警察への通報と警察による取り調べ — 女性被害者への暴力などの犯罪の通報

被害者はまず警察に通報することが多い。こうした通報は通常、警察署もしくは警察庁を代表する人間のいる病院で行われる。訴えがあった後、警察はその申し立てを処理し、申立者に対して、虐待を受けた女性のための避難所やソーシャルワーカーへのアクセスなど入手可能な援助に関する情報を提供し、治療が必要な場合は病院を照会しなければならない。こうしたケースを扱う警察官のために特定のガイドラインや処理手続きが作成されている。警察児童保護部隊は最近、取り調べ中に配慮や共感のある対応を必要とする集団の一つに女性の暴力被害者を再度含めることとした。性暴力の被害者で婦人科に関する傷を受けた者は、婦人科医の手当を受け、その婦人科医は、必要に応じて、臨床心理士や精神科医、医療ソーシャルワーカーと連携をとる。特別行政区政府は、レイプの被害者が法廷での尋問を受けたり、最初の警察への通報の後に、無駄な苦痛や疑惑を感じることなく処遇されるための一時立ち寄りセンターを検討中である。

(b) 公立病院の事故・緊急対応病棟の医者の報告

すべての公立病院の事故・緊急対応病棟に対して、性暴力の被害者の対応に関するガイドラインが提示されており、彼らは家庭内虐待と思われるケースのすべてを警察に報告する義務がある。医者は、被害者の同意を得て、そのケースを医療ソーシャルワーカーに照会し、助言やカウンセリングを求める。こうしたケースの被害者が受けた傷は深刻な場合が多く、警察の取り調べが必要となる。

多くの警察官が家庭内暴力を家庭内の問題とみなし、介入をためらっている。彼らは、被害者がしばしば心変わりしたり、告訴の遂行や法廷での証言を拒否することがあるとして不満を表明する。その結果、加害者が被害者の夫であったり、同棲者の場合、被害者が警察署に訴えてもそつけない処遇を受け、加害者に対する告訴を断念してしまうことがある。家庭内暴力の被害者は、無視されたり、シェルターの場所やカウンセリング、経済的支援、法的扶助がどこで得られるかなどの情報やアドバイスや支援も受けられず、虐待的な関係に戻るように促されたという苦情をもらしている。現在、NGO によって、訓練や公教育、政府省庁へのロビー活動、虐待を受けた妻に関する政府の省庁間作業グループを通じて、警察の態度を改めさせる努力が行われている。

2. 裁判所の法廷において

被告は原告と対面し、公正な公開の裁判を受ける権利があるため、すべての成人被害者は、公開法廷において口頭で証言することが義務づけられている。被害者が 14 歳未満の場合、および 17 歳以下で性的虐待、残虐行為、暴行に関わるケースの場合、法廷に隣接するビデオが接続された部屋で生中継で証言を行っても良い。その際、ソーシャルワーカー、婦人警察官あるいは有志の者が付き添うことが許可されている。ビデオに記録された被害者の証言は、反対尋問の証言として提供できれば、証拠能力のある主要な証拠となる。脅しを受けたり、安全が脅かされているとして恐怖を感じている証人は、裁判前および裁判中の警察による保護を求めることができる。性犯罪の被害者が 16 歳未満の場合、その身元は保護され、メディアは公表することを禁止されている。弱い立場の証人の場合、通常は閉鎖されている出入口から法廷のある建物に入るよう配慮される例外的な場合もある。

家庭裁判所では、幼い子どもを裁判所の建物に連れてくる親たちのために、子どもの施設が備えられている。

かつて性犯罪の告発者の証言は子どもや共犯者の証言の裏付けが必要とされたが、これは廃止された。性犯罪の被害者には特に不利になるからである。性犯罪のケースにおける裏付けを廃止する法案が香港の行政委員会に提出されている。現在、これは同委員会が検討中である。

犯罪に関する法令は、売春の原因であり、性産業労働者を牛耳る人身売買を違法としている。16歳未満の未婚の少女を親や保護者の同意なく連れ出した者や、男性との不法な性行為を行わせるために、18歳未満の未婚の少女を誘拐した者はすべて法の侵害者とされる。最高刑は7年から10年の禁固刑である。

3. 拘留中の女性容疑者および既決囚

(i) 警察による拘留

女性の容疑者は警察署において女性警察官の監督下に置かれる。すべての容疑者は逮捕後48時間以内に告発されるため、拘留期間は短いものである。容疑者が治療を必要とする場合、手当を受けるため公立病院へ送られる。

(ii) 刑務所における拘留

女性容疑者－必要な回数だけ法律顧問の面会を受けることができる。彼らは手段が法律で定められた範囲内であれば法的扶助を受ける資格を有する。彼らは拘留中は有償もしくは無償の労働を行う義務はない。

女性の囚人－2000年10月末現在、香港の刑務所には1130人の女性既決囚があり、168人の再拘留中の女性容疑者が裁判を待っている。囚人はすべて義務を与えられ、刑務所内で行った労働に対して日当を支払われる。女性の被収容者は重労働を行う義務はない。女性は主に洗濯、縫製作業、製本、園芸作業などに従事する。料理教室や美容教室を受けることもでき、月に一度家族や友人の面会を受けることができる。監獄で出産した女性は子どもが3歳になるまで子どもと共に居ることが許される。

6歳未満の幼い子どもを持つ女性は、「子ども面会プログラム」に参加する資格があり、ソーシャルワーカーの監督の下で、月に一度子どもと面会することができる。

カウンセリングが必要な女性には、こうした援助を行う臨床心理士が充当される。

3年未満の禁固刑に処せられた21歳未満の若い囚人は青少年向けの特別施設に収容され、職業訓練が行われる。

被害者への補償

暴力を受けた被害者は、政府が被害者への補償を目的に設立した基金による補償を法の下に受けるため、法の下に設立され、政府が指名した独立委員会の監督下にある刑事補償局に補償を申請することができる。さらに、被害者は加害者に対して民事裁判の下に裁判所に対して

補償の申立を提出できる。

裁判所

香港の裁判所には 5 つのレベルがある。女性判事と女性の裁判所職員の数は以下のとおりである。

- i) 最高法院: 裁判長と 3 人の常任裁判官—すべて男性(0%)
- ii) 控訴院: 9 人の裁判官のうち 1 人が女性(2000 年 9 月に初の女性裁判官が任命された)(11%)
- iii) 第一審裁判所: 22 人の裁判官のうち 4 人が女性(18%)
高等法院登記所: 7 人の主事のうち 3 人が女性(42%)
- iv) 地方裁判所: 31 人の裁判官のうち 7 人が女性(22%)
- v) 下級裁判所および特別法廷: 88 人の司法職員のうち 24 人が女性(27%)

1995 年に初の女性の高等裁判所裁判官が任命されて以降、1996 年には高等裁判所の女性裁判官の数が 2 人になり、現在は 6 人となっている。地方裁判所では 1985 年に初の女性裁判官が任命され、1995 年から現在までの間にその数は 2 倍以上になっている。



人身売買の防止と禁止をめざす国際的、地域的取り組み

エンパワメント・センター専務理事

ニルマラ・パンディット

I. 國際的取り組み

1. 人身売買は人類にとって古くからの問題である。しかし、グローバル化と移動によって、現代的形態の奴隸制度として拡大する可能性が高まりつつある。国際法は人身売買、奴隸状態、強制労働、債務労働、拷問、恣意的拘留および人身売買に関連するその他の多くの活動を禁止している。国家レベルでは、国家の法律を見直し、領土内で人身売買禁止法を施行している国もある。地域および小地域のレベルでは、人身売買とそれに伴う問題に取り組むために、さまざまな努力や資源が蓄積されている。米州機構(OAS)、アフリカ統一機構(OAU)、欧州評議会(CE)、南アジア地域協力連合(SAARC)、東南アジア諸国連合(ASEAN)およびそれらに加盟する諸組織は、それぞれの地域で今後の行動に向けて、条件整備を進め、意識化を図っている。人身売買と闘うための規則や規定を含むさまざまな条約が存在するにもかかわらず、人身売買のあらゆる側面に対応する普遍的な国際条約はない。
2. 本稿は、国際レベルおよび地域レベルの人身売買に対する取り組みを関連づけながら、現行の法律上の規定を見直すものである。こうした取り組みの中には人身売買の問題に直接に適用できるものもあれば、人身売買に関連する要素のいくつかを取り上げているものもある。たとえば、国連子どもの権利条約は子どもの人身売買を取り上げているが、奴隸条約は奴隸状態およびそれに類似する制度や活動の廃止に関するもので、人身売買の最終結果である人間の搾取を防止することに焦点をあてている。多くの地域機関は特に女性と子どもの売春による搾取を防止する手段の設置を眼目としている。実際に多くの女性や子どもが人身売買され強制的に売春させられている。彼らは搾取からの早急な保護と救済を必要とする最も弱い立場の集団である。
3. 本稿はまた、人身売買による搾取を防止し、人身売買された人間を保護し、人身売買業者の訴追と処罰を促進することを目的に設けられた現行の国際的、地域的メカニズムについても論じている。現行のメカニズムのすべてが人身売買のもたらすすべての現象と有効に闘っているわけではなく、現代を反映する人身売買のすべての要素に取り組めるものとなってはいない。
4. 現在、人身売買の問題は重要な国際的議題である。国際レベルでは、国連加盟国が多国

籍組織犯罪に関する条約の 2 つの議定書を採択している。こうした努力は、犯罪の防止に焦点を当てる一方で、人身売買された人の権利の保護と促進を行うことで人権の観点も問題にしている点が非常に重要である。これら 2 つの議定書に関する情報については別の論文で取り上げている。人身売買を効果的に撲滅し、防止することは、人身売買された人間の権利の保護と人身売買業者に対する処罰を伴う訴追とを連動させることによってのみ可能となる。

i. 国際法の枠組み

5. 國際的な人身売買禁止法の主要な弱点は人身売買の包括的定義がないことである。現在の定義は、今日現出している人身売買のあらゆる様相と要素を包含していない。人身売買は伝統的に、特に女性や少女を売春に従事させる活動とみなされてきた。しかし、男性も女性も子どもも人身売買されており、みじめな生活を強制されている事実は無視できない。彼らは物乞い、家事手伝い、強制結婚、強制労働などの多くの搾取的活動に従事している。本稿は、人身売買の防止、禁止、さらにもしくは女性に対する暴力、不法な養子縁組、売春、買春ツアー、不法移住、人身売却など、人身売買に関連するさまざまな活動からの男性、女性、子どもの保護をある程度達成している現行の法的枠組みを見直すものである。
- a. 人身売買および売春による搾取の禁止に関する国連条約
6. 人身売買および売春による搾取の禁止に関する 1949 年条約(人身売買禁止条約)は、これに先立つ売春婦の売買および女性と子どもの人身売買に関する条約を強化するものであった。これは、「traffic in persons」というジェンダーに中立な用語を用いて、女性と子どもに限定することなく人身売買をとらえた最初の国際的条約である。
7. 人身売買禁止条約は、本人の同意がある場合でも、売春の目的で人を斡旋し、勧誘し、連れ出すことを違法行為としている((1)条)。同条は、人身売買された人間を「売春の目的」で、および「他人の感情を満足させる」ために雇われている者としている。人身売買禁止条約には、売春そのものへの勧誘ではない人身売買は含まれない。さらに、第 2 条で条約加盟国は売春宿を維持し、運営し、出資している人間を処罰することに同意している。
8. 人身売買された人間は、本人が希望するか、同法(第 19 条(2))に従って「国外退去」の命令が下された場合、本国送還される。ある国で不法な在留資格を有する移住者は、この条文の下に同様に退去させられる。人身売買の訴追の率が低いのは、加害者に対して証言できる女性が、不法な在留資格のために国外退去させられるからでもある。
9. 人身売買禁止条約では、人身売買は必ずしも国境を越えるものに限らない。実際は、国家

の領土内で数限りない不法な人身売買の活動が行われている。しかし、売春目的の人身売買をやめさせるためには、当該機関が入国および出国のルートを監視する必要がある(第17条)。

10. 人身売買禁止条約の施行メカニズムは弱い。加盟国は、毎年、国連事務総長に対して、人身売買に関して国が採用している法律、規則、その他の措置についての報告をしなければならない(第21条)。国連事務総長は、定期的にこの情報を発行しなければならない。1974年以降、加盟国は国連の人権の促進と保護に関する小委員会に対して奴隸状態と人身売買に関する報告書を提出することが義務づけられている。人身売買禁止条約の規定の実施を監視する独立した監督機関はなく、人身売買の被害者もしくはその代理人による請願を受理したり、それに基づいて行動する人のための規定はない。こうした人身売買禁止条約の弱点に加え、同条約を批准した国は比較的少ない。

b. 国連女性差別撤廃条約とその議定書

11. 女性差別撤廃条約(CEDAW)の加盟国は、女性が人権行使するための条件を提供し、障害を除去する国際法上の義務を果たすことになっている。同条約第6条は、国家が、あらゆる形態の女性の人身売買と売春による搾取を禁止するため、法律をはじめとするあらゆる適切な措置を講じることを義務づけている。この条約における「trafficking」(人身売買)の用語は、人身売買禁止条約が包含するものよりもより広い範囲を含んでいる。女性差別撤廃条約は、女性の売春による搾取を犯罪とするばかりでなく、家事労働や強制結婚のための人身売買も含んでいる。
12. 加盟国は、同条約の規定を実施するために講じた措置に関して、定期的報告書を提出することが義務づけられている(第18条)。過去数年来、女性差別撤廃委員会は、女性の人身売買の問題に対する配慮を強めている。
13. 1999年、女性差別撤廃条約の選択的議定書によって、申し立てと問い合わせの手続きが設けられた。この議定書が施行された場合、女性もしくは女性の代理人となる女性グループが女性差別撤廃委員会に対して、第6条における侵害を含む、同条約で保証された権利の侵害があったことを訴え、不服を申し立てることができる。同委員会は、加盟国による同条約の規定の重大な、もしくは組織的な侵害が行われたとする信頼できる情報を入手した場合、査問の手続きを進めることができる。どちらの手続きも、それを適用するためには、当該国が女性差別撤廃条約およびその議定書の両方の加盟国でなければならない。

c. 子どもの権利に関する国連条約

14. 子どもの権利に関する条約(CRC)は、国連加盟国のはほとんどが批准している。同条約は子

どもの人身売買を特に禁止している(第 35 条)。加盟国は、「あらゆる目的もしくはあらゆる形態による子どもの誘拐、売却、もしくは売買を防止するあらゆる適切な措置」を講じる義務を有する。

15. 子どもの権利条約の実施を監視するための主要なメカニズムは、国家の報告による手続きである(第 44 条)。同条約委員会は、国家が提出した定期的な報告書を見直す一方で、子どもの人身売買についての関心を高めている。同委員会は、NGO に対してそれぞれの国における子どもの状況についての別のもしくは影の報告書を提出するよう奨励している。

d. 市民的、政治的権利に関する国際規約

16. 市民的、政治的権利に関する国際規約の下で、署名国は「何人も奴隸および隸従の状態に置かれない」ようにし(第 8(1,2)条)、「何人も強制労働を行う義務をもたない」ことを実現する義務を有する。この規定は「世界人権宣言」の第 4 条に含まれた規定と類似している。重要な要素は、この規定が non derogable(第 4 条(2))であり、国家は同規約の第 8 条の規定を実施する永続的義務を有することである。

17. 加盟国は、国連人権委員会に対して定期的な報告書を提出する義務がある(第 40 条)。過去 20 年来、同委員会はわずか 2 件の人身売買の事件を取り上げたにすぎない。同規約の選択的議定書によって、個人は同規約の下で本人の人権侵害に関する申し立てを国連人権委員会に直接提出することができる。しかし、この規約があるにもかかわらず、個人の申し立てのメカニズムによって取り上げられた女性もしくは子どもの人身売買を伴うケースはこれまで一つもない。

e. 経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約

18. 経済的、市民的、文化的権利に関する国際規約は、人身売買を直接取り上げてはいない。しかし、女性を含む人身売買を防止する助けとなる事柄に言及している。同規約には、自らが自由に選択した労働を通して生計を立てる権利や、正当で望ましい労働条件を得る権利、社会的安全を得る権利(第 6、7、9 条)など、女性の生活において重要な数々の権利を含んでいる。非差別条項(第 2 条(2))は、これらの権利がすべて、性に基づく差別をはじめとするいかなる差別を受けることなく行使されなければならないことを定めている。
19. 経済的、社会的、文化的権利に関する委員会は、同規約の実施を監視するために、経済社会理事会が設置した主要機関である。同委員会は、年次報告を提出する他に、加盟国が提出した報告書を検討し、加盟国に対して勧告を行い、個々の国の経済的、社会的、文化的権利の状況に関する意見を発表する。

f. ILO 第 182 号条約(最も劣悪な児童労働の禁止と撤廃のための緊急行動に関する条約)

20. ILO 条約および勧告の提示に関する専門家委員会は、子どもの売春への使用を最も劣悪な強制労働の一つに定めている。その結果、ILO の強制労働の分野における活動が子どもの人身売買に集中するようになった。1999 年 6 月、ILO は、奴隸と人身売買を含む最も劣悪な児童労働を禁止する、最も劣悪な児童労働の禁止と撤廃のための緊急行動に関する条約を採択した。同条約は 18 歳未満の子どもを保護するもので、児童の奴隸化、強制労働、人身売買、債務労働、農奴(serfdom)、売春、ポルノ、危険な機械や有害な物質を扱う製造業における搾取的労働を対象としている。
21. ILO 条約は、上述のその他の条約と比較して、実施や遵守の状況を監視するより有効なメカニズムを備えている。ILO 憲章の第 9 条(5(e)、6(d))の下に、理事会は ILO の主要な人権条約(もしくは勧告)に定められた事柄に関する法律や慣行の実態について、その条約の批准の是非にかかわらず、各加盟国に対して報告を求めることができる。最も劣悪な児童労働条約はこうした主要な ILO 条約の一つに認められている。これらの報告書は専門家委員会によっても検討され、ILO 総会が毎年審議する「一般調査」の対象にもなっている。

ii. 奴隸制の一形態としての人身売買

22. 国際社会が奴隸制や人身売買の活動を禁止しはじめて以降、奴隸制と人身売買の定義が論争の的となってきた。1924 年の現代的奴隸制条約によってさまざまな奴隸の形態が確認され、後に国際連盟によって承認された。第二次世界大戦の後、国際連合が奴隸制の廃止にむけた活動を引き続き行い、その結果、現在それは、国際法の確固たる原則となっている。国連の現代の奴隸制に関する作業部会は、女性の売買が新しい奴隸制であることを強調し、女性や子どもの人身売買が奴隸制の一形態であると認められ、国際的な奴隸禁止条約も人身売買を含むようになっている。

a. 奴隸条約

23. 奴隸制が最初に定義されたのは、1926 年 9 月 25 日の国際連盟の奴隸条約における国際的合意においてであった。同条約は、奴隸制を「所有権に付随するいかなるあるいはすべての権利の行使を受ける人の身分もしくは状況」と定義した(第 1 条(1))。さらに、奴隸売買を、「奴隸にする意図で人を獲得し、入手し、処理することを伴うすべての行為、売買もしくは交換することを目的に奴隸を獲得することに伴うすべての行為、売買もしくは交換の目的

で取得された奴隸の売買もしくは交換によるすべての処理行為、および一般的に、奴隸の売買もしくは輸送のすべての行為」(第 1 条(2))。同条約は奴隸と強制労働を区別し、「強制労働は公的目的のために強要されるものである」とし、加盟国は「強制労働が奴隸制に類似する状況に発展することを防止する」義務があるとした(第 5 条)。

24. 奴隸条約に定められた義務に加えて、政府が国家レベルで制定された関連の法律や実施のメカニズムに関し、国連事務総長に報告書を提出する義務があるにもかかわらず、奴隸条約の規定の実施を監視する適切な監督機関がない。

b. 奴隸制、奴隸売買、奴隸制に類似する制度や慣行に関する補助条約

25. 1959 年の奴隸制、奴隸売買、奴隸制に類似する制度や慣行に関する補助条約(補助条約)は「1926 年条約より前進し、より広い領域を包含するものとなった」。補助条約は、加盟国が、奴隸状態に加えて集合的に「隸属状態」とみなされる以下の制度や慣行を廃止することを義務づけた。これには、債務労働、農奴(serfdom)、強制結婚もしくは夫の死後その妻を相続すること、児童労働などがある。

26. 女性および売春婦としての本人のサービスが、女性をある場所から別の場所に輸送する過程で生じた債務の「担保」となる。債務額は、輸送に関わる実際の費用とは無関係に恣意的に決定される。さらに、女性が債務を返済するためにどれだけの期間働く必要があるかは全く明らかにされない。「債務」が増え続けることによってこれが無期限に延長されることもある。

27. 補助条約で定められた報告のメカニズムによれば、国家は、国連事務総長に対して、「同条約の規定を実施するために制定されたり施行された法律、規則および行政措置の写し」を送付するだけでよい(第 8 条(2))。事務総長は、経済社会理事会に対して奴隸制の廃止に関する同理事会が勧告を作成するための見直しを行うためにこの情報を提供する他に、この過程を通して加盟国にこの情報を提供しなければならない。

iii. 強制労働としての人身売買

28. 強制労働の使用は、奴隸制に類似するがそれとは異なる行為として国際社会から非難されてきた。国際連盟および国際連合は、奴隸制と強制労働を区別した。強制労働の廃止の主要な責任は ILO が有する。

a. ILO 第 29 号条約(強制労働条約)

29. 1930 年の強制労働条約は強制労働の廃止を定めている(同条約第 29 条)。同条約は第 2

条(1)において、強制労働を「罰を与えるという脅迫によって強制させる、本人が自発的に行わないすべての労働もしくはサービス」と定義している。この定義から、国際社会が想定する強制労働には奴隸制のような所有権の概念が含まれていないことが明白である。しかし、強制労働は、しばしば暴力的手段を通して、個人の自由に同程度の制限を加えることである。

b. ILO 第 105 号条約(強制労働廃止条約)

30. 1957 年の強制労働廃止条約は、特定の状況における強制労働の即時の完全な撲滅を定めている。第 1 条は、加盟国が政治および経済発展を目的として、あるいは、労働統制の手段やスト行動の罰則として、また、差別の手段として強制労働を使用することの禁止を義務づけている。強制労働の廃止と統制に関する ILO 第 29 号条約および第 105 号条約(両条約を集合的に「ILO 強制労働条約」と呼んでいる)は、強制労働の定義を定める唯一の国際条約であるが、その禁止規定は、多くの国際的および地域的条約の承認を受けている。

iv. 移住者の人身売買

31. 奴隸制、隸属状態、強制労働に関する現行の条約はすべて、外国人や移住者およびその他の人々に適用されるが、移住労働者は特に奴隸制に類似する搾取の方法の影響を受けている。これには雇用主が、特に家内労働者の場合など、労働者の旅券を没収し、実質的な監禁状態に置くことなどが含まれる。こうした行為は特別な救済措置が必要である。ほとんどの移住労働者は、奴隸状態や隸属や強制労働にはならないが、広範囲の虐待や差別を被っている。1990 年にこうした行為に対処するため、国連は「移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」を採択した。しかし、これはまだ施行されていない。ILO も、移住労働者の雇用に対処する一連の条約を採択している。

32. 移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約の第 2 条に、「移住労働者」とは「自國以外の国において報酬を受ける活動に従事する予定の、もしくは現在従事しているもしくはこれまで従事してきた人」と定義している。この定義は専ら、自國以外の国にいる移住労働者を指している。第 2 条(2)は、開拓労働者、季節労働者、船乗り、海上施設の労働者、移動労働者、プロジェクト担当労働者、自営労働者などのさまざまな種類の移住労働者の定義を含んでいる。しかしこれには、国内および国境を越えてさまざまな場所へ生活状況の向上を求めて移動する経済的移住者は含まれていない。この定義には移住者条約の第 3 部に認められた権利を享受する旅券不携帯の労働者も含まれる。

v. 武力紛争下の人身売買

33. 紛争もしくは紛争後の状況の中で人身売買が劣悪化する傾向がある。人身売買業者は、特に多くの人が弱い立場に置かれたり、証明書を持たなかったり、家族から離れている現実を利用する。

a. ジュネーブ条約とその議定書

34. 武力紛争下の強制売春およびその他の女性に対する暴力の行為は、国際人道法の下で禁止されている。国際的な武力紛争における「拷問もしくは非人間的処遇」や「身体もしくは健康に対して意図的にもたらされた深い苦しみもしくは重い損傷」は、ジュネーブ条約の重大な侵害となる。戦時の民間人保護に関する第4ジュネーブ条約の第2条(4)は、「レイプ、強制売春、もしくはいかなる猥褻な暴行」からの女性の保護を義務けている。ジュネーブ4条約に共通する第3条と同条約の第2議定書の第4条(2(e))に、国際的武力紛争以外の武力紛争に適用できる同様の規定がある。

b. 国際刑事裁判所の規約

35. 国際刑事裁判所のローマ規約の下では、次の行為および売春の強制は人道に対する犯罪および戦争犯罪として処罰される。

36. 第7条は、平和時、武力紛争下の違いにかかわらず行われたレイプ、性的奴隸、強制売春、強制妊娠、強制不妊、もしくはその他の性暴力を含む奴隸状態および人道に対する犯罪を列挙している。隸従とは「人に対する所有権に付随するいかなるもしくはすべての権力の行使であり、特に女性と子どもの人身売買(…を含む」であると定められている。

37. 武力紛争の期間中は、強制売春および人身売買は、戦争犯罪として訴追できる。国際刑事裁判所規約第8条は、同条で訴追できる戦争犯罪として、特に、「レイプ、性的奴隸、強制売春、強制妊娠(…)、強制避妊」およびその他の国際的人道法に違反する性暴力を挙げている。国際刑事裁判所は、戦争犯罪、とりわけ計画もしくは政策の一部として、あるいは、こうした犯罪の大規模な犯行の一貫として加えられた戦争犯罪に関する統括権を有している。

38. 国際刑事裁判所規約において性的暴行の犯罪が明解に列挙されているにもかかわらず、すでにこうした犯罪に違反している現行の国際法に何らの改正が加えられないことは重大である。

39. 同様に、人身売買や強制売春の行為については、旧ユーゴスラビアの国際刑事法廷とルヴァンダの国際刑事法廷が統括権を有している。

II. 國際的監視のメカニズム

40. 領土内における奴隸制および奴隸制に類似する行為の禁止をはじめ、個人の人権保護の主要な義務を負っているのは、もちろん政府である。政府の努力は、国際的な人権基準やその手続きによって強化されている。国際法は一般的に、政府が個人に保証された権利を「政府の統治下にある、領土内のすべての個人に対して尊重し実現する」義務を有することを認めている。国家は、その憲法の手続きにしたがって、条約の規定に準じ、条約で認められた権利を施行するために、必要な法律や措置の採用を目的とする手段を講じなければならない。人権を保護する政府の主要な責任は、国際的な解決方法に訴える前に、すべての可能な国内の救済措置を最大限に利用するという国際法の一般規則で強調されている。本稿は国際的メカニズムを主に検討しているが、国家および国際的な監視方法の間の重要な関係を軽視することはできない。国際人権法は実施と監視のためのいくつかのメカニズムを与えていている。
41. 国連人権委員会は、特定の人権条約を根拠とするのではなく、国連憲章の権限の下に、人権を監視するいくつかの補足的メカニズムを発展させた。同委員会が違反した国に対して講じる最もわかりやすい措置の一つは、その国の状況に関する調査を行い、報告書の作成にあたる特別報告者や特別代表、作業部会を委任することである。人権委員会はまた、たとえば、子どもの売却などの特定の違反に取り組むテーマ別の特別報告者および作業部会を設けている。
42. 一般的に、これらのテーマ別のメカニズムは、個人からの情報を受理し、政府に直接訴え、各国を訪問し、最終的に、特定の違反の中止を求める権限を持っている。その迅速な行動とすべての国に関して(その国が特定の条約を批准しているかどうかにかかわらず)行動できる権限があるために、テーマ別の手続きは国連機構の最も有効な人権手段の一つとなっており、生命救助、拷問廃止、行方不明者の発見およびその他の個人を保護する上での援助など、広いテーマを対象としている。報告者は毎年人権委員会に対して包括的報告書を提出している。
43. 国連総会は 1996 年、武力紛争が子どもに与える影響に関する特別代表のポストを委任した。現在、子どもと武力紛争に関する特別代表と呼ばれるこのメカニズムは、国連児童基金(UNICEF)および人権高等弁務官事務所(OHCHR)と協同して活動している。同様に、国連総会は 2000 年に人権保護機関のための特別代表を任命した。
44. 1970 年、経済社会理事会は、人権委員会が根強い人権の甚だしい侵害パターンの存在を訴えるコミュニケーションを受理し検討することを委任する決議 1503(XLVIII)を採択した。この手続きがほぼ 30 年間にわたって実施される中で、同委員会は 65 以上の国の状況を取り組んでいる。
45. 少数集団の差別の防止と保護に関する小委員会(1999 年に人権の促進と保護に関する小

- 委員会に改名)は、経済社会理事会および人権委員会から、現代の奴隸制(1975)、先住民族(1982年)、少数集団(1995年)に関する会期間作業部会の設置を委任された。
46. 実施のための国際的メカニズムは主として、奴隸制および奴隸制に類似する行為を禁止する条約の成立以降設けられたもので、これらの条約には、国家の人権義務の遵守を監視する上で不可欠だと現在みなされている手続きは含まれていない。
47. 1992年以降、人権高等弁務官事務所(OHCHR)は、27カ国で現地事務所を開設している。この場所に置いて国際的基準が現実に解釈され、国内の法律や慣行に反映されているのである。現地事務所は情報や教育を通して人権侵害の促進を助け、人権侵害の防止のために有効な行動をとり、市民社会やNGOのメンバーと協力して、国際的、地域的、国内的機関とのつながりを築いている。

i. 国連条約機関

48. 1966年の市民的、政治的権利に関する国際規約の採択以降、すべての主要な人権条約は、市民的、政治的権利に関する国際規約下の人権委員会などの専門機関が、条約を批准した政府からの定期的報告書を受理し検討することで、それぞれの多国間条約の実施を監督することを定めている。ほとんどの条約機関が加盟国の報告書を検討した後に結論と勧告を発表している。また、ほとんどの条約機関は不定期に、条約の規定の正式な解釈と加盟国が提出する報告の見直しの中で、経験をまとめ、一般的な見解や勧告を発表している。
49. さらに、3つの条約機関、すなわち、人権委員会、人種差別撤廃委員会、拷問委員会は、これらの条約の違反に関する申し立てとなるコミュニケーションを個人からも受理し、条約の規定を解釈し、それらを適用して、裁定となる決定を発令することができる。女性差別撤廃委員会も、1999年10月6日の国連総会の決議54/4によって女性差別撤廃条約の選択的議定書に対する採択が有効であるため、同議定書が十分な批准を獲得できれば、同じことができるようになる。

ii. 現代の奴隸制に関する国連作業部会

50. 現代の奴隸制に関する作業部会の委任事項は、「奴隸制および奴隸売買のあらゆる慣行と現象」の存在を監視することである。同作業部会はかなりの柔軟性をもって機能しており、加盟国やNGOから奴隸制、隸属状態、強制労働、およびその他の奴隸制に類似する慣行に関する情報を受理している。奴隸条約は加盟国に対して国連への報告書の提出を定めているが、作業部会は、情報を提供する意志のあるすべての政府からの情報を受理することに

している。作業部会は通常、各会期において NGO からの情報を受け取り、当該の政府に対して NGO からの情報があつたことを迅速に伝え、それ以上の情報の提出を希望するかどうかを問う。政府は 2、3 日の予告期間しか与えられないため、対応は自発性にまかされるため、情報を入手した際に提出する旨を申し出ることが多い。

51. 作業部会は、国家と NGO が奴隸状態もしくはそれに関連する行為の問題について討議できる非公式のフォーラムとなっているが、到達した結論や採択された勧告を後づける有効な手続きを設置するには至っていない。作業部会は、その委任事項を拡大解釈し、女性、子ども、移住労働者の権利に関する問題などの広範囲にわたる問題も奴隸制を形成するものであるとして、発展的な解釈を行っている。

iii. 国連機構の下に任命された特別報告者と独立の専門家

52. 人権委員会が任命した特別報告者および独立の専門家のうち、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、移住労働者とその家族に関する特別報告者、児童売却、児童売春、児童ポルノに関する特別報告者がその委任事項の下に人身売買のテーマを取り扱っている。

a. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者

53. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、国連人権委員会決議 1997/44 にしたがって「女性と女性移住者的人身売買および女性に対する暴力」に関する報告書を人権委員会に提出した。これは人身売買に関する特別報告者の見解の評価を詳述した包括的報告である。ここには、人身売買に関して一年間にわたって特別報告者が実施した活動の概要も記されている。また、1949 年の人身売買および売春による搾取の禁止に関する条約の批評も含まれている。

54. 同報告書は、女性は、同意に基づく場合も、基づかない場合も、合法的にも、非合法的にも、あるいは社会的、政治的、文化的、経済的理由などのさまざまな理由によって移動したり、させられたりする事実に焦点を当てている。また、人身売買と移住の根本的原因も取り上げている。女性の人身売買の行為を防止し、調査し、処罰し、人身売買された者に保護を提供する国家の責任にも焦点を当てている。特別報告者は、結論を提示し、いくつかの勧告をまとめているが、その根本にあるのは女性の人権の保護と促進である。

b. 移住者の人権に関する特別報告者

55. 移住労働者とその家族の人権に関する特別報告者は、その最初の報告書において活動プログラムの概要を述べ、移住の女性化と国際社会の移住労働への関心の高まりの文脈を説明している。報告者は、人身売買の問題への配慮の必要性と人身売買が売春に限定されないことを特に強調している。
56. 特別報告者は、さまざまな観点から人身売買の概念にアプローチすることができると考えている。人身売買には複雑な連絡機構が関わっているが、人身売買という用語は、不法な越境行動によって提供されるサービスを示す「密輸」とは区別すべきであると考えている。

c. 児童売却、児童売春、児童ポルノに関する特別報告者

57. 児童売却、児童売春、児童ポルノに関する特別報告者は、人権委員会への報告書の中で、児童売却の問題を主に取り扱っている。売却が実施される場合のほとんどにおいて、人身売買が行われている。特別報告者は報告書において、子どもの人身売買の原因、目的、現象、人身売買のルート、人身売買の子どもに与える影響に焦点を当てている。
58. 特別報告者は、「trafficking」(人身売買)の用語が明解に理解されていないことが人身売買と闘う際に大きな障害となっているとし、人身売買を目的とする勧誘方法の形態が絶え間なく変化し、刷新され、その過程における詐欺行為や強要、強制的雇用の形態が変化することによって、問題はさらに複雑になっているとしている。

iv. ILO のメカニズム

59. ILO のメカニズムは上記で述べたその他の条約に比べ、実施や遵守の監視よりも効果的なメカニズムを備えている。これには、加盟国の報告義務や助言サービスの提供、条約および勧告の提供に関する専門家委員会などがある。専門家委員会の 20 人の委員が国別報告を見直し、勧告を作成したり、当該国に回答を要請したりする。さらに、ILO 事務所に対して、加盟国、雇用主組織と労働者組織が、政府が批准した条約に違反しているという申し立てを提出したり、代表を派遣したりする。NGO は、非政府の集団や個人による申し立ての提出を許可する規定を勧告しているが、現在これは、資格を有する当事者と共同に行う以外はできないことになっている。

III. 地域の努力

60. 国家レベルでは、ほとんどの国が人身売買と闘う法律および政策を持っている。多くの国が

特定の政府機関に人身売買から子どもや女性を保護する任務を割り当てている。しかし、人身売買と闘う上で、すべての人身売買の対策が成功しているわけではない。その理由として、実施が強力に行われていないこと、腐敗、法律の矛盾や対立、女性および少女に対する伝統的な偏見などがある。

61. 人身売買が「一国に留まらない」傾向を示し、一国に限定されないことが認識されるようになって、二国間および多国間の対応を追究する国が増えている。国家レベルおよび国際レベルの努力を補強し、強化するために、地域レベルおよび小地域レベルの対応が出はじめている。

i. アフリカ

62. アフリカ統一機構(OAU)は、子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章を採択した。同憲章の第6条の下に、加盟国は「子どもが親や法律上の保護者もしくは学校当局あるいは監護にあたっている人の世話を受けている場合、あらゆる形態の拷問、非人間的もしくは侮辱的な処遇および特に身体的もしくは精神的損傷、放置もしくは性的虐待を含む冷遇から子どもを保護するためのあらゆる措置を講じる」義務を有する。加盟国は、性的搾取や虐待を防止し、子どもが売春、ポルノによる興業もしくは活動に従事することを防止するあらゆる措置を講じなければならない(第27条)。加盟国はさらにあらゆる形の物乞いを含むいかなる形態による、いかなる目的の、もしくはいかなる人間による子どもの誘拐、売却もしくは人身売買をも防止するための措置を講じることが期待されている(第29条)。

63. OAUは、アフリカにおける女性の権利に関する議定書を作成中である。この議定書は、加盟国が女性の尊厳を尊重し(第2条)、女性に対する差別を克服するための特定の積極的措置を講じることを期待している(第4条)。加盟国は、女性の身体的安全を保証する一方で、商業的な、および(もしくは)性的な虐待、レイプを含む女性および少女に対する暴力を禁止することになっている。

64. アフリカ委員会は、女性の権利に関する特別報告者を任命した。

65. 西アフリカ民族機構(WAN)は国境を越える子どもの人身売買と闘うことに合意した。この種の二国間協定はマリとコートダジュールの間で初めて締結された。西アフリカ諸国および中央アフリカ諸国との間で子どもの人身売買と搾取を廃止するための協定が採択された。

ii. 米州

66. 米州機構は1994年に女性に対する暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約を採択した。この条約の目的によって、女性に対する暴力には、身体的、性的、心理的暴力が含まれると理解されている。これは、家庭あるいは家族的単位において、もしくは地域において発生す

- ることがあり、とりわけ、職場や教育施設、保健施設もしくはその他のいかなる場所においても発生するレイプ、性的虐待、拷問、人身売買、強制売春、誘拐、性的嫌がらせなどをはじめとする、いかなる人間によっても加えられる暴力である(第 2 条(b))。
67. 加盟国は、意識の向上、社会的、文化的行動パターンの改善、司法や警察の運営に関する者およびその他の法執行官の教育や訓練の促進、暴力や虐待を受けた女性に対する特定のサービスの提供(第 8 条)などのプログラムを含む特定の措置を講じることに同意している。
68. 第 9 条によれば、加盟国は、女性が、人種、民族的背景、移住者や難民もしくは退去を受けた者としての身分を理由に暴力を受けやすいことを特に配慮することに同意している。暴力を受けた女性で、身体障害のある者、年少者もしくは高齢者、社会経済的に不利な立場にある者、武力紛争の影響を受けたり、自由を奪われている者に対しても同様に配慮しなければならない。
69. 加盟国は、保護のメカニズムの下に(第 10、11、12 条)、米州女性委員会に対して、ジェンダーに関する暴力に取り組む上で採用した措置および直面した障害に関する報告書を提出することが義務づけられている。この条約は個人に対して米州人権委員会に主な誓約の侵害を申し立てる請願書を提出する権限を与えている。個人、グループもしくは法的に認可された NGO はこの申し立てを提出することができる。申し立ては同委員会がその規則にしたがって処理する。条約の意味および範囲に関する意見対立が生じた場合は、加盟国もしくは同委員会が米州裁判所に対して条約の解釈に関する助言を発表することを要請する。
70. 米州女性委員会は、国際人権研究所と共同調査を行っている。この調査の主眼は、女性と子どもの国際的な人身売買の世界的問題を調査することである。予備調査は、米州の 8 つの代表国である、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、チリ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ジャマイカ、メキシコにおける最も立場の弱い集団である女性と子どもに焦点を当てることになっている。この調査の結果は、2001 年のはじめの専門家会議と閣僚会議に提出される。
71. OAS は、未成年者の国際的人身売買に関する米州条約も採択している。この条約の下では、未成年者の国際的人身売買とは、不法な目的もしくは不法な手段による誘拐、排除、留置もしくはそれらを企てることを意味する(第 2 条)。不法な目的には、未成年者の在住する国あるいは未成年者の居場所における、売春、性的搾取、隸従もしくはその他の不法な目的などが含まれる。人身売買に子どもを斡旋する不法な手段とみなされているものには、誘拐、詐欺もしくは強制による同意、両親もしくは子どもを養育している人間あるいは施設の同意を得るための不法な支払いの授受などがある。同条約はこうした犯罪の調査、被告の本国送還、未成年者の保護と帰国のために国家間の地域的および二国間協力の必要性を強調している。
72. OAS の米州子ども研究所は児童売春の廃絶に関する活動を行っている。この研究所は、不法な養子縁組に伴って発覚した人身売買の調査も行っている。

iii. アジア

73. ILO は、1992 年に児童労働廃絶のための国際プログラム(IPEC)を作成した。ILO-IPEC はこのプログラムの下で、子どもの人身売買を含む児童労働と闘うために、南アジアおよび東南アジアの 60 以上もの国において、政府、労働者団体、雇用主団体、NGO、IGO と連携して活動している。
74. IPEC プログラムの下で子供と女性の人身売買と闘うための新しいメコン小地域プロジェクトが開始された。このプロジェクトは、能力開発、意識化、政策提言、直接援助を通して人身売買と闘う、信頼できるメカニズムを設計し実施することを目的としている。これらの活動は、カンボジア、中国雲南省、ラオス、タイ、ベトナムで実施されることになっている。
75. 国連のアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)も子どもの人身売買の問題に取り組むために地域レベルで活動している。ESCAP のプロジェクトは、子どもの性的虐待と搾取に焦点を当てているため、売春目的の人身売買のみを取り上げている。この地域的取り組みには、バングラデシュ、カンボジア、中国(雲南省)、インド、ラオス、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナムが参加している。このプログラムは、性的に虐待され、搾取された子どもと共に活動する社会保健サービスの提供者を訓練することを目的としている。また、こうした子どもたちの保健社会サービスへのアクセス、出身地域および家族への再統合、代替的な収入向上技術の開発などにも取り組んでいる。
76. 国連開発計画(UNDP)は、子どもと女性の人身売買と闘うために、国連メコン小地域機関間作業部会を設置した。同部会は 16 の国連専門機関およびその他の国際組織から成り、国家レベルおよび小地域レベルでの情報の共有と調整のメカニズムの向上を目的としている。UNDP は、南アジアにおいても同様の取り組みを計画している。
77. 小地域レベルでは、南アジア地域協力連合(SAARC)の加盟国が、女性および子どもの売春を目的とする人身売買禁止条約を起草した。NGO と国連機関がこの草案についての意見を表明し、同草案が人身売買を売春に限定する非常に狭いアプローチを採用し、人身売買のその他の原因を無視していることに加盟国の注意を喚起している。
78. 東南アジア諸国連合(ASEAN)は、子どもの人身売買を国際犯罪の範疇で取り上げている。ASEAN 加盟国は 1997 年に域内における子どもと女性の人身売買を含む越境的犯罪と闘うための共同行動を呼びかける越境犯罪に関する宣言を採択した。これはさらに、こうした犯罪に闘うための地域努力を調整するための越境犯罪に関する ASEAN センター(ACTC)の創設を呼びかけている。この宣言は 1999 年に採択された。

iv. ヨーロッパ

79. ヨーロッパでは、特に欧州連合(EU)の加盟国の政府が女性の人身売買を不法移住と同一

にみなす傾向が高まっている。これによって、国家を不法な移住者から守ることに焦点が当てられるようになり、女性の虐待や強要からの保護の必要性に重きが置かれなくなる。執行機関が集中して取り組む犯罪は、女性に対する暴力ではなく、不法入国や不法在留、入管法違反などである。

80. 欧州評議会の加盟国は 1950 年に欧州人権条約(ECHR)を採択した。すべての欧州連合加盟国がこの条約を批准した。これは加盟国に対して法的拘束力を有する、人権保護のための最も先進的な手段である。ECHR の第 34 条によれば、個人および NGO は、同条約の下で国家に対して人権侵害の訴えを提出することができる。国家が ECHR の下で被害者の権利を保護する法令の実施を怠った場合、理論上は、こうした人身売買業者に対する訴えを欧州人権裁判所で審理することができる。しかし、人身売買に対する法的救済を追究する個人の力には限界がある。
81. ECHR には人身売買に関する特定の規定は含まれていないが、第 3 条、第 4 条にはそれに相応する用語が含まれている。第 3 条によれば、「何人も拷問もしくは非人間的あるいは侮辱的処遇や処罰を受けてはならない」。第 4 条は、「何人も奴隸や隸従状態に置かれてはならない(…強制労働を義務づけられてはならない」と宣言している。しかし、欧州裁判所が ECHR の第 3 条、第 4 条を強制売春目的の女性の人身売買のケースに適用できると解釈するかどうかは不明である。
82. 1991 年の欧州評議会セミナーの後、男女平等のための運営委員会(CDEG)が人身売買と闘うために加盟国が講じるべき措置についての提案を起草する専門家部会を設立した。CDEG の要請にしたがって、1996 年に女性の人身売買と強制売春に反対する行動計画が作成された。人身売買は強制売春以外の搾取の形態を含むという事実の認識がある一方で、同文書は主要に「売春および性的搾取を目的とする女性の人身売買」をとりあげている。CDEG は、閣僚および加盟国評議会への勧告の起草や、1998 年の性的搾取を目的とする人身売買に対する行動と NGO の役割に関するセミナーをはじめ、セミナー開催などのさまざまな取り組みに従事している。残念ながら、「人身売買」の用語は依然として正確な定義が与えられないままである。
83. EU の文書において「人身売買」も「性的搾取」も満足な定義を与えられていない点に加えて、ヨーロッパの全般的な政策が、女性、男性、子どもを含む人々が商業的性労働以外の目的で人身売買されている事実を無視し、ヨーロッパにおける人身売買の狭い見解を反映している。
84. アムステルダム条約は、EU 加盟国に対して、人身売買および子どもに対する犯罪行為を含む組織犯罪と闘うために、刑事事件における警察と司法の協力を義務づけている。アムステルダム条約において「人身売買」の用語は定義されていない。特に司法当局などの EU 加盟国の国家機関および欧州警察署(EUROPOL)を参加させることが協力の要となる。アムステルダム条約の長期的見解は、EU 加盟国の中の国家刑事基準を欧州全体で統一するもので

ある。

85. EUROPOLの任務は、重大な国際犯罪をそれに関する犯罪組織に力点を置いて防止し、それと闘う上で EU の法執行行為に多大な貢献をもたらすことである。EU のマーストリヒト条約における EUROPOL の設立によって、不法な麻薬取り引き、テロおよびその他の重大な国際的組織犯罪の領域で加盟国間の協力の向上が図られることになっている。この領域で、組織犯罪構造のあるところには、2つ以上の加盟国が影響を受けているという事実が明らかになっている。これには人身売買も含まれている。EUROPOL 条約では人身売買は以下のように定義されている。
- 「売春による搾取、性的搾取、未成年の暴行もしくは棄てられた子どもの売買の目的で、暴力もしくは脅迫の行使、あるいは権限の濫用や策略によって、他人による実質的および不法な支配に人を屈服させること。これらの搾取の形態には、児童ポルノの製品の生産、売却もしくは配布も含まれる。」
86. この広い定義は、「売春による搾取」もしくは「性的搾取」の両者に関して明解ではなく、協力の目的のためにも有効な定義ではない。
87. EUROPOL は、国家の法律にしたがってデータ交換を促進することで加盟国を支援する。また、加盟国の活動の助けとなる活動分析、一般戦略報告書、加盟国の提供や EUROPOL の作成による、もしくはその他の筋が収集した情報に基づく犯罪分析などを提供する。EUROPOL はまた、当該の加盟国の監督および法的責任の下でその法執行機関が遂行している調査や現行の活動についての専門知識や技術支援も提供している。EUROPOL は EU レベルでの犯罪分析の意識を向上させ、分析的方法の調和を促進することを活発に行っている。
88. 1956 年の奴隸状態の廃止に関する国連補助条約に規定された、奴隸制もしくは奴隸制に類似する行為としての強制売春の定義を採用した 1989 年の欧州議会決議(EP 決議)により、ECHR の第 4 条は、強制売春を目的とする人身売買のケースに適用されなければならない。1993 年の欧州議会決議は「売春を目的とする女性の人身売買」を取り上げ、国際協力と被害者の地位の改善の必要性を強く説いた。しかし、同決議には「人身売買」の用語の定義ではなく、EU 加盟国が何を要請されているのかについて不明なままである。
89. 欧州議会は、1996 年に採択された人身売買に関する傑出した欧州議会決議において、欧州委員会と加盟国に対して「時代遅れで役に立たない 1949 年の人身売買条約に代わる国連条約を起草するために国際レベルで行動を起こす」ことを呼びかけ、「新しい条約は強要と詐欺行為に焦点をあてるべきである」とした。同決議はさらに、加盟国に対して、「人身売買」の明解な定義を提示し、人身売買を人権侵害および重大な犯罪とみなすよう求めている。欧州議会はまた、欧州連合条約の K.1 条に人身売買を含めることを求め、人身売買を「欧州共同体の管轄領域にいれる」べきであるとした。
90. 欧州委員会は 1996 年に国際移住者組織(IOM)と協力して、性的搾取を目的とする女性の

人身売買に関するヨーロッパ会議をウィーンで開催した。同会議は、性的搾取を目的とする女性の人身売買に関する 1996 年の「欧州委員会コミュニケーション」をもたらした。このコミュニケーションは、性的搾取を目的とする女性の人身売買のみに焦点を当てたものであり、家内労働もしくはその他の奴隸状態に類似する仕事など、その他の目的をもつ人身売買を取り上げていない。さらに、性的搾取の用語は依然として定義されていない。

91. EU 加盟国は、行動基準に基づき、法的拘束力を持たない「性的搾取を目的とする女性の人身売買を防止しそれと闘うための有効な措置」についての「欧州ガイドラインに関するハーグ閣僚宣言」において人身売買を取り上げた。EU 加盟国はその中で、人身売買、特に女性の人身売買に対する闘いにおける協力を最大限のものとする誓約を再確認した。他の EU 文書と同様に「人身売買」の用語は定義されないままであった。加盟国は、欧州評議会が 1996 年 11 月に採択した「STOP」多年度プログラムの促進を呼びかけている。このプログラムは、加盟国内の人身売買と闘う活動を担当する人のためのもので、ヨーロッパの NGO ネットワークと欧州委員会の定期的な協力を奨励するためのものである。加盟国はまた、PHARE プログラムと LIEN プログラムを最大限に活用することを強調し、中央および東ヨーロッパの STOP プログラムへの参加を促している。さらに、閣僚会議は加盟国に対して、「女性の人身売買の範囲、防止および闘い」に関して政府に報告する国内報告者を任命することを勧告している。
92. 「人身売買と闘うためのその他の措置」に関する 1998 年の欧州委員会コミュニケーションにおいて、欧州委員会は、上述の 1996 年コミュニケーションに触れ、加盟国があらゆる機構（司法および警察を含む）を活用し、人身売買と闘う戦略および措置を評価するよう求めた。
93. 欧州評議会は 1999 年 10 月にタンペレにおいて EU における自由、安全、正義の領域の設置に関する特別会議を開いた。タンペレ・サミットは EU に対して、不法移住への集中的な努力を講じるよう求め、特に、あらゆる形態の人身売買を防止するための有効な措置を講じる必要性を強調した。
94. 欧州議会の女性の権利および機械均等に関する委員会は、人身売買に対する闘いを最優先事項とすることを求めた上述の 1998 年の委員会コミュニケーションに関する報告書を採択した。同報告書は、定義、EU レベルにおける法的枠組み、防止、保護、被害者の援助の領域における有効な措置を追究する上で共同行動を勧告している。
95. 欧州委員会は、1996 年以降、性的搾取を目的とする人身売買と闘うことをめざす複数のプロジェクトを支援している。これらの取り組みには、STOP プログラム、女性に対する暴力との闘いの分野の NGO を支援する DAPHNE が含まれる。欧州委員会は第三国において、PHARE および TACIS 民主主義プログラムを通して、La Strada によるプロジェクトに資金を提供した。

裁判における女性の尊厳と権利の保護

高等裁判所弁護士
カマル・アニア・カマルザマン

マレーシアは 13 州から成る連邦制の立憲君主国で、国王は 5 年ごとに 9 つの州のサルタン（世襲の君主）から順番に選ばれる。政府はウェストミンスター型の議会制度をとっている。政治体制は世俗主義かつ民主主義である。イスラム教が国教であるが、だれもが自分の宗教を実践する権利を有する。

マレーシアは、シルクロードの中央の戦略的場所に位置し、その歴史を通してさまざまな宗教的、文化的、言語的影響を受けてきた。交易を通してヒンズー教、仏教、イスラム教の信仰が広まつた。19 世紀以降、マレーシアは、ポルトガル、オランダ、最終的には英國による植民地支配を受け、1957 年に独立を達成した。

1998 年現在、マレーシアの人口は 2218 万人である。女性はその半分をやや下回る。人口の 62% がブミプトラ（マレー人とその他の先住民を表す用語）、27% が華僑、8% がインド人である。女性は国の労働力の約 46% を占めている。政府は 1995 年の国民の識字率を 91% と報告し、これは 1991 年から 8% 増加したことになる。しかし女性の識字率は 1991 年に 80% であった。

マレーシアの法制度は英國の法制度にならったもので、成文法と慣習法に基づいている。イスラム（シャリア）裁判所と先住民の裁判所（サバとサラワクの先住民の裁判所）を除いて、裁判所制度全体が連邦レベルで運営されている。連邦裁判所が最高裁判所であり、その下に控訴院、高等裁判所、下位の裁判所（治安判事裁判所）がある。婚姻、離婚、子どもの監護権、遺言書、無遺言、贈与などを含む家族法に関するイスラム教の個人法は、州ごとに制定され管理されているイスラム法の統治下にある。州は連邦とは異なるそれ自身の裁判所のヒエラルキーと法体系を有している。

連邦憲法は、すべての者は法の前に平等であり、法律による保護を受ける資格があると定めている。憲法はまた、いかなる法律においても、宗教、人種、家系、生誕地を根拠に差別してはならないと明記している。しかし、性またはジェンダーに基づく差別の禁止については言及していない。

1995 年 7 月 5 日に国連女性差別撤廃条約に加盟することによってマレーシア政府が女性に一定の基本的人権を与える約束を再度確認したことは、マレーシアの女性にとって一歩前進であった。しかし、マレーシア政府は同条約の第 5 条(a)、7 条(b)、9 条(2)、16 条(1)(a)および(2)の

規定に関して留保しており、それには拘束されないとしている。1995年9月に中国の北京で開催された第4回世界女性会議において、マレーシア政府は4つの特定の誓約をしており、そのうちの一つは、「法的障害と性差別の慣行を除去すること」であった。

マレーシアの女性は長い闘いを続けてきたが、依然として結婚および離婚の領域で差別が頻発しており、女性に対して暴力が加えられた場合、その尊厳の保護については望ましい状況からはほど遠い状態である。

人々の間で女性に対する暴力が私的事柄とみなされていることは認識されていても、話題にのぼることはない。マレーシアでは1985年になってようやく、女性に対する暴力が公に取り組まれるべき問題であり、政府や、社会サービス、NGO、地域指導者や個人などのすべての部門の介入を必要とする人権問題として、女性組織が積極的に取り上げるようになった。

女性に対する暴力は、家庭内暴力、児童虐待、レイプ、近親姦、セクシュアル・ハラスメント、売春、冷遇、メイドや移民労働者の酷使などのさまざまなもの形をとっている。こうした暴力は文化的、心理的、物質的、政治的、社会学的基盤に深く埋め込まれ、それに根ざしている。女性への暴力は、女性を取るに足らない存在であり、搾取されるべき性的対象として扱い、欲求不満を解消する「サンドバッグ」とし、性的欲望を満たすために虐待を受ける存在とする社会の女性に対する見方からきている。

主にマレーシアの女性組織による14年間のキャンペーンやロビー活動や政策提言の後、警察や社会福祉機関などの政府機関の支援も受け、女性の人権の分野に大きな前進がもたらされた。主な成果として以下のものがある。

- ・マレーシア第6次計画において、特に女性に対する暴力に取り組むことが明記され、初めて「女性と開発」の章に女性の関心事項が受け入れられたこと。
- ・レイプに関する法律の改正(1988年)
- ・家庭内暴力法の制定(1994年)
- ・メディアによる報道と出版および電子メディアにおける女性問題への支持
- ・警察官、医療職員、宗教機関を含む法執行者やサービス提供者との間の認識や責任感の増大

女性に対する暴力との闘いには、現実に対処することだけでなく、問題の根本的原因に取り組むことが必要である。ジェンダーの意味、セクシュアリティ、社会のあらゆるレベルにおける男女の力関係が再検討されなければならない。特に、少年や男性が女性を人生や社会の発展、平和の達成における大切なパートナーとみなすように教育し、女性に対する暴力の問題に関する意識を高め、態度を変化させる必要がある。これらはすべて、女性の人権を保護するための法的措置を取ることと同様に重要である。

マレーシアでは、レイプと家庭内暴力が女性の尊厳と権利に対する2つの主要な侵害である。

マレーシアにおけるレイプに関する国家統計を入手するのは困難である。1993 年以前は警察も福祉局もそれぞれが通報や照会を受けたレイプの件数に関する統計をまとめていなかった。1997 年に社会局が性的虐待のケースの集計を開始した。刑事事件はすべて区分けされてこなかったため、裁判所も法務長官室も毎年受理されるレイプ事件の総件数を把握していなかった。1993 年には、警察に通報されたレイプ事件は 1 日 2.4 件であった。1998 年にこの数は 2 倍となり、1 日 4.1 件となった。これはレイプの問題に対する意識の向上とレイプを受けた人間へのサービスの改善によるものと考えられる。控えめな調査推定でも、10 件のレイプ事件のうち、通報されるのはわずか 1 件としている。

レイプの被害者の 55.8% は 16 歳未満であり、少女の置かれた弱い立場を示唆しており、レイプ防止戦略が作成されなければならない。加害者の 97.5% は、16 歳以上で、女性の 84% は友人もしくは家族の成員によってレイプされている。通報されたケースのうち、レイプ加害者を有罪にもちこめたものは 10 件のうち 1 件である。5 件のうち 4 件は裁判にもかけられない。裁判にかけられた場合、容疑者が有罪となる確率は 50% である。

レイプの被害者は、法廷で証言を行う前にいくつかの段階を経なければならない。このプロセス自体が脅威であり、不運な被害者にさらなるストレスをもたらす場合がある。第一段階は、容疑者を告発する前に警察に取り調べを行わせるための警察への通報である。被害者は訴えを提出し、女性の取り調べ官(I.O.)が被害者の供述を記録する。その後被害者は診察を受けるために政府の病院に送られることになっている。

取り調べ官は、以下の特徴をもつ性交が行われたことを自身が納得した上で、調査報告書(I.P.)を公開する。

- ・申立者の意志に反している。
- ・同意に基づかない。
- ・申立者本人もしくは他の者の生命が危険にさらされた上での同意による。
- ・騙されて同意させられた。
- ・16 歳未満であるため、同意は実態のないものである。

取り調べ官は、被害者の供述の一貫性と信憑性を判断する。その後、取り調べ報告書が副検察官に提出される。副検察官は、集められた証拠の強さに基づき、手続きを進めるかどうかを判断する権限を有する。

レイプ裁判はレイプの被害者が何度も事件を追体験することになるため「二度目のレイプ」と言われている。被害者が本人の裁判における主証人であり、立証責任は訴追した側にある。訴訟の遂行においては被害者は意見を述べることはできないし、裁判前は事件を担当する副検察官と会ったり、協議することはできない。裁判中、被害者は性交に同意しなかったことを証明しなければならない。被告弁護人による執拗な反対尋問、嫌がらせ、私生活に踏み込んだ迷惑な質問

などにさらされる。証拠法が改正されて、告発された人間以外の人間との過去の性的関係についての証言は制限されるようになったが、被害者の経験が追究され、信用度が計られる。身体的損傷や争った跡などの裏付けとなる証拠がない場合、抵抗しなかったことの証とされ、合意の上の性交とみなされることもある。レイプ後の被害者の一般的な態度も審理の対象とされる。

レイプ神話やレイプ被害者のステレオタイプは社会のレイプに関する認識を反映しており、裁判所もこうした偏見から免れていない。レイプ被害者は、自分を取り戻し、警察へ通報した場合の結果を考慮するための時間がかかるため、通報が遅くなることが多い。女性が負傷していないのは、レイプの加害者の報復やよりひどい危害を加えられることを恐れて反撃しなかったことによる場合もある。もう一つの誤った認識は、レイプの加害者は見知らぬ他人であるとか、茂みや隔離された場所でレイプされるというものである。現実には、通報されたケースの 64% は、加害者が被害者の友人や同僚、雇用主などの知人である。家族のメンバーによるレイプは全体の 20% を占めている。見知らぬ人間によるレイプはわずか 16% にすぎない。

レイプ裁判は公開裁判である。審理が非公開(つまり、検事、被告弁護人、被告人、裁判所職員のみが出席)で行われるのは、被害者が実際の行為もしくはレイプに関する尋問を受ける時だけである。裁判所は被害者の名前をメディアで報道しないように命令することはできるが、法廷に出席しているすべての者やその周辺に対して女性の身元を秘密にしておくことはできない。被害者は証言する前に、記録のために名前や年齢や住所を言わなければならない。これが公開裁判で行われるのである。こうして被害者のプライバシーが明かされ、被告が被害者の住所を知ることによって危険が増す。メディアは近親姦のケースであっても加害者の名前を報道する場合がしばしばあり、加害者が父親や兄弟であれば、これによって被害者の身元が知られてしまう。

刑法におけるレイプの定義は、レイプが単なる性犯罪であるという前提に基づいている。つまり、女性の同意なしにペニスがヴァギナに挿入されたという性交の技術的理解の範囲で定義されている。この定義には指や棒、バトン、瓶などの異物による貫通は含まれていない。強制的なクンニリングスやフェラチオなどのその他の性的虐待や猥褻行為はレイプとはみなされない。刑法はさらに、夫による性的暴行を明らかに除外している。

レイプは法律上の犯罪であり、違法行為である。犯罪とは国家に対する罪であり、違法行為とは私的な不正行為であって、不正を受けた側が補償として賠償金を受け取ることになっている。しかし、マレーシアでは被害者に再び法廷での長い苦しみをもたらすことから、これはあまり行われていない。被害者が敗訴した場合、被害者が被告に対して法的費用や損害までも支払わなければならなくなり、費用のかかる、報われないものとなる。民事訴訟の場合も解決までに数年を要する。

レイプはひとりの人間に対する最も直接的で激烈な侵害である。レイプは被害者に屈辱と恥辱を与える侵害行為である。刑法におけるレイプの狭い定義からは、レイプが被害者を隸従させるための権力と暴力の表現であることは理解できない。

1988 年に 9 歳の少女がレイプされ、殺害された事件に対して大衆の怒りが爆発した後、現行

の刑法が大幅に改正された。刑法、刑事手続法、証拠法の改正として以下のものがあげられる。

- ・有罪を宣告されたレイプの加害者に対して、むち打ちを含む5年の強制的禁固刑
- ・法定上のレイプの年齢を14歳から16歳へ引き上げる
- ・被害者の過去の性的経験に関する反対尋問は、被告に関するもの以外は認められない。
- ・レイプの被害者が母体の心理的身体的健康を保全するため、医師の勧告に基づき中絶することを許可する。
- ・性的虐待の禁固刑の限度を2年から10年に引き上げる。

上記の改正が実施されてもレイプに関する法律は依然として不十分である。女性組織や活動家は以下を含む勧告を提案している。

- ・レイプの定義を拡大し、あらゆる手段による、もしくはペニス以外のあらゆる物体による膣以外の開口部への挿入を含むものとする。
- ・夫婦間レイプを認知し、処罰を与える。
- ・被害者が本人の証言の中で同意がなかったと述べた場合は同意がないと推定する。
- ・子どものレイプ、輪姦、精神障害者や身体障害者へのレイプなど、特に非道なレイプについて、その犯罪の重大さに相応する階級的処罰を科する。
- ・近親姦が犯罪的行為であることを認める。
- ・法律における法定上のレイプの定義を拡大し、子どもに対する性的虐待を含める。
- ・レイプの裏付けとなる証拠の必要条件を廃止する。
- ・すべての裁判を非公開とし、報道機関や公的機関の人間がレイプ裁判に出席できないようにする。
- ・レイプの被害者を補償する。

裁判における女性の尊厳と権利の保護は十分といえるか？

弁護士、女性緊急避難センター理事長

ザリザナ・アブドゥル・アジズ

はじめに

マレーシアは英國慣習法制度を採用しているが、多くは制定法に依存している。刑事に関する法律は主に刑法に示されている。刑事手続きは刑事手続き法により統制されており、証拠に関する規則は証拠法で定められている。

本稿では、マレーシアの裁判手続きにおける女性の権利と尊厳を保護する目的で、暴力事件における女性と少女の処遇の実例に触れることとする。

訴訟裁判制度

正義を司ることは真実に大きく依存している。真実の追求が重要な仕事となる。また、一般的に、人々は真実の追究に専念することの重大さを知らされれば、真実を述べるように励まされ、説得されるものだと仮定されている。法廷の雰囲気が厳肅であればあるほど、これが最大限に実現されると考えられている。

訴訟裁判制度において、法廷に立つ弁護士の役割はこの真実を追求するために証人を尋問したり反対尋問することである。国家および裁判の参加者はしばしば、この厳肅な雰囲気や弁護士、裁判官の脅迫的態度、専門的で雄弁な法廷用語などを真実そのものとみなしてしまう。黒い服をまとった弁護士が明解な尋問者となって、真実が自らの法廷理論や分析を支えてくれることを証明するために、証人をおだて、誘導し、強制して真実を言わせようとする。

司法は目が見えないとしても、正義を達成する手段として通常受け入れられているものが、實際には女性にとって正義にもとる手段となっていることを無視できないというのが、本稿の主張したい点である。

社会における暴力の女性被害者

ほとんどの社会において女性は家庭および地域の名譽を担う者とされている。男性が社会の求める貞節や自己犠牲に反逆してもしばしば大目に見られたり受け入れられたりするが、女性が不貞であるとみなされれば、それが事実であろうと空想であろうと、本人が関わっていようと、汚名をきせられ、しばしば暴力を受けることになる。

日刊紙の相談欄に掲載された次の事件を例に取ってみよう。「私たちは 11 時に彼の部屋へ行きました。ベッドが 2 つあって、彼は別々に寝ようと言いました。ナイーブだった私は彼の言葉を信用しました。その後起こったことは私を恐怖に陥れ、翌日私は何もすることができませんでした。父母は、私にセックスのことを何も教えてくれませんでした。医者に行ってようやく自分がレイプされたことを知りました…。私と結婚してくれるインド人男性はもう誰もいません。」

コラムニストはその女性にこうアドバイスを与えた。「妊娠していないなら、それほど苦しまずに決断できるでしょう。とにかく黙っているべきです」、なぜなら「社会は伝統的に処女であることを尊ぶからです」。

この記事を分析すれば、女性を以下のような存在にするために、名譽と貞節が主要な要素であることが明らかである。

- ・女性は無知で、つまり、ナイーブであることが魅力的である（「両親はセックスについて何も教えなかった」、「医者に行ってはじめて自分がレイプされたことを知った」）
- ・女性は「純潔」でなければならないという社会の厳格な要求に応えるために、無口である（「社会は処女であることを伝統的に尊ぶ」）
- ・女性に対する暴力の責任は女性にあるという社会の傾向によって、女性は怖れを感じている（「なぜ彼の部屋で寝たの？」、「妊娠していないなら、それほど苦しまずに決断できる」）
- ・女性は暴力の被害者になったことを恥じている（「私と結婚するインド人男性は誰もいない」）
- ・女性は裁判へのアクセスを持たない（「とにかく、黙っていなければなりません」）

論理のすり替えによって女性と名譽に焦点があてられ、暴力の加害者ではなく被害者が自分に加えられた罪の責任をとらされることになるのである。

裁判に訴える女性

これは裁判制度の要請と女性の経験が真っ向から対立する状況を生む。事実、女性に対する暴力は、罪悪感と恐怖心に苛まれた、暗く、無言の孤独な世界をもたらしている。

たとえば、裁判制度を利用し、加害者を法の下に引き出すためには、原告は公開裁判において加害者と対面し、加害者を告発しなければならない。他方で、家族の名譽を守るために事実を隠蔽し、沈黙を通すことが要求される。

こうして、法律は公の裁判を求めるが、社会的汚名と家族の名誉のために、一般大衆は排除され、被害者の身元を公表しないことが正当化される。

女性の生活の現実を問題とする

1980年代の半ば、上記のコラムが掲載された1987年ころ、マレーシアの女性たちは法律を改正し、女性の生活や経験の現実を配慮したものにするために、足並みをそろえて要求はじめた。1989年以降、女性に対する暴力反対キャンペーン(VAW)や反レイプ市民の会(CAR)を通して、また、さまざまな女性団体やその他の団体からなるゆるやかなプラットフォームとしての「共同行動グループ」(JAG)が1985年10月1に結成されたことに伴い、法定における女性の保護の改善が進んだ。

レイプ

社会に浸透している意識を考えれば、女性がレイプ事件を通報しない場合も生じる。さらに、裁判所で公正な処遇を受けることを確信できなければ、訴訟を起こす勇気のある女性にとっては有害そのものである。

目撃者の不在、合意と抵抗の問題、医学上の証拠、裏付けとなる証拠、被害者の信用を傷つけようとする被告の行為などの問題は改善の必要があった。

1989年のレイプ法の改正以前ならば、被告弁護人が原告を性的に不道徳な人間であることを証明できれば、法廷での原告の証拠は無視されたかもしれない。証拠法第155(d)節は、原告の証拠に異議を申し立てるために被告弁護人が原告の「ふしだらで不道徳な性格」を示す証拠を提示することを許可している。貞節、名誉、真実に関して作り出された混乱の中で、性的にふしだらな女性は真実を言う能力がないとみなされていた。

1980年代の法改正にむけたロビー活動は、以下の点を含む刑事法の改正の可決によってクライマックスを迎えた。

1. レイプの再定義、泥酔の結果もしくは誤り、あるいは欺瞞や脅迫、不当な威圧による同意、もしくは年少の少女からの同意は認めない。禁固5年を最小限の刑とする。
2. 証拠についての判断を行う際に被告と原告の間のこれまでの性的経験とその性格のみを許可する第155(d)節を削除する。第二に、レイプ裁判を非公開とする(非公開、つまり、一般人は同席しないで開廷する)

ロビー活動は成功したかに思われた。女性グループはその他の緊急を要する問題に取り組みはじめた。残念なことに、一つのキャンペーンが成功したからと言って、大衆の意識が改まるとはいえないことが現実となつた。

1995 年にマレーシアのある州の州知事が 15 歳未満の女性とセックスしたという物議をかもす申し立てによってこの問題が再び前面に浮上した。法律上、これは同意の問題があてはまらない法定上のレイプと定義される。

その直後の新聞報道で、マレーシアの法務長官が、その少女が複数の少年と性的関係を持っていたことを明らかにし、少女がふしだらで不道徳な性格の人間であったことを暗にほのめかした。連邦政府の閣僚の一人が、この少女がイスラム教徒であることから、イスラム教(シャリア法)下の不法な性交(ジナ)の罪で少女を告発するよう要求した。(イスラム法の下では少女は最初の月経があった時点で成人に達したとみなされる。)

犯罪を訴追することを職務とする法務長官自身が、当時、法定裁判所では認められていない不法な防衛戦略を採用することをよしとした点が、メディアの怒りを爆発させた。法の矛盾を抱える体制において性的加害者を訴追することの難しさ(すなわち、民法とシャリア法の間での司法の分裂)とそれが被害者にもたらす影響にも焦点が当てられた。

裁判手続きにおいては保護されるようになったが、メディアによる保護がない裁判を行う女性にとって、今回のレイプ法の改正は、暴力を受けた女性が被害を申し立てようと確信できるほど十分なものとなっているだろうか?

被害者保護のもう一つの側面は、少女である被害者の身元を非公開にしたことである。

1994 年の児童保護法(これは 2000 年児童法によってまもなく刷新される)の下では、性犯罪の年少被害者の身元を明かすいかなる情報も、メディアは公表してはならないことになっている。これは、レイプ裁判を非公開で実施するかどうかを決める裁判官の裁量と共に、被害者を励まし、保護するためのものである。

一般大衆に対してニュースの最も興味をそそる側面を取り上げたいという欲求から、悪辣なジャーナリストがしばしばこの規定に違反する。こうした違反行為の結果もたらされる現実をわれわれが見落としがちな一方で、女性危機センターの援助を受けていた近親姦の被害者である子どもがその餌食とされてしまった。

刑事裁判のプロセスは骨の折れる、終わりのない過程である。その間には何回にもわたる出廷、身体検査、警察の取り調べが必要とされる。被害者が日常生活の中でどれほどの時間をこれに費やしているかについて注目されることは少ない。

ある子どもの被害者が学校を欠席していた。少女が学校に戻ったとき、村の 14 歳の少女(記名あり)が父親を近親姦で告発したと書かれた新聞のきりぬきがあった。その少女はすぐに学校をやめた。

家庭内暴力

家庭内暴力の被害者は事実、これまで長い間裁判所に保護を求めたことはなかった。唯一の救済の道は、家庭内暴力を受けた配偶者が離婚手続きの下で高等裁判所の禁止命令を要請することであった。禁止命令が違反された場合、禁止命令を発令した裁判所に侮辱罪の手続きが行われなければならず、費用がかかり、不満足なものとなる。加害者は命令に違反した後、妻を虐待したことによってではなく、禁止命令に従わなかつたことで罰を受けることになるのである。

侮辱罪の手続きは、暴行を受けた女性の権利を何ら問題とせず、加害者が命令に服従しなかつたことで裁判所に示した侮辱を問題とするだけである。

女性は時に最後の手段として警察への通報を行ってきた。残念ながら、この場合、たとえ警察が取り調べを行ったとしても、私的な家庭のもめごととして取り下げられることが多かった。したがって、公的問題である刑法の領域では取り扱われてこなかつたわけである。

この公的領域と私的領域の分離は問題である。女性の権利に関わる多くの事柄が私的問題とみなされている。マレーシアでは司法上の規定が憲法で分離されているため、イスラム教徒だけは家族関係や相続などの私的問題に関してシャリア法に従うことになっている。

家庭内暴力における女性に対する保護を検討する中で、提起されている法律は、司法におけるシャリアの分離を克服しなければならないだろう。イスラム教徒も非イスラム教徒も含むすべての女性を保護する法律を望むならば、妥協点が検討されなければならないことは明らかである。家庭内暴力を犯罪として扱うところに難点があつたが(女性が夫を投獄させるかもしれない訴えを断念させることになるため)、家庭内暴力法は刑法制度の一部として提起された。

家庭内暴力を犯罪とはしない(同法で定義)が、家族関係にある人間に対して家庭内暴力を伴う一定の犯罪が発生した場合、被害者は加害者が訴追されている間に保護命令を裁判所に要求する資格がある。

一時保護令は、取り調べが終了していない期間の人間が家庭内暴力行使することを禁止するものである。刑事手続き期間中に、裁判所が保護命令を発令することもある。家庭内暴力の行使を禁止する他に、裁判所が被害者の保護と個人の安全のために必要と思われる一定の命令を出すこともある。これには、共有住宅の占有と輸送手段の継続的使用が含まれる。

保護命令に逮捕状が添付される場合もあり、この命令に違反した者は逮捕され、訴えられるが、侮辱罪の手続きとは異なり、加害者は被害者に対して再度家庭内暴力行使したことで罰せられる。したがつて、このプロセスの方が女性の権利と尊厳に対処する点でより満足なものとなる。

女性が裁判に訴える際に困難に直面することを配慮して、家庭内暴力法の下では警察官や社会福祉職員が執行官として指定されている。執行官の職務には、被害者が家庭内暴力に関する訴えを提出する際の補助を行うことも含まれる。

この規定は被害者が裁判手続きを利用する際の助けとなつてゐる。執行官が裁判所に文書を提出し、裁判所に事件の事実を提出する際に被害者に同伴することで、女性の安全を確保する

権利と暴力のない住宅を持つ権利そのものを問題として取り上げることとなった。

暴力の被害者側の弁護士

レイプの被害者が事件後に繰り返しレイプを経験すると言われている。まず、警察や身体検査(身体検査は通常、生検によるもの)を通して、さらに、法廷で被害者がレイプ事件の詳細を公に説明させられる時にそれは起こる。

こうして、刑事手続きにおける暴力の被害者の保護を確保する上で、検事や執行官の援助があるにもかかわらず、時として女性の利害や尊厳を守るために弁護士を任命しなければならないなる。

検事は有罪判決を確保することにのみ関心があり、被害者のそれ以外のニーズを配慮しないこともある。訴訟警戒依頼弁護人とは、刑事裁判所で被害者の弁護人として出廷する弁護士のことである。被害者は刑事裁判においては厳密には当事者でなく、訴訟提起者であり(当事者は国家と被告)、被害者の弁護人が裁判所から限定的な傍聴権を認められる。限定的な権利ではあるが、このような弁護士も被害者の権利を保護する上で重要であるといえる。

訴訟警戒依頼弁護人は被害者に裁判過程と各過程の理由を説明することができる。これは被害者に対して裁判過程を明らかにすることに役立つ。

訴訟警戒依頼弁護人はまた、それ以外は冷酷な裁判の審理室において友好的で親しみのある存在であり、特に被害者が法廷で加害者と体面しなければならない時に被害者のトラウマを軽減することに役立つともいえる。

しかし、訴訟警戒依頼弁護人や女性グループは、事件について話し合ったり、被害者に対してカウンセリングや精神的支援を提供する場合に用心しなければならない。危機的状況に対する女性グループの介入の頻度が増えるにしたがって、被告弁護人が女性グループを「証人のコーチ」と申し立てることが増えている。

こうした申し立てはそれ以上の証拠もなく提示されることが多く、訴訟警戒依頼弁護人がそれの提出される可能性を予見していなければ、反駁できずにおたおたしてしまう場合もある。最近ペナンで起った、夫が妻の顔や頭や腕を焼くという悲惨な事件では、被告弁護人が被害者に対して、訴訟警戒依頼弁護人に何度も面会し、法廷で何を言うべきか相談するとよいと持ちかけたという。

別のケースでは、近親姦に関わりのない 2 人の弁護士が介入し、裁判所に対して、年少の被害者には訴訟警戒依頼弁護人がいるが、加害者には被告弁護人がいないことは明らかに不当だとして、自分たちを「法廷協力者」と認めるように要請した。後に、同じ弁護士が女性危機センターはカウンセリング・サービスを提供することで被害者を「指導している」と指摘した。何らの証拠もなく、暴力の女性被害者に対する支援サービスがあるというだけで、こうした申し立てが提出

されている。

暴力の被害者は自身のトラウマを軽減するために法廷で自らが選んだ弁護人に代弁してもらう権利を認められなければならない。被害者の訴訟警戒依頼弁護人および弁護人は、被告弁護人と同様に法廷における発言権および裁判への参加権を与えられるべきである。

この点は係争中のセクシャルハラスメントの訴訟においても見られた。訴訟警戒弁護人が出廷しているにもかかわらず、被告弁護人は訴訟警戒弁護人に対して被告(外国人)が旅券の発行を申請した時に通報しなかった。その点を問いただされた際、被告弁護人は被告の申請を訴訟警戒依頼弁護人に通知する義務はないと主張した。

弁護人を必要とする次に緊急な場合は、子どものケースである。ある事件で近親姦の被害者である子どもに対して、家族が被害者を保護し、二度と暴行を加えないとする断言に対する申し立てを撤回するように家族が説得したという。

撤回した直後、両親は社会福祉局に対して、この少女が手に負えない子どもであり、家に火をつけようとしたという申し立てを行った。

福祉局職員はこの少女を施設に収容することしか考えなかった。少女自身は叔母のところに預けてもらいたかった。下級裁判官は子どもには弁護士を持つ資格はないという理由で弁護人を許可しなかった。

再審において、高等裁判所は子どもの代理人として弁護人の出廷を許可した。

支援者の存在は、少女の権利を保護する上で同様に助けとなることがある。たとえば、2000年の新児童法では、売春を強制された子どもは保護とリハビリテーションを必要とするとされているが、子どもの支援者ならばリハビリテーションが必要なのは子どもではなく虐待者の方だと主張するだろう。虐待された子どもに必要なのは配慮と保護であって、リハビリテーションではない。

結論

本稿は、マレーシアの刑事裁判における女性の尊厳と権利の保護を向上させるためのさまざまな方法を詳しく検討しようとするものではない。

明白なのは、すべての女性被害者が裁判を利用する場合に経験するトラウマを軽減させる上で、女性の経験が必ずしも配慮されているわけではないということである。

刑事制度は被告に有利となっている。こうした偏向は常に不正であるとは言えないが、暴力の女性被害者の権利と尊厳を保護するための一定の仕組みによって改善されなければならない。

ネパールの刑事裁判制度と女性

女性・法律・開発フォーラム
サパナ・プラドハン・マラ

はじめに

価値体系そのものに欠陥がある中で、家庭、地域社会、国家のすべてにおいて差別が制度化している。女性は家庭内暴力や売春目的の人身売買といった形態の悪にさらされやすい。被害者にとって最後の拠り所である法制度ですら、女性を好意的に扱ってはいない。

したがって、女性と少女に対する伝統的、差別的な暴力および搾取を防止するため、どの刑事裁判制度が助けになるかを検討することが重要である。多国籍の組織犯罪による脅威が増す中で、被害者がどのような援助を受けられるかに焦点をあてる必要が生じている。その際、刑法及びその手続き、裁判のプロセス、犯罪防止策が女性と少女の人生におよぼす影響力を忘れるべきではない。

多国籍の組織犯罪、とくにトラフィキング（人身売買）による移民は世界中に影響をおよぼしている。人身売買とたたかうには、刑法の面からこうした犯罪を阻止し加害者を踏みとどまらせることと、人権の面から人身売買された人びとの権利と尊厳を守るという、二面的な取組むが必要である。

現在、年間約 5000-7000 人の少女と女性がネパールからインドの性市場へ売られている。政府の記録によると、1995 年から 96 年まで法執行期間が捜査に当たった事例はわずか 150 件にとどまる。その数は年々減っており、1995-96 年は 33 件、1996-97 年は 107 件しか記録されていない。政府の法務府当局者によると、1994-95 年に通報のあった 150 件のうち、裁判が行われたのはわずか 39 件しかなかった。同様に、1997-98 年には 130 件が警察に届け出られたが、法務府が率先して取り上げたのは 125 件にとどまった。これは法執制度がいかに不備かを示すものである。

法執行機関からは、現行の法制度の下で人身売買を起訴することは難しいという主張がよく聞かれる。法律が不備である上、確かな証拠に欠けるというのである。主な証人が強制送還された後で加害者を告発することは難しい。人身売買された人びとが目的地や乗り継ぎないし出発した国の介入を受けずに被害者として認められるよう、出入国管理法、警察、司法が保証する必要がある。多くの場合、厳格な出入国管理法や手続きによって不法移民や労働者の国外追放するため、人身売買犯罪を起訴し被害者の人権を守ろうとする努力を阻んでいる。直ちに国外追放されるという脅威

を感じるため、被害者は警察その他の当局に助けを求めるようしない。また逮捕されたり人身売買業者から逃れた被害者は、必要な援助や保護を受けられない。有効な法律があつても、被害者が進んで証言しなかったり、あるいは証言できないためほとんど役に立っていない。それにネパールには証人保護の制度はない。場合に応じて保護を提供できるような方策を見出す必要がある。それなりによい法律がある場合でも、人身売買は法執行の優先課題にはなっていない国が非常に多い。腐敗防止のためには特別措置が必要だという認識は一般化している。

人身売買の被害者の多くが、受入国で収容されているが、その理由は出入国管理法違反、売春容疑、あるいは証人としてなどさまざまである。受入国で収容された不法移民は国際法の下で人道と尊厳をもって処遇される権利を認められている。その権利は収容が合法であるかいなかを決める前にも後にも認められる。

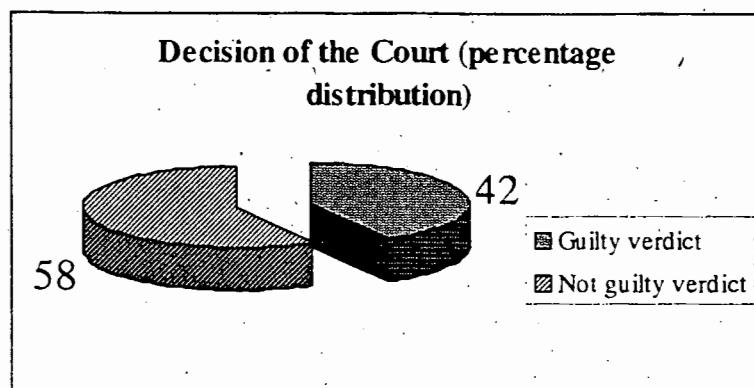
一定の形態をもつ国境を超える組織犯罪、とくに女性と子どもの人身売買がもたらす深刻な影響について、社会的関心をたかめるため、特別の措置が求められている。また、人身売買の潜在的被害者に対しその危険性を伝えるための特別の措置も必要である。

裁判所における女性

女性が自分の経験した暴力について公然と語れるかどうかは、法廷の雰囲気に左右される。わが国の裁判は公開であるところから、女性が躊躇せずに発言するのは難しいと大半の裁判官も思っている。裁判所はたいてい多数の犯罪事件を抱えているため、レイプの被害者が自分に向けられた質問に答えることができない場合がある。そうした場合は、「非公開裁判」にすれば女性はどのような暴力にさらされているか語るのに役立つだろう。同様に、弁護士や裁判官も女性であれば、女性は裁判に訴えやすくなるはずである。

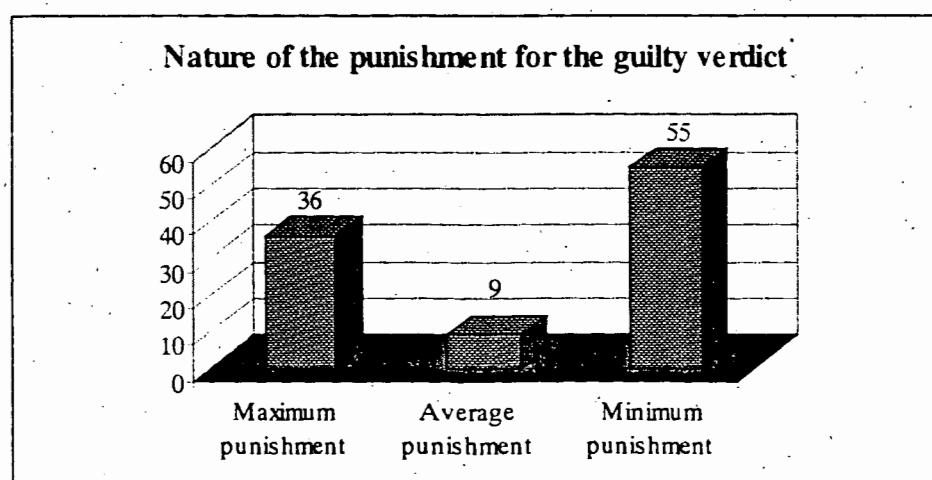
女性と裁判

裁判官によれば、暴力事件で裁判に訴えるのは 60-80%だという。女性にとって証拠を集めるのは難しいことを裁判官は否定しないだけでなく、自分たちの判断がふつうはたいて事実と証拠に基づくことも認めている。調査によると、人身売買で裁判になった事件のうち 58%が「無罪」になっている。
(グラフ1 参照)

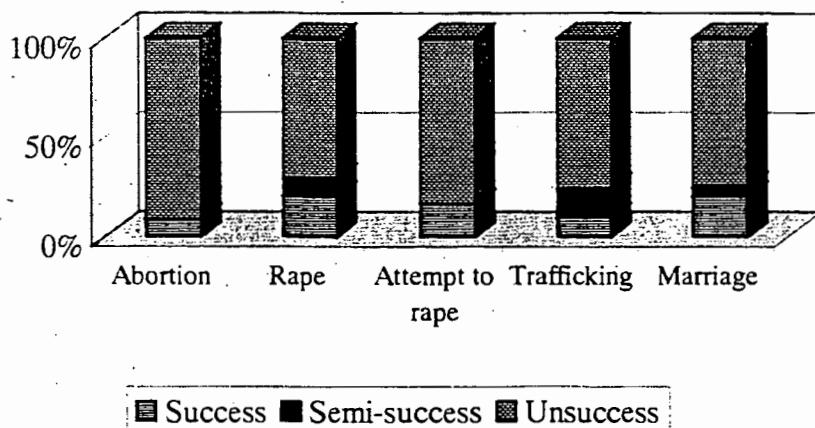


判決のパターンを見ても、法廷は人身売買事件の 55%に最低限の判決を言い渡している。人身売買規制法 2043B.S.によれば、人身売買を行った者は 10-20 年の懲役が課せられる。また、人間を売買の目的で国外へ連れ出した者は 5-10 年の懲役に課せられる。人身売買を行う個人ないし仲間にかかわったり、助けたり、奨励したも場合は、懲役 5 年である。しかし、われわれの調査では法律通りにさばかれた事件はほとんどない。(グラフ 参照)

(グラフ、裁判所の判決、有罪の場合の刑罰、地方裁判所が女性に与えた判決(1998-99)、控訴裁判所が女性に与えた判決(1998-99))



Justice delivered for women from Appeal Court (1998-99)



裁判官の行動分析

使われる言葉は全体として本質的に性差別的である。未成年者のレイプ事件に対する配慮がない。被害者の精神招待などまったく考慮されない。気持ちをくじけさせ、侮蔑的で、困らせるような質問を許可なく浴びせるどころか、何度も繰り返すことが許されている。

弁護士も偏見に満ち、配慮が足りないと言われる。弁護士が使う言葉そのものが性差別的な響きを持っている。

訴追制度の有効性と信頼性

少女の人身売買事件では、効率的で完全かつ遅れをとらない捜査によって速やかに犯人を起訴したり無罪の者を釈放することが肝要である。

能率的かつ公正な起訴は以下の問題によって阻まれている

- ・ 当局の怠慢によって迅速な捜査が行われない。
- ・ 当局の怠慢によって科学的証拠が集められない。
- ・ 警察の中に捜査報告の完了、提出を間に合わせようとする気持ちがない。
- ・ 国選弁護人は訴追を行う際、入手可能な証拠や文書を吟味しないことが多い。
- ・ 国選弁護人が自分の役割を警察の弁護士と取り違える。
- ・ 被害者が権利として捜査に加わる制度がない。

訴追の際、女性が直面するハラスメント

ネパールでは、捜査当局とくに警察は男性で構成されている。彼らは女性に対する犯罪を社会の治安を脅かすものだとはみなさない。捜査記録のなかに人身売買事件がほとんど見当たらないのがその証拠である。

犯罪の訴追手続きのあらゆる段階で性的偏見や嫌がらせが今も続いている。法務長官は捜査が性的偏見の下で行われている状況を、もっとも重要な証人である被害者が裁判に訴えられるようにすることで有効に統制できるがずである。しかしながら、法務長官がこれに関心を示したことはついぞない。

裁判の途上でのハラスメント

組織犯罪との関係ではとくに、証人を脅しから保護する必要性が生じている。個々の当事者やその家族の身の安全が脅かされているため、犯罪組織がからむ事件の証言は依然として取りにくくのである。

女性と開示裁判における弊風の影響に関する調査によると、インタビューに応じた 71 人の被害者のうち 10 人が警察での供述をまったく変えたことが分った。法廷に出頭した 32 人のうち 22 人が警察での供述を変えるよう脅されたり、そそのかされたと語った。このことから、被害者は裁判の間もきわめて嘆かわしい状況にあると結論づけざるをえない。

裁判の遅れ

法廷尋問がどの程度頻繁に行われるかは刑事裁判の遅れを示すものさしである。証人尋問の手続きがもっとも時間がかかり、裁判を遅らせる最大の理由となっている。検事が弁護士が法廷尋問を延期してもなんら規制されないことも、この遅れをさらに悪化させている。

弊風

裁判以外の社会で広がっている弊風もまた、ネパールの刑事裁判制度に影響をおよぼしている。人身売買時間の最終的判決に直接影響する。裁判のあらゆる場面に女性の苦しみをまったく理解

していない男性が登場することによって、女性はいっそう苦しい立場に立たされるのである。

家父長的考え方で影響される判決

こうした判事が示す態度を分析すると、女性問題にたいする司法の取組みにはまったく一貫性がないことが分る。わが国の社会の規則と規制は家父長的考え方を基盤しており、裁判官もまたそうした偏見を反映する支配的階層の所産であることを忘れてはならない。裁判官が女性に対し同情的であるとしても、彼らのジェンダー意識のレベルでは「本質的アプローチ」ではなく「保護主義的アプローチ」に影響されているのである。

勧告と今後の行動

犯罪防止に取組み、裁判制度を改善するという国連の義務は国連憲章に明確に述べられている。そこでは世界中の人々の生命、健康、安全をふくむ普遍的価値の保護が国連の目的であることが表明されている。この概念には、平和、自由、正義の追求とともに、犯罪および被害者になるという脅威や卑下から保護されることがもっとも重要である。

ウィーンで開かれた第 10 回国連人権会議において、国際社会は人身売買とくに女性と子どもの売買を根絶するため、互いに協力しあうための有効な方法の開発することを誓約し、さらに、2005 年までに世界統でこうした犯罪の反省を大幅に減らすこと、それが達成できない場合は、そこで取られた措置が実際に施行されたかどうかを評価することを誓約した。これを受け、国内および地域レベルでこの誓約実勢にむけて適切な戦略を作成することが必要になった。

- ・ これらの誓約実施とその後の活動のために特別措置と行動計画が求められている。国および地域レベルの行動計画は、ウィーン宣言を実施するものとして打ち出されるべきである。
- ・ ジェンダーの視点にたつ有効な裁判制度が開発される必要がある。国の立法および実践は、国際的規範および基準に沿ったものとし、国の計画やプログラムに組み込まれるべきである。
- ・ 国際基準、規範、ガイドラインに関する情報や知識をできるだけ広汎に普及させるべきである。その対象は裁判当局者だけでなく草の根レベルにも広げるべきである。さらに、手本となる条約、2 国間協定、地域協定を国の新たな法律の原型として役立てれば、国内立法の調和と強調行動の促進をはかる。国外への身柄引渡し、相互の法的援助、犯罪訴追の移転などに関し手本となる国連条約だけでなく、この地域でも手本となる地域協定が結ばれているが、これらを実施すれば既存の協力協定を補完することができる。これに関して、女性と子どもの人身売買を防

ぎこれと闘う SAARC(南アジア地域協力連合)条約草案を、定義と範囲を広げ、更生と再統合のしくみおよびケアと治療計画を加えた上で批准されるべきである。条約草案には条約当事国そのための規定も組み込まれるべきである。地域刑事裁判所の開設も必要である。法学部の教育を通じてわが国の裁判制度を変革することも重要な道のりである。ジェンダーに関する新しい理論や知識にはほとんど目が向けられていない。法学部はこうした問題を真剣に考えるべきであり、こうした重要な側面を勉強に加えるべきである。そうすれば女性に対する暴力について誤った判決を下すのは重大な人権侵害に等しいことがわかるだろう。加えて、こうした課程ではとくにCEDAW(女性に対する差別撤廃条約)に取組むべきである。

- ・ 実効性のある裁判制度を打ち立てるカギは協力と信頼にある。司法は非生産的部門だという誤解が依然としてあり、そのため行政、立法、司法の間で協力が欠けている。
- ・ 警察と検察の仕事を検証する仕組みを強化しなければならない。人身売買やレイプ事件では捜査にあたる女性警官室を拡大する努力が必要である。捜査方法における科学的、技術的改革も緊急行動として採用すべきである。法制度の弊風を根絶する政治的決意を表明すべきである。女性に対する暴力廃絶には政治的意志が重要である。各政党は法の支配に責任をもつことを政治宣言として明らかにする必要がある。有権者に対する教育プログラムを発足させ、政党に責任を持たせる必要がある。
- ・ 検察官、弁護士、警察、裁判官に対してジェンダー意識化訓練を行う。
- ・ 統一の手続きを実施して既存の裁判手続きを修正する。証人保護計画は直ちに導入すべきである。被害者の控訴権を法律で守る必要がある。警察が裁判所の許可なしに人身売買事件を捜査する権利を保障べきである。買い手は人身売買法の下で罰せられるべきであり、人身売買の定義を拡大する必要がある。
- ・ 暴力の被害者は、法律相談をふくめて法的支援サービスを受けられるようにすべきである。法制度の中で往々にしてみられる家庭内暴力に対する態度を変える必要がある。裁判所は女性に対する暴力事件の届け出記録、判決記録を保存すべきである。
- ・ 女性に対する暴力と取組む NGO は共同行動グループとして団結する必要がある。これは政府とその機構に圧力をかけ、影響をおよぼす有効な戦略である。研究所や研究団体が協力して調査を行うことも提言活動にとって非常に役立つ。
- ・ 医者、弁護士、カウンセラー、人権活動家からなるモニター・チームを形成する必要がある。このチームはシェルターや刑務所を訪れる権限をもち、必要な提案や支援を提供する。また、被害者が警察や弁護士、検察庁、裁判所でどういう扱いを受けているかもモニターすべきである。

ヨーロッパにおける女性と司法

ブカレスト大学、国連人権小委員会委員

ユリア・アントネラ・モトック

男女の平等は民主主義の基本原則である。1990年代に起きた共産主義崩壊以後、民主主義と多元的価値に対する信念が強まると同時に、政治、経済、社会生活において女性が広く包括的に参加することが必要だという信念も強まった。女性の権利運動が新時代を迎えたとして、ウィーン宣言と行動計画(1993)、国連第4回世界女性会議における北京宣言と行動計画(1995)は、女性の人権をすべての人権、基本的自由の譲ることのできない、絶対必要な、不可分の一部であると明文化した。

これらの文書は、差別を防ぎ男女平等を拡大するため、すべての国が人権への取り組みをさらに強化するよう訴えたものである。行動計画と世界会議で出された勧告のかなりの部分は、それまですでに他の文書で打ち出されていた。同時に、ウィーン会議と北京行動計画は女性の権利の分野でいくつか重要な変化をよびかけた。女性の権利が矛盾した状況にあるという事実に重点が置かれたところから、新たな文書の必要性が生じたのである。肯定的な側面では、女性差別撤廃条約などの国際文書を非常に多数の国が批准したこと、CEDAWの活動によって女性の権利とは何かが明確にされ、普遍主義と文化相対主義との対立を重視されたことがある。否定的側面としては、一定程度の保護が保証されたとたん、女性の権利要求に対する相対的無関心が広がり、いくつかの分野で女性に対する差別が、2重、3重の差別として存続していることがある。

1990年代になって出てきた人権問題の重要な側面は、適用と実効性の問題である。人権擁護を求める個人や集団にとって、なにより重要なのは人権保護が実際に行われることである。国際的な手段はたいてい執行力をもたないため、国内の制度や法律がこれまで以上に重視されることになった。グローバル化を背景に、人権侵害に対処する国的能力が落ちているため、これまでとは異なる新しい考え方、取り組みが求められている。人権侵害に対し責任をもつのは主として国家であるかぎり、法の支配とりわけ司法制度が実効性を持たなくとも弁護可能である。司法の権限拡大に向けて、各国間の協力が進む中、これと並行してジェンダーをめぐる政治も不可欠な部分とみなされねばならない。

本稿は、地域レベルとくにヨーロッパ地域における司法と女性の権利の問題を扱う。制度そのものを包括的に見るための分析ではなく、司法の分野での性差別の実際に目を向ける。この分野は女

性の権利保護の領域ではもっとも進んでいると考えられているのである。こうした目的に沿って、本稿は女性の権利をめぐる制度の問題、および欧州会議と欧州連合の両方のレベルで、ヨーロッパにおける司法制度を取り上げる。

一方で、ヨーロッパにおいて女性の権利はさまざまな達成を成し遂げたという特徴をもつ。ほとんどの国が人権、教育、代表制民主主義、経済的自立といったさまざまな分野で、男女平等の拡大をめざす政治をおこなっている。ジェンダーの平等促進が必要だという意識は、他の地域体制に比べて高い。またこの分野での専門知識も増えている。他方、グローバル化と国による規制の緩和によって、ジェンダーの平等は新たな挑戦をつけられることになった。中欧と東欧では、グローバル化が進むにつれ、共産主義時代にあった平等の政治が正当性を失い、ジェンダーの平等をめざす動きは阻止された。

1. 欧州会議：実効性のある保護をめざして

女性の権利と司法の重視は、欧州会議の特徴のひとつである。欧州会議の主要な法的文書として欧州人権条約があり、第 6 条で公平な裁判を受ける権利を規定している。同じように、条約の第 14 条は、性による差別を受けない権利を保証している。にもかかわらず、いくつかの規定や政策はありながら、欧州会議は司法の分野で十分な女性政策を実施しているとはいえない。したがって、本稿で女性の権利と司法との関連を全体的に分析しようとすると、非常に範囲を広げなければならない。この分野のあらゆる側面を包括的に批判しようとするのは、非現実的といえるだろう。ここでは最近の動きと、具体的次元での政策立案、行政の構造のみを取り上げたい。

1990 年代に入り、ヨーロッパでの人権問題に対する取り組みに関し、さまざまな国際団体が主要な役割を演じたことで大きな進展が見られた。重要な問題についていくつもの規約が重なる形で出てきた。かつての欧州会議は司法および準司法的なメカニズムを通して個人の人権を保護することに重点を置いていたが、現在では法律問題全体に幅を広げ、ベネチアに本拠をおく欧州法制民主主義委員会を設立した。

民主主義委員会はこれまで何度も、法文明の柱としての司法の役割を強調してきた。司法は法律の支配を保証することが強みであって、これは 20 世紀の重要な功績とみなされる。しかしながら、ベネチア委員会はこの分野での女性差別を考慮に入れなかつたことを見過ごしてはならない。公平という問題は、判事による人種差別的ないし拝外主義的発言との関連でのみ考慮の対象となっている。人種差別が *jus cogens* の規範、上位かつ普遍的規範とみなされていることは確かである。国際法上、*jus cogens* に分類されるすべての人権侵害としてジェノサイド、奴隸制、殺人、行方不明、拷問、組織的人種差別がふくまれるが、フェミニストはここには女性の経験が考慮されていない

と主張する。典型的例として、人種差別は一貫して *jus cognes* として登場するが、性差別は出でこないことがあげられる。しかも、性差別はもっとも広範に見られる不正義なのである。

1989 年、欧州会議は年間政府間行動計画の枠組みの中で男女平等運営委員会を組織した。目的はヨーロッパ社会における男女平等の実態を検証し、その進展を考え、さまざまなプロジェクトの実施にむけて他の運営委員会や特別委員会と協力し、ジェンダーの視点を主流にする戦略を促進することにある。とくに、それぞれの目標達成へむけて活動を改善し、発展させることに重点をおいている。

ジェンダーの主流化の視点は、1985 年のナイロビ会議で最初に国際文書として書かれた。この文書では、ジェンダーの視点は開発と女性という関連で理解されていた。北京での第 4 回世界女性会議で採択された行動綱領では、ジェンダーの主流化という概念はさらに幅を広げて定義された。行動綱領は次のように述べている。「政府その他の関係者は、ジェンダーの視点を主流にするため積極的かつ目に見える政策を促進すべきであり、あらゆる政策や計画をジェンダーの視点に立つて行い、決定が下される前に、女性と男性それぞれにどのような影響を及ぼすかを分析すべきである。」運営委員会は次のような定義を下している。「ジェンダーの主流化とは、政策プロセスの再編、改善、発展、検証を行い、通常は政策立案に関わる関係者によってあらゆる段階のすべての政策に、ジェンダーの平等が組み込まれることをめざす」。

女性の権利が一度約束されれば済むものではなく、政府や官僚がこの領域で実施能力を持つか否かで一貫性が持てるかどうかが決まることを、この定義は示している。したがって、ジェンダーの主流化という概念を取り入れるためにには、第一に男女平等が実施的に適用される制度が必要である。公私両域における男女の平等参加は、当事者が警戒を怠ると、政府によって意図的に見過ごしにされがちだし、形式的平等にとどまる危険がある。

司法における女性差別の問題は、近年、拷問禁止委員会によって取り上げられた。2000 年に発表した第10回全体報告の中で、同委員会は特別に「自由を奪われた女性たち」という 1 章を加えたのである。拷問および非人道的または品位を傷つける取り扱いまたは刑罰を禁止する欧州条約 (ECPT) は、1987 年に採択された。この条約に基づいて設立されたのが独立した専門家から成る拷問禁止委員会であり、「自由を奪われた人びとの処遇を調査」することが使命である。当事国の要請があれば、あるいは当事国が協力を拒否した場合も、報告書が提出される。すべての条約当事国は委員会が報告書を出すことに合意した。

委員会はまた、この分野で発展してきた基準をすべて、その他の国際文書を補完するものとして重視する。すなわち、欧州人権条約、国連女性差別撤廃条約、拘留下の人びとの保護に関する国連原則などである。

- 1) 原則として、自由を奪われた女性は、男性がいる場所とは物理的に離れた宿泊施設に入れられるべきである。国によっては、夫婦を一緒の施設に入れるようにしたところもある。

- 2) 拷問禁止委員会が第9次全体報告で強調したように、拘留所内での不適当な取り扱いを防ぐために、男女混合の職員が安全弁となる。男性と女性の職員がいることで、監禁という雰囲気の面でも、拘留所にある程度平常さを持ちこむという点でもよい結果をもたらしうる。こうしたことから、自由を奪われた人びとの検査は同性によって行われることがとくに強調された。
- 3) 拷問禁止委員会は時に、女性が女性を虐待するという申し立てを受ける。しかし、不適切な処遇の申し立て、とくにセクシャルハラスメントの申し立ては、国が自由を奪われた女性に別個の施設を用意しないところで頻繁になされるのである。
- 4) 刑務所内での出産は許されるべきでないことは自明の理である。欧州会議と加盟国はたいてい、妊娠した女性は外部の病院へ移しているようである。
- 5) 妊婦に手錠をかけたり、ベッドその他に拘束することは、非人道的で品位を傷つける取り扱いであると、拷問禁止委員会は考える。
- 6) 女性の被収容者は彼女たちにふさわしいと見なされる活動(裁縫や手工芸)を与えられるのに対し、男性の囚人は職業訓練といえる活動を提供される。こうした差別的やり方は女性の社会的役割をめぐるステレオタイプの強化につながる。
- 7) 刑務所内で母子の同居を認めるかどうかの判断は難しい、と拷問禁止委員会は強調する。一方で、刑務所には赤ん坊や幼児のための適切な環境が整っていないし、他方では母子を強制的に引き離すのはきわめて望ましくない。この分野で優先されるべき原則は、子供の福祉である。赤ん坊の行動および認識能力が刑務所内でも普通に発達できるよう、配慮が必要だろう。拷問禁止委員会はまた、欧州会議の総会で、刑務所内の母子の扱いについて勧告1469(2000)を出したことにも触れている。

拷問禁止委員会の第10次報告が出た基準は、女性差別をなくすという点で大きな前進を示した。しかし、この分野での女性の権利保護のためには、欧州会議の中で司法に関わるすべての部分の活動が必要であることは変わらない。条約当事国が制度、立法、行政の面で適切な措置を打ち出したことも重要である。

II. 欧州連合(UN):新たな権限の獲得

欧州共同体を設立した1950年の条約には人権に関する特別規定は含まれていなかったが、その後、欧州司法裁判所(ECJ)が共同体の実質上の不文人権憲章に相当するものを発展させてきた。その結果、さまざまな条約の規定に人権条項が盛り込まれるようになった。とくにF条でこうした権利や自由の尊重をうたったアムステルダム条約は、欧州連合設立の基盤のひとつになったとさ

れる。

欧洲司法裁判所は 1996 年、共同体には欧州人権条約に加盟する権限がないと明示した。この条約は欧州会議の主要な文書であり、全加盟国が調印した。欧州人権条約への共同体の加盟について、1994 年 2 月に欧州司法裁判所が示したこの意見は多方面から批判を浴びた。裁判所の論拠は、共同体の権限について広範囲にとらえ、共同体がもつ人権に関する司法権は共同体法の分野にとどまるというものであった。いかなる制度であれ人権は尊重せねばならないことから、どの制度も基本的人権を尊重する義務があるというのが司法裁判所の考え方である。

2000 年 10 月、欧州委員会は人権憲章に調印した。この憲章は 50 条から成り、欧州連合および加盟国で広く認められた不文法部の人権について規定している。と同時に、憲章のための条約作成過程で具体化されたいいくつかの新しい権利を規定し、生命倫理の保護やデータ保護といった分野が加えられた。加盟国は条約本体に憲章を組み込むかどうか決めなければならない。憲章第 21 条は、差別撤廃の原則を、第 23 条は男女平等を規定している。

人権憲章の重要性について、M・カペレティは 1989 年にこう述べている。「人種統合を打ち出したアメリカ人の経験の重要な点は、基本的な権利についてまず合意し、その上で時代に沿ってその憲章を解釈できる制度を作り出す能力であった。ヨーロッパ人も意識を変える必要があり、フランス人、イギリス人その他すべての人が、こうした権利をもつ共同体の市民として自覚できる日を待ち望むべきである。」

欧州共同体(EC)および欧州連合(EU)の法律内で人権の地位が変化し、次第に拡大してきたにもかかわらず、欧州共同体(EC)法の全般的原則や基本的権利の発展、とくに欧州司法裁判所によってこの間示された発展に関しては、多くの批判が加えられてきた。欧州司法裁判所が EC 法の影響力拡大を意図したことが問題とされたのである。

Handelsgesellschaft 裁判を受けて、欧州司法裁判所は引き続き、個々の加盟国の憲法が保護している特定の原則とは別に、共同体が自前の全般的原則を持つことを強調した。しかし、同時に共同体で保護されている全般的法的原則や人権の源は、加盟国の法律文化や伝統と切り離されたものではないことも強調した。Nold 対欧州委員会の裁判では、EC の全般的原則の自律性が確立されたが、司法裁判所はここでもこれらの原則が依ってきたるところを具体的に言及し、共同体の発展に対し積極的かつ具体的な根拠を与えたのである。Grogan 裁判ではもっとも批判的な意見が弁護側によって出された。アイルランドでは妊娠中絶を行っている施設についての情報を他の加盟国に伝えることを禁じているが、これは他の人権に沿って検証すべきだとする意見であった。裁決は、一国で医療を提供している施設と基本的原則の発展の間には商業的つながりはいっさいないという事実に基づく、きわめて狭いものであった。

男女平等は基本的人権と一致する権利であり、欧州連合(EU)がもつ権限のひとつであるが、アムステルダム条約で導入された TEC 第 13 条はこう規定している。「欧州議会との協議を経て、合

意した上で行動する欧州会議は、性、人種ないし民族的出自、宗教ないし信条、商売、年齢、性的オリエンテーションを理由とした差別とたたかうため、適切な行動をとることができる。」アムステルダム条約第2条と第3条では、男女の平等は共同体がなすべき主要な課題かつ活動と規定している。

人権の分野での共同体の行動を幅の広い国際的文書の中に位置づけるには、北京会議の影響を抜きにはできない。1995年6月に欧州委員会が欧州会議にあてた書簡の中で、共同体は以下の戦略的目標を明らかにした。すなわち、すべての個人が差別なしに積極的に社会に参加するよう促進する。とくに、女性差別撤廃条約の批准と施行を支持する。暴力、セクシャルハラスメント、女性に対する性的搾取に関する立法化を促進する。女性に責任を与える非政府組織の役割強化につながる措置を支持する。あらゆる公的、政治的機関の意思決定に女性の参加を奨励し、加速化する措置を支持する。子供を何人、どのような間隔で、いつ産むかは女性が自由に決める権利があることを保証し、かつそのための情報を確保できるようにする。労働市場における垂直、水平的差別待遇の是正措置を採用する。仕事の責任や家庭での義務を平等に分け合うよう、働き方を変えることを奨励する。人びとが個人として、社会人として、職業人としての責任を調和させられるような措置を講ずる。

性差別もまた法律的には複雑な部門であるが、その理由のひとつはさまざまな種類の差別との境界があいまいなことからきている。こうした差別は明確な法体系によって支配されている。Deferene 対 Sabena 裁判では、法廷は性差別撤廃を基本的な共同体の権利とみなし、この概念は、1961年11月18日の欧州社会憲章および1958年6月25日の雇用と職業に関するILO条約第25号に関する条約第111号でも認められたとして、その結論を支持した。Deferene III およびごく最近では Paves 裁判で裁判所が出した裁決は、性差別撤廃を基本的人権のひとつとして、共同体法で保護されるべきだとした。この領域の共同体法は、賃金、待遇、社会保障における平等である。

ローマ条約は、男女の同一労働同一賃金の原則を定めている。1975年以降、共同体法のこの基本原則を明確化し、発展させるため一連の指令が採択されてきた。男女労働者の同一賃金は、条約(EC141号)119条に明記され、付随する行動規範によって同一賃金の有効な実施を保証する措置に具体的助言を与えている。

たとえば、社会保障における平等の待遇実施法は、Barber 裁決にてらして1996年12月20日、修正された。この裁決は論議を呼んだが、欧州司法裁判所はこれについて、「第119条で男女の賃金に関し、こうした不平等を生じさせるものが何であれ、一切の差別を禁じていることを指摘すれば十分である。したがって、契約に基づく年金支払いに関して性別による年齢条件を課すのは第119条に反する。たとえ、国の制度の下で年金受給資格の年齢が男女で異なったとしても関係ない」と述べている。

妊娠したり出産した直後の労働者の健康と安全の改善も、男女平等を促進するために必要な手段である。妊娠に関する指令は 1992 年に採択された。条約第 138 条は職場における労働者の健康と安全を扱っているが、この条文の下で採択されたこの指令は、妊娠、出産、母乳による子育て中の女性に対する最小限の保護を規定している。この指令によって、雇用主はこうしたカテゴリーに入る女性たちの労働時間を調整するため、適切な措置をとることを求められている。欧州司法裁判所の採決によって、欧州会議は妊娠中の女性の解雇についても述べている。

欧州司法裁判所は 1988 年の *Danfoss* 裁判で、職場での性差別事件では平等の待遇の原則が破られていないことを証明する責任は、差別を告発された被告側にあるという指令を下した。社会政策協定と議定書に基づき、1997 年に欧州会議が採択した指令もこの原則を採用した。同時に、同じ年に採択された第二の指令ではこう述べている。「見た目には平等な規定、基準、やり方でも、それが適正かつ必要であり、性に関係のない客観的要因で正当化されえない限り、実質的に大きな割合を占める一方の性に不利益に働くところでは、間接的差別が存在する」

職場でのセクシャルハラスメントに関して、EU 加盟国はこの問題が広がっていることを認識しつつ、立法化に向けて合意に達することができなかつた点を、欧州委員会は考慮に入れた。しかし、1991 年に欧州委員会は職場での女性の尊厳に関する勧告を採択した。

指令 76/207 は、雇用関係の3つの分野、すなわち雇用と昇進の機会、職業訓練、労働条件において男女の平等な待遇の確保をめざしている。第2条では同一待遇の原則について、「とくに未婚か既婚か、家族構成を引き合いに出す直接、間接的な性を根拠にした」差別を意味している。第2条(4)は正式の平等原則に対する例外として、男女の不平等を是正するための積極的行動措置を認めている。男女の機会均等を促進し、とくにこの指令の対象となる 3 分野で女性が影響を受けている既存の不平等を取り除くための措置である。

しかし、欧州司法裁判所は *Kalanke* 裁判において、第 2 条(4)は同一待遇の権利の逸脱であるとみなし、厳密な解釈が必要であるとした。この採決に対して、女性団体や学会、弁護士らからだけでなく、欧州委員会そのものから多くの批判や意見が殺到した。欧州委員会はこの採決の解釈に関する声明を発表した。割り当て制がすべて違法なのではないとし、この採決にもかかわらず受容可能と考えられる積極的は正措置のリストを列挙したのである。これに続く *Marshall* 裁判で、弁護側のジェイコブスは個々の事例の状況は考慮に入れるべきであるとしても、国の措置があつてしかるべきだとした。第 2 条(4)を修正して明確にすべきだとする欧州委員会の提案を批判し、*Kalanke* 採決に対する批判は誤解に基づくというのがジェイコブスの意見であった。しかし、欧州裁判所はこの意見を容れず、女性を絶対的に無条件で優先するというルールは容認できない反面、個々の状況を考慮にいれたゆるやかな割り当て制はあつてしかるべきだとして、可能性の範囲を狭めた。男女が同じ資格を持っている場合でも、男性の候補者の方が昇進しやすいのは明らかである。

こうした議論は女性に有利な措置について綿密な検証が必要であることを浮き彫りにする。ジェンダーに基づく集団に利益を与える措置はすべて、行きすぎるか足りないかどちらかのリスクを伴い、ステレオタイプを永続化させることも多い。しかし、だからといって反差別の法律が中立をめざし、不利な立場を無視していいということにはならない。リスクがあるとしたら、ジェンダーの不利益を減らすことでそうした基準が生きるようバランスを取れる必要がある。

北京会議の後、欧州共同体は中期行動計画(1996-2000)を採択した。共同体、国、地域レベルで機会均等に関連する政策を定義し、実施するプロセスにまとめるための計画である。主流化のための政策に必要な措置として以下があげられる。促進すべきやり方を明確に示すためのプロジェクトを方法論、技術、財政の面から支援する。情報と経験を伝え合う。政策のフォローアップと調査の実施。イニシアチブの結果について迅速に知らせる。

人間の問題に関する政策統合において欧州連合(EU)がますます重要な役割を取るようになるにつれ、ジェンダー政策の分野の積極的統合は意義があると考えられた。しかし、法律の分野では、欧州連合は前進したとはいえない。EUの第三の柱である司法・社会問題の分野での責任は依然として加盟国にあり、EUには権限はない。しかし、EUが協力体制へ向けてこの分野で人権政策を発展させはじめたことは注目すべきである。1996年には欧州委員会文書(COM(96)567)を発表、女性の人身売買とたたかうため共同体の文書を動員するという観点から、総合的かつ「分野別の枠をはずした」取組みを提案した。

1998年、委員会は欧州理事会と欧州議会に対し、再度文書を送った。その目的は以下の通りである。性的目的をもつ女性の人身売買とたたかうことを確実にEUの優先課題のひとつにする。加盟国がそれぞれの法的義務を果たすよう促す。人身売買の供給国、通過国、受け入れ国の政府やNGOもまきこみヨーロッパ全体および国際的協力を強化する。総合的な取組みを進める(人身売買の防止、取り締まり、業者に対する処罰、被害者援助、人身売買の当事国に対し協力の必要性を明確に伝える、など)。

グローバル化のプロセスからも人権分野での首尾一貫した政策が求められている。欧州連合と中欧、東欧諸国との関係において、人権政策が対外的に拡大してきたことは明らかである。その観点からも、EUはさらに司法の分野での女性権利の政策を強化する必要がある。

スリランカにおける女性に対する暴力：政府は適切に対応しているか？

回教女性調査行動フォーラム

チュラニ・コディカラ

女性に対する暴力はジェンダーに基づく犯罪であり、家庭内、職場、コミュニティ、また国際および国内紛争下など、公的および私的領域で起きる。それは家内外での性的虐待、脅し、肉体的威圧、暴力、職場や教育現場その他におけるセクシャルハラスメント、強制売春と人身売買、さらに社会不安や武力紛争下の拷問、性奴隸制、レイプ、強制妊娠と、さまざまな形態をとつて現れる。さらに、伝統や文化、宗教によって正当化されるジェンダー犯罪もある。女性性器切除、名誉殺人、サテー（妻の殉死）やダウリー（持参金）関連の暴力などである。どんな形をとるにせよ、女性に対する暴力は女性の社会的地位が不平等かつ従属的であることと複雑に結びついている。1990年代初め、特にウィーン世界人権会議以来、女性に対する暴力は世界中の女性の主要な関心事となり、女性の身体的安全と福利だけでなく、その他すべての権利の享受にかかわる問題として取り上げられるようになった。したがって、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（CEDAW）は、女性に対する暴力に関し具体的な条項はないものの、1992年にCEDAW委員会が採択した一般勧告の第19項目で次のように明確に示された。

「ジェンダーに基づく暴力は、女性が男性と平等な基盤に立って諸権利と自由を享受する能力を著しく妨げる差別形態である。」

ウィーン会議において国際社会はこの問題に応えて、女性に対する暴力に関する特別報告者を任命すると共に、女性に対する暴力とは何かを定義し、女性に対する暴力防止を条約当事国の義務とする宣言を採択した。女性に対する暴力はまた、世界女性会議（北京会議）で採択された行動綱領の重要課題にも加えられた。

これら国際的なイニシアチブは、自国やコミュニティでこの問題に取り組み地元レベルで活動する女性組織に力と勢いを与えた。さらに、ジェンダーに基づく暴力の防止と廃絶をめざし法的その他の制度改革を求める声も力をえた。ジェンダーに基づく暴力の広がり、その原因と結果、この問

題に対する法的対応とその欠陥について、国レベルでさまざまな研究調査が行われてきた。しかし、女性に対する暴力に関する国連特別報告者のラディカ・クマラスワミが指摘するように、女性に対する暴力を犯した人間が免責されることが、こうした暴力を助長させる主要な理由となっているのである。

こうした背景に他って、本論ではここでは女性に対する暴力、特にレイプ、家庭内暴力に対する最近の政府の取り組みを検討し、今も残る法律および刑事裁判制度の欠陥に目をとめたい。

刑法改正

1994年、スリランカで大統領及び国会議員選挙が行われた際、いくつかの女性グループがスリランカの女性問題の重要領域を書いた政策ペーパーを各政党へ送った。このペーパーは女性に対する暴力を国家が取り組むべき優先課題にあげた。その結果、新政権は女性に対する暴力を処置する法規定を強化するという観点から、100 年前に成立した刑法の改革に取りかかった。1995 年に議会を通過した改正刑法では、レイプ、セクシャルハラスメント、近親姦、家庭内暴力関連の部分が大幅に変えられた。

この刑法改正は国と女性グループとの協議の結果であり、刑法改正法案は、NGO、女性グループ、国家女性委員会の協議によって起草された。しかしながら、女性の安全と身体の保全にとって重要な意味をもつもとも革新的な二つの改正案は、最終的には盛り込まれなかつた。特に議会内外のキリスト教徒とイスラム教徒のロビー活動による圧力がかかつたためである。女性グループとの協議による起草案では、夫婦間レイプを法的に処罰可能な犯罪として認め、レイプ、近親姦、胎児の異常の場合人工中絶を受けられる権利も認めていた。しかし最終的な改正刑法では、夫婦間レイプに関する規定は手加減され、夫と妻が裁判によって別居している場合に限られ、中絶に関する規定は完全に取り下げられてしまった。そのため、スリランカでは以前と同様、母親の命が危険な時にのみ合法的中絶が認められているが、実際には毎日 300 件以上の不法中絶が行われ、女性の生命を危険にさらしている。多くの政府関係者や野党のメンバーがこれらの法律を変える必要性を認めながら、結局は有力な宗教者ロビーの主張が通ってしまった。「家族」と結婚制度の利益のために、女性の幸福や安全を完全に従属させる主張である。にもかかわらず、すでに述べたように 1995 年の刑法改正は女性に対する暴力に対処する法律強化という点で画期的なものであった。だが、私たちが歩むべき道はまだ遠い。

レイプ

レイプに関する法律は、1885 年に発布されたスリランカ刑法に含まれている。1995 年まで改正されることもなかった植民地時代のこの法律は、明らかに時代遅れだった。1995 年の改正案は、多くの面でレイプへの法的対応を強化しようとした。

1995 年の改正案ではまず、レイプの定義の拡大をめざした。以下の状況の下で女性と性交した場合、その男性はレイプを犯したと定義されたのである。

- (a) その女性が裁判上の別居状態にある妻であって、しかも同意を得ていない場合。
- (b) 同意があるとしても、力を行使し、脅し、威嚇し、死ぬとか怪我をする恐怖に陥れ、不当な監禁によって得た同意である場合。
- (c) 女性の精神が健康でなかつたり、あるいは酒や麻薬に酔った状態で、同意がなされた場合。
- (d) 男性の側が自分はその女性の夫でないことを知りながら、女性の側が自分が法的に結婚した男性、あるいは結婚したと思いこんだために、同意した場合。
- (e) 同意のあるなしを問わず、女性が 16 才以下である場合。ただし、12 才以上の妻で裁判上の別居をしていない女性はこれに入らない。(刑法第 363 条)

抵抗の証拠

この部分の説明はさらに、同意なしで性交が行われたことを立証するために、身体の傷という証拠は不可欠ではないと述べている。これは抵抗した証拠を求める旧法との決別として歓迎できる。だが、それ以後なされた調査では、この法改正はほとんど効果をあげていないことがわかった。裁判官が依然として、レイプされたとする被害者の主張を裏付ける個別の補強証拠に固執するためである。こうした態度をまぬがれた裁判は数えるほどしかない。1996 年の PW ラジャラトネ対 AG 裁判では、陪審員が証拠の真実性に満足するかぎり、確証を求める規則は無視してもよいとされた。だが解説者たちは、これは特に忌まわしい子どものレイプ事件であり、上訴裁判所としては一般的ルールから除外するほか選択の余地はなかったと指摘した。

また、カマール・アダララッチ裁判(771096 号事件)では、無抵抗と同意とは同じではないとみなされた。被告人弁護士は、被害者が殴られたりひつかかれたりせず、加害者にはむかいもせず、抵抗したり暴力をふるった証拠もないのは、暗黙の了解があったからだという主張を展開した。しかし、高等法院はこの主張を全面的に却下し、以下の見解を明らかにした。

「服従と同意を同等にみなせば、同意がもつ本質的な性格が、人が他者に何かをする権利を与

えるという社会的行為でことを見過ごしてしまう。女性は同意とは矛盾するさまざまな理由で服従する可能性がある。…無抵抗だからといって同意があったと推測することは許されないという点を認識できないところに、ある種の誤解、謝った一般化が反映されており、レイプ法を混乱させているのである。

処罰と補償

1995年の刑法改正によって、レイプの処罰は7年から20年の禁固刑が科せられることになった。旧刑法では最低の処罰は定められず、短く最高20年の処罰という規定があるのみだった。そのため裁判官は、自分の裁量で判決を言い渡していたのである。レイプで有罪となつても、たいていは約2年の禁固刑で、それすら執行猶予になることがあった。執行猶予の判決によって、その男は再度罪を犯して投獄されるという資格をもつて自由の身になったのである。

改正刑法はさらに、集団レイプ、監禁下のレイプ、未成年者や妊婦に対するレイプ、精神及び身体障害女性に対するレイプの処罰も強化した。これらの犯罪には、最低10年、最高20年の刑罰が課せられる。

レイプ被害者に補償を認める裁判所の権限も、この刑法改正によって与えられた。カマール・アダララッチ裁判では、裁判所は百万ルピーの補償金の支払を命じた。これについては現在控訴中である。

家庭内暴力

スリランカには家庭内暴力に対する特別の法律はない。だが、家庭内暴力の場合でも、身体の傷害に関する通常の刑法が適用される。加害者は暴行(342条)、不法強制(341条)、軽傷害(刑法310条)、重傷害(刑法311条)のいずれかを扱う規定によって裁かれる。1995年の刑法改正案は、重傷害の定義を骨折、歯を折る、骨や関節や歯その他の脱臼及び不全脱臼まで広げた。しかしこの法律は、精神的及び心理的虐待は対象としていない。女性の権利を求める活動家たちが現在、別個に家庭内暴力に対する法制化を求めて議論している理由のひとつがここにある。

刑事裁判制度

女性がレイプ、虐待、暴行の被害にあったとき、警察へ訴えることが公式の裁判制度に近づく第一歩である。スリランカでは、女性グループによる継続的な運動によって、警察署内に女性・子どもデスクが設置され、女性と子どもに対する暴力についてのあらゆる訴えを受けつけている。

女性・子どもデスク

女性が直面する問題に対する警察官の無理解は重要課題であることが認められ、首都コロンボの警察本部に女性・子どもに対する暴力を取り扱う特別部門が1993年に設立された。これに続き、全国の33の警察署で女性・子どもデスクが設置された。訴えを受け入れ、捜査し、起訴に持ち込むことで、これらの問題をモニターし、優先的に考えるのがこのデスクの義務である。訴えがしやすく迅速に行動できるよう、24時間つながるホットラインも設置された。

しかしながら、ジェンダーに基づく暴力問題を扱う弁護士や活動家は、このデスクの機能に批判的である。なぜなら、スタッフが少ない上に、担当の女性たちが家庭内暴力と／レイプの訴えに対処するための適切な訓練を受けていないためである。

訴えを受けた警察は、事件を記録し、捜査し、裁判に持ち込む義務がある。家庭内暴力に関しては、警察も裁判所も、殺人や命を脅かす障害事件以外は、配偶者による虐待を刑事事件として認めたがらない。家庭内暴力の被害者である女性は、ほとんどの場合、裁判に訴える道があることを知らないし、訴える機会もない。知っていたとしても、起訴までするのは抵抗があるだろう。だからこそ警察が妻の訴えを受けて夫を告訴することに率先して関心をもたない限り、女性自身は告訴に関心を示さないのである。

都市の中産階級の女性で、教育があり、経済的にも自立していれば、むしろ離婚しすべてを済んだことにしたいと考える。しかし農村女性には離婚という選択の余地はない。離婚すれば汚名を着せられるからである。その場合は、事実上の別居と、夫に対する差止め命令が可能である。その場合でも、女性は進んで裁判に訴えようとはしない。その理由はさまざまある。

—どれほどひどい危害、傷害を加えられようと、相手は夫であり、子どもの父親である。

—女性自身に収入がなく、夫が唯一の稼ぎ手である場合、夫が投獄されると自分も子どもも経済的に立ち行かなくなる。

—夫が極めて凶暴な場合、刑罰を求めれば、将来さらに危険な目にあうのではと恐れる。

—裁判に訴えるなどというのは恥さらしでしかない。

裁判には費用かかる。

1997 年だけで、スリランカの女性・子どもデスクが受け付けた、警察用語で言う「家庭争議」の訴えは、45,127 件に達した。「家庭争議」とは家庭内暴力のもつてまわった表現である。このうち 34,674 件は警察が「解決した」。2487 件は調停委員会 へ回され、残りの 1131 件が裁判に持ち込まれた。

レイプ事件でさえ、こうした暴力に巻き込まれたという恥ずかしさから、女性は訴えを思いとどまってしまう。最近の報告が指摘するように、たとえ裁判まで持ち込んだとしても、被害者はたびたび被告人弁護士から敵意に満ちた質問を受けねばならず、また無理解な裁判官に出会う場合が少なくない。沈黙する被害者にはならないという決断を守るため、被告人席に立たつのはその女性なのである。

遅れる裁判

スリランカの訴訟は、莫大な時間がかかる。レイプ事件の場合、訴えが出されると、治安判事裁判所で被告人に対する明白な証拠があるかどうか、被告人を高等裁判所での裁判に立たせるべきかどうかを決める審問が行われる。治安判事は、被告人を裁判にかけるだけの証拠がないと考え、被告人を釈放することもできる。この最初の段階からして長い時間がかかる。レイプ事件の場合一年あるいはそれ以上にわたることもある。治安判事の前に提出された証拠を基に、被告人を裁判にかけることが決まったとしても、その裁判がさらに数年かかる。この過程で、女性は一度ならず何度も被害を受ける。一度ならず何度もトラウマを受けるのである。最近、アミーナ・フセインが書いた家庭内暴力の報告「一滴の血はなくても—スリランカ農村での家庭内暴力とレイプ」(ICES, 2000 年)は、2 件のレイプ裁判を伝えた新聞記事を引用し、それぞれ 12 年と 8 年もの歳月が費やされていると伝えた。最近では、とくに世間をにぎわせたクリシャンテ・クマラスワミ事件やリタ・ジョン事件などのレイプ裁判では、裁判の遅れを回避するため、法廷で裁判の日程を指定するというやり方が取られた。しかしこれらはあくまで例外である。

結論

女性に対する暴力に関して、法改正は単なる一步でしかない。法律を変えて往々にして、伝統的なレイプの定義や女性のセクシュアリティについてのさまざまな前提、女性を暴力的な関係にとどめる社会・経済的要因に挑戦するには不十分である。

タイにおける憲法および刑事裁判制度と女性に対する暴力の防止

タマサート大学法学部刑法・犯罪学科

プラワン・ワッタナビッチ

はじめに

現行のタイ憲法は、国民の基本的権利と自由を保障している。国民の権利が拡大した結果、女性の権利と保護も強化された。基本的人権に関しても、この憲法の下で権利や権利付与の範囲が大きく広がった。国民の権利と自由を守るために、新たな法制度も設けられた。憲法の条項では、以下の条項が明確に示されている。

- ・国民がもつ人間としての尊厳、権利、自由は守られねばならない。
- ・タイ国民は、出生、性別、宗教にかかわりなく憲法のもとで平等な保護を享有する。

これらの条項は、先に発布された憲法に比べて、世界人権宣言の精神に沿ったものになっている。法の前での憲法の平等について、第30条は「すべての人は、法の下で平等である：男性も女性も平等の権利を有する」と規定している。これは率直に、出生、人種、言葉、性別等の違いによる差別を禁じたものである。(反差別法案はすでに起草され、次の議会に提出される予定である。)男女の平等はこれまで、家庭法の民法と商法の解釈の中で、とりわけ副次的な法律や女性の法的地位に関する規制に詳しく決められた結婚と離婚に関する条項のなかで、試されてきた。平等の権利に関する条項は、家族法を改正し、既婚女性の権利を尊重する立法化を求める女性の権利を主張する人々によって、さらに挑戦を受けるに違いないと、私は考える。しかし、2000年はじめ、下院に提出された夫婦別姓法案、つまり既婚女性が夫の姓と自分の姓のいずれかを選ぶ権利を認める法案は否決された。実際には、タイの既婚女性の多くは、旧姓をミドルネームとして使っている。

刑法の執行に関するその他の重要な条項として、以下があげられる。

- 1) 人は、その生存において、個人として、権利と自由を有する。拷問、残虐行為、残酷な、あるいは非人間的な手段による罰は許されない。ただし、法が定める死刑は、残酷なあるいは非人間的な刑

罰とはみなされない。

- 2)ある行為を行った人は、その時点で効力のある法律がその行為を犯罪とみなし、それゆえ処罰を課すものでない限り、犯罪者として罰せられることはない。また、その人に課せられる処罰は、その時点で有効な法律が定めるものより重い処罰であってはならない。
- 3)刑事裁判の容疑者あるいは被告人は無罪と推定されねばならない。最終的な判決で有罪が宣告されないかぎり、有罪宣告を受けた者として扱われることはない。

新憲法下の責務としての刑事裁判制度と法改正

タイでは、社会、経済、政治の改革論者が法律や社会変革の主要な担い手となってきた。憲法と刑事裁判の改正は、それ以前に社会的、経済的な展開がなければ実現しなかったであろう。事実 1997 年の経済危機がこの改革に拍車をかけた。法律文書としての憲法は、政治変革のお膳立てをすることで、タイに非常に大きな影響を及ぼしたのである。(バゴ参照、法律と社会 1994):

新憲法を基盤に刑事裁判制度を人間的なものにしようという考えは、知識人、進歩的な実践家、NGO、報道機関、利益団体、国会議員(下院、上院)らによって構想されてきたが、今後はさらに広まるだろう。最近では、彼らが政府や立法者らに影響を及ぼした結果、いくつかの分野で前向きの変化が生まれている。すなわち、情報公開、選挙法改正、国家収賄取り締まり委員会の強化などである。しかし、世論も、社会的経済的発展の段階も、変革を求める資格が十分ある。犯罪防止、被告人の権利、被害者と被害者証人の支援計画などへの幅広い参加は、憲法の根底にある問題である。

また、国民の権利を守るため、行政機関が不当な権力を行使しないよう抑制しバランスを取る政治制度も確立した。その中の主要な制度は以下の通りである。

1. オンブズマン

オンブズマンの義務は、公務員が法定上の義務を遂行しなかった、ないしそれを控えたとする国民の苦情を調査することである。オンブズマンによる調査結果は、議会の審議にかけられる。憲法上の制度として、オンブズマンは法律の合憲性についての苦情を、憲法調査委員会に提出するともできる。

2. 国家人権委員会

この委員会は、人権侵害の事件を調査し、報告し、また議会と内閣へ人権の保護と強化に関する勧告を行う。人権侵害の根本問題として、法的枠組みに焦点をあてる。すなわち、公共政策、社会的文化的背景、および国益を考慮してタイ政府によって批准された国際条約などである。

3. 国家汚職防止委員会

この委員会は、公務員の汚職、職権乱用、不正行為、通常にはありえない富の取得について調査と尋問する権限を委託されている。その対象は、公務、司法、検察、憲法で定められた独立機関、国家警察等に籍をおく高官、また首相、大臣、下院・上院議員、政治家、地方自治体公務員、地方議会議員などである。

4. 憲法審査委員会

この法廷は、法律の合憲性と議会に提出される法案を検討し審理する、特別な憲法制定組織である。また法廷は、国民の基本的権利と自由を促進し、保護する機能を備えている。

本稿は、タイの法律および社会的背景をふまえて、犯罪防止と刑事裁判における女性の地位、女性問題、女性に対する暴力廃絶の戦略と措置を探ろうとするものである。

女性と子どもの人身売買に対する国際行動

1949年に国連で採択された人身売買と他人の売春による搾取禁止条約（人身売買防止条約）が最初の国際条約である。条約加盟国は人身売買の防止と不法な売春宿所有者あるいはその協力者を処罰し、人身売買の被害者を保護し、安全に帰還させることで同意した。

二番目の条約は1979年に採択された女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約は、女性に対する暴力と人権侵害とたたかうための国際的協力と努力を強めた。

国連機構の中では、国際労働機関（ILO）、国連児童基金（UNICEF）、国連女性開発基金（UNIFEM）、世界保健機構（WHO）が、世界中で起きている性的搾取、人身売買、売買春と闘うために一致して働き、プログラムを実施している。

タイは1985年に、7項目の留保条件をつけて女性差別撤廃条約に調印した。留保した項目は、家族関係、結婚、離婚を扱う家庭法の平等に関する16条、また国際司法裁判所による紛争解決に関する29条である。これについて女性の権利の進展に注目してきたフェミニスト活動家らは、否定的見方を示した。筆者自身の言葉も引用された。「タイは差別的法律の条文を修正し、

(a)(b)(c)(d)(g) を扱う 16 条の留保を取り除けなかっただけでなく、16 条の残りの(c)(f)(h) あるいはそれについての副条項を留保したのである。」(サムサワディ、1979 年)。

最近になってタイ政府は、国際機関と協力して、女性と子どもの人身売買の問題に対処する作業に取りかかった。こうした法執行機関による共同戦線は、人身売買という深刻かつ非人間的問題にとりくむため、総理府が率先して始めたものである。*

* 女性と子どもの人身売買廃絶をめざす小委員会の構成は以下の通り。国家女性問題委員会事務局、総理府、国家警察庁、厚生省、労働社会福祉省、外国人児童調整委員会、女性と子どもの人身売買防止及び廃絶ネットワーク。その他に、教育省、外務省、法務長官オフィスおよび全国で活動する NGO68 団体、IOM、UNICEF、ILO、IPEC、ECPAT 等の国際機関。

国家機関、NGO、国際機関は、女性と子どもの人身売買とたたかうための覚え書きを交わし、1999 年以来実施に移された。(女性と子どもの人身売買にたずさわる各機関のガイドラインに関する覚え書き協定、1999 年)

この覚書の根拠は、由々しき人権侵害が行われていることに対し国際的、国内的協力が深まつたことがある。タイは国際組織犯罪の活動の場となり、王国は人身売買の拠点となって、地域一帯で幅広い活動が繰り広げられ、巨額の収益をあげてきた。そのためタイは、国内外で人身売買の輸出入、国境を越える取引という 3 つのジレンマに直面することになった。国家機関、NGO、国際機関による最初の全国会議では、法的、社会的取り組みについて討議された。

女性と子どもの人身売買の防止と禁止にかかる法律、立法措置は数多くある。

一 刑法

- 女性と子どもの人身売買防止・禁止法(1997 年)
- 売春防止・禁止法(1996 年)
- 出入国管理法(1979 年)
- その他関連立法

人身売買禁止法では、人身売買の被害者を、個人や集団ないし組織によって斡旋され、買い、売買され、流通され、連れ込まれ連れ去られ、受け取られ、拘禁ないし監禁され、閉じ込められた女性及び子どもと定義している。法的には、国の承諾のあるなしに関わらず、詐欺、脅し、暴力手段の採用、不当な影響力の行使や強制の遂行をふくむが、その目的は違法行為を行うこと、例えば営利目的の売買春、心理的強制、奴隸労働、物ごいその他の不道徳な行為にある。

18 才以下の者に対してこうした行為が加えられた場合、当人の同意のあるなしに関わらず、またそうした行為について知識のあるなしに関わらず、人身売買の被害者とみなされる。女性と子どもの人身売買の性格は非常に複雑なため、タイ当局は被害者を次の4つのグループに分類している。

1. タイ人女性と子どもの被害者
2. 不法滞在外国人女性と子どもの被害者
3. 合法的滞在外国人女性と子どもの被害者
4. タイに居住しながら、タイ国籍を持たない女性と子どもの被害者

一般的に人身売買の被害者は、まず救い出された後、しかるべきサービスや支援を与えられる。警察官が検事、ソーシャルワーカーと協力して、一緒にあるいは個別に取り調べを行い、事件の解決にあたると共に、福祉事務所への照会などサービスを提供する。

性犯罪

刑法では性犯罪として、暴力によるレイプ、法定上のレイプ、そそのかし、公然たる猥褻行為、子どもへの性的いたずら、セクシャルハラスメント、観淫をあげている(刑法の性に関する犯罪)。重婚、不倫、ソドミー(異常性行為)、猥褻、姦淫といった性行為は、タイ刑法では犯罪とみなされない。その他に、ポルノ、猥褻売春、女性と子どもの人身売買に関する規制がある。

性犯罪に関する刑罰の規定をまとめると次のようである。

暴力によるレイプ

妻でない女性に対して、手段を選ばず脅迫し、あらゆる暴力行為によって、女性が抵抗できないことを利用して、あるいは女性が人違いをするよう仕向けて、性行為を行った場合、懲役4年から12年かあるいは罰金8千バーツから4万バーツの罰金、ないしその両方の罰に処せられる。

15才未満の妻ではない少女と性交した場合は、当人の同意のあるなしに関わらず、より重い刑罰を受ける。

猥褻行為

15才以上の人に対して、手段を選ばず脅迫し、あらゆる暴力行為によって、女性が抵抗をできな

いことをいいことに、あるいは女性が人違いするよう仕向けて、猥褻行為を行った場合は、10年以内の懲役か2万バーツ以下の罰金、あるいは両方の罰に処せられる。

15才未満の子どもに、当人の同意のあるなしに関わらず猥褻行為をした場合、罪はより重くなる。

斡旋

他者の性的欲求を満足させる目的で、(1)18才未満の男性女性を、当人の同意のあるなしに関わらず、猥褻行為を斡旋し、そそのかし、その目的で連れ去った場合、その違法行為が別の国で行われた場合も含めて、3年から懲役15年、罰金6千バーツから3万バーツの罪に処せられる。(2)成人男女を猥褻行為のために、その行為が違法であるとないとに関わらず、また国内でなされようと海外でなされようと、詐欺的手段、脅迫、暴力の行使、その他不当な影響力の行使や強制によって、斡旋し、そそのかし、連れ去った場合、懲役5年から12年、罰金1万バーツから4万バーツの罰に処せられる。

15才未満の子どもに対して行われた場合、罰はより重いものとなる。

生計手段としての売春

16才以上の男性で、売春を生計手段としている場合、それが収入の一部であっても、犯罪となる。

ポルノの売買

猥褻な文書、デッサン、コピー、絵、印刷物、写真、ポスター、シンボル、写真集、映画、映像、音、テープ、ビデオ等を、公に配布したり展示することを目的に、制作・生産したり、タイ国内に持ちこんだり、持ちこむ原因を作ったり、国外に持ち出したり、持ち出す原因を作ったり、いかなる手段であれ流通させるのは犯罪である。

レイプは重罪とみなされ、加害者の罰も重い。しかしながら、売春は広く行われ、その形態もさまざまである。1996年の売春防止・禁止法で売春は違法となり、目に余る恥ずべきやり方で、また公共妨害となる形で営利目的の売春を行うため、街頭や公共の場で他人に話しかけ、招待し、紹介し、後を追う者、または場所を選ばずそうした行為を行う者を言う。これに対する法律は、千バーツ以下の罰金という軽微な罰を定めているにすぎない。(売春防止法、1996年)だが、売春の斡旋やそそのかし、あるいは法定年齢以下の売春斡旋は重い処罰を受ける。

刑法改正

国家女性委員会とその他の女性の権利擁護者たちは、特に性犯罪に関する刑法の修正を提案した。妻に対する力ずくのレイプは、状況によっては犯罪とすべきである。刑法委員会は、刑法の原則と適用範囲に合わせて、この提案を採用した。

夫婦間レイプに関する項目の法案は次のように定めている。「第 276 項1節で定める犯罪が、妻である女性に対して行われ、その時点で夫が他方を危険にさらす重い感染症にかかっていた時、また双方の不和によって自発的に別居していたり、裁判所命令で別居中の場合、3 年から 15 年の懲役、あるいは 6 千バーツから 30 万バーツの罰金に処せられる。」

内閣はこの新しい刑法改正案を採用し、議会に提出することになっている。

売春

バンコクその他の大都市で商業化した売春が広がっていることはつとに悪名高い。売春は、人権、女性の尊厳、公衆衛生、法律、社会的経済的次元で多岐にわたる問題を含んでいる。タイに限らずどこでも売春に関する研究・調査は、売春の原因として経済、社会、文化的要因をあげている。さまざまな要因を求めるアプローチによって、売春問題が幅広く解明され、女性の役割、女性に対する教育、差別などに焦点があてられるようになった。売春の防止と更生こそ、制裁と処罰に代わるべきであると思われる。社会福祉が介入して女性を保護し、被害者であれ犯罪者であれ、個々の売春婦を対象とする職業の開発に力が注がれがれるようになつた。売春防止法第 4 条では主として、教育、更生、医療、訓練、職業開発、生き方の質の改善を扱っている。こうした社会的ケースワーク方式は、元売春婦のための社会サービス機関である福祉施設によって行われる。売春婦の更生方法については、18 才以下と 18 才未満と 18 才以上の二通りある。刑事裁判を受ける売春婦は、男女を問わず、また処罰の有る無しを問わず、福祉サービス施設へ送られる。バンコクの場合は公共福祉省長官、ないしその事件の裁判権をもつ県の知事が送り先を指示する。他方、18 才未満の売春婦に対しては、保護と職業開発に重点がおかれる。18 才未満は、更生施設に入ることを義務づけられる。また、18 才以上の売春婦が更生施設に入るかどうかは本人の意思による。興味深いのは、このサービスを進んで受ける売春婦はひとりもないことである。(コシリン:「保護と職業開発施設について」1999 年)

最近、売春が非処罰化され、法の施行も少なくなり、更生施設入所も義務づけられなくなったことによって、施設への入居者が目に見えて減っている。売春に関して福祉ワーカーが混乱しているもう一つの問題が、本当に子ども売春婦が減少しているのか、あるいは法の緩和によるものなのかと

言う点である。この数年、さまざまな調査に基づく売春婦と子ども売春婦の統計について、その信憑性、信頼性がさかんに議論されてきた。NGO、研究者、政府機関の報告書が出る統計や数字は非常にまちまちで、厚生省の伝染病予防局の 7 万 5,183 人から、子ども基金が集計して発表した 282 万 2000 人にまでおよぶ。この間には、国家警察庁が出した約 50 万人という統計、タイ赤十字の調査官の推定による 15 万人から 20 万人という数字もある。しかし、人口増加や国勢調査、年齢別による人口調査などの信頼できる数字に基づく最近の計算では、1992 年の売春婦の数は 7 万 5,000 人から 15 万人に上ると結論づけられている。子ども売春婦が全体の 19.8% を占めている。
 (チョケビバット、シーアム・ラス 1993 年 8 月 26 日)

表1:1995 年—1997 年(1 月-12 月)に全国の警察で扱った犯罪件数

犯罪	1995 年		1996 年		1997 年	
	公表	逮捕	公表	逮捕	公表	逮捕
レイプ	3,756	2,649	3,569	2,566	3,756	2,565
レイプ殺人	19	14	21	17	15	10
麻薬	149,452	156,906	168,641	178,994	175,978	188,866
売春	7,833	8,375	5,784	6,085	4,853	4,961
ポルノ	795	816	1,506	1,516	1,083	1,102

(出典:警察庁年次報告 1995-1997 注: 警察官に公表された事件数と逮捕者数)

性犯罪に関する警察統計は、たいていの場合非常に少ない。レイプを含め多くの犯罪が、法律で定める年齢以下の者を対象にした場合を除き、当事者間の和解が成立する可能性がある。

タイの刑事裁判制度に関する世論

2000 年 9 月 1 日から 10 月 5 日にかけて全国 16 県で、刑事裁判機関にかかる公務員の仕事に対する信頼、要求、期待および満足度についての調査が行われた。調査は層化抽出方式により、各地域およびその地域の人口規模に見合った確率で回答者を選び出す方式が取られた。回答者の数は 1456 人、データは質問表と面接によって集められた。誤差は +／- 0.4 %、信頼度は 95% である。回答者は都市部の中と外の住民から成り、51% が男性、48.1% が女性で、年齢や学歴はさまざまであった。回答者のうち、今までに刑事裁判制度に関わった経験を持つ人の 72.5% もが、警察のやり方に満足していないと答え、22.7% は満足、4.8 % が無回答であった。満足しないと回答した理由として、腐敗、職権乱用、不正、遅延、法と秩序を守るには能率が悪く、能力もない、

暴力をふるうなどが目立った。そのほかの機関では、刑務所を除いて、裁判所、検察、保護監察などはおおむね満足と回答したが、それでも50%には届かなかった。最高で裁判所の44.4%である。この調査は2つの重要な点を反映している。ひとつは、人々が刑事裁判所制度の公務員の仕事に、是非を含めて、以前よりも注目し、関わるようになったこと。もうひとつは、刑事裁判制度が、たびたびマスメディアによって批判されるように、人々が満足できるサービスを提供していないことである。(ABAC-KSC インターネット世論調査、2000年10月)。

犯罪者と被害者の権利に関する国際的視点

犯罪者の権利は、憲法、刑法、刑事訴訟手続きで保護されている。タイを初めほとんどの国の刑事裁判制度で、以下の権利犯罪者に認められている。

1. 恋意的な逮捕、拘置、捜査、拘束を受けない権利
2. 弁護士を立てる権利
3. 無罪の推定
4. 証拠の基準(妥当な疑いを越えて証明される)
5. 独立した裁判と公平な判事による公開裁判を受ける権利
6. 起訴証拠を立証する権利(証人調べと反対尋問)
7. 証拠の提出を求める権利
8. 控訴する権利

これに対して、被害者の権利の擁護者は、被害者が刑事裁判への参加を認められていないと主張する。さらに、被害者の権利は憲法で保証されていない。1985年、国連総会は、犯罪および権力乱用の被害者に対する司法の基本原則を採択した。被害者の権利の基本原則は次のようなものである。

1. 尊敬と承認をもって扱われるべき権利
2. 適切な支援サービスを受けられる権利
3. 訴訟の成り行きの情報を知る権利
4. 決定を下す場に出て、意見を言う権利
5. 弁護士を立てる権利
6. 身体の安全とプライバシーを守る権利

7. 加害者と国家に補償を求める権利

タイでは、加害者は新憲法が定める基本的権利、刑事裁判で与えられるその他の権利をすべて享受できる。他方、刑事事件の被害者と証人の権利は以下の3条で述べられている。

- ・証人は、国家から身の安全の保証、特別な待遇、必要かつ適切な報酬を法の定めるところに従って受ける権利がある。
- ・被害者は、国から身の安全の保証、特別な待遇、必要かつ適切な報酬を法の定めるところに従って受ける権利がある。
- ・他者が犯した犯罪によって、その犯罪に加わることなく、生命、身体、精神に損害を受けた被害者は、法が定める条件と方法によって、国家から援助を受ける権利がある。
- ・刑事訴訟で被告人となって裁判中拘留された人は、裁判の最終審理で、犯行を犯していないこと、また加害者がした行為が犯罪として成立しないものであることが明らかになった場合、その事柄のゆえに、法の定める方法と条件の下に、すべて失った権利の回復と共に適切な補償と経費を得る権利がある。

被害者と証人を支援するプログラムは、主として以下の3種類である。

- 1) 援助やクライシスカウンセリング、医療、セラピー、法的支援が必要な被害者と証人に、サービスを提供する。福祉や更生センターへの照会も行う。
- 2) 法廷での付添などで被害者と証人を助け、刑事裁判の時間とコストを節約する。
- 3) 被害者と証人を脅迫から保護し、法廷で犯罪を報告し証言するよう励ます。被害者や証人が出廷をいやがるという問題が広がり、警察や検事の仕事に支障をきたしている。

現在、国家によって一定のプログラムが実施され、NGO によってサービスが提供されている。1998年、政府は初めて、国家による被害者補償と証人保護の立法化を提案した。しかしこの法案は、補償範囲を生命と身体に対する暴力犯罪に限り、支払う補償に関しても、損害や損失に対し保険証書ないし犯罪に基づく賠償と同等の額とされた。

18才未満の取り扱いに関する改正刑事訴訟手続き法の特別条項

国の基本政策の一つとして、「国家は子ども、青少年を守り育て、男女の平等を促進し、家族のきずなを強め、コミュニティを強化する」と定めている。

さらに、議会に適用される規定は次のように述べている。「子ども、女性、高齢者、障害者に関する法案の内容を下院議長が決めるに当り、全員出席の下院委員会で検討できない場合、下院は、それぞれの種類の人と関わる民間組織の代表をふくむ特別委員会を任命しなければならない。民間組織の代表委員は全委員 3 分の 1 以下とする。

刑事裁判制度の最近の展開としては、18 才未満の男女を保護する規定が、憲法と国連子どもの人権条約に沿って実施されるようになったことがあげられる。この年齢集団は、捜査と裁判階で特別な保護が保証される。

1. 警察官、検事、心理学者、ソーシャルワーカーらで構成する専門分野を結集したチームが事件を扱う。
2. 関係各省庁合同による調整と協力体制を作り、証拠集め、面会、福祉サービスの提供・援助を行う。

若年の加害者と被害者に適用される捜査、起訴、裁判のための刑事訴訟手続き法は、刑事裁判全体におよぶいくつか重要な改正が行われた。少年犯罪の捜査と裁判では以下が義務づけられるようになった。

- 1) 刑事裁判手続きは捜査から始まる。裁判以前および裁判での審問は、法で定められた一定の資格をもつ心理学者ないしソーシャルワーカーも加わって行われる。
- 2) 3年以上ないし 3 年以下の刑罰を受ける犯罪で被害者と証人が 18 才未満の場合、あるいは子どもが暴行された場合、被害者や証人の取り調べは子どもにとって適切な場所で行われる。心理学者やソーシャルワーカー、あるいは被害者が要請した人は取り調べに立ちあう義務がある。取り調べの際に作成される調書は、裁判記録に加えて、写真や録音(通常はビデオ)で構成され、これらはそのまま裁判で証拠として提出される。
- 3) 被害者や証人が子どもの場合、加害者を特定できるよう、警察が適切な保護を与える義務がある。また検事、心理学者やソーシャルワーカーは被害者／証人が要請した人と共に同席しなければならない。
- 4) 犯罪を告発された犯人が 18 才未満の場合、取り調べ警官は、被告に弁護士がいるかどうかを聞き、いない時は国選弁護士をつけなければならない。
- 5) 法定で 18 才以下の証人の証拠を取り上げる場合、裁判官は自らの裁量によって(a)法律や証言内容について、自分で証人に尋ねるか、あるいは心理学者ないしソーシャルワーカーを通して話す。ないしは(b)心理学者やソーシャルワーカーを通して双方に質問、尋問、反対尋問を

行うことを認めなければならない。

これらの規定は 2000 年 8 月にタイ全土で発効した。

刑事裁判制度における女性

刑事裁判制度はすべての人々を平等に扱ったり扱わなかったりする。バンコクのある新聞社が行った最近の調査で、多くの回答者が、訴えを捜査し、犯人を起訴するまでの警察のやり方の公平性を信頼していないことが判明した。加害者と被害者の人種や社会的経済的地位の問題ではなかつた。法執行機関の腐敗と職権乱用が不信を買う理由となっている。加害者が男性か女性かというジェンダーの問題があるのだろうか。

犯罪学者と刑事裁判専門家たちは、特に加害者と被害者の特徴に興味をもつ。加害者が男性か女性かを区別するジェンダーは、どのように問題になるのか。(*)この両方のグループの性格を研究する理由は、実際的であると同時に理想主義でもある。司法(正義)という概念は、公平、平等、公正を含む。それ故、刑事裁判では性やその他の違いによって異なった扱いはしない。この概念に立ってアメリカは、すべての人はジェンダーを動機とした暴力犯罪を免れる権利があるとする法律を制定した。しかし、特定の人に対する偏見、貪欲、性欲、熱情が犯罪を引き起こす。ある統計によると、一般的に女性の方が男性より罪を犯すことが少なく、女性はある一定の犯罪の被害者になりやすいことが明らかである。家庭内暴力の被害者に関して言えば、たいていは夫が加害者である。夫が怒りにかられたり口論したあげく妻に暴行を加えれば、妻が正当防衛で意図的に夫を刺し殺すこともある。

(*)今年に入り、バンコク大量輸送交通公社は女性専用バス(レディーバス)の運行を始めた。これは公共バスの中での女性に対する嫌がらせ、わいせつ行為、みだらな性的行為から女性を守る試みである。ラッシュアワーの公共バスと電車は通常非常に混み合う。

こうした事件はどこの社会でも、どのような場所でも起こりうる。被虐待女性シンドローム(BWS)とは長期間暴力を受けた人が陥る心理状態をいうが、ある事件ではこの状態にある妻が就眠中の夫を射殺した(「刑事裁判 2000:638」ゲイン、カウネ、ミラー著 から引用)。妻は正当防衛ないし必然性の問題を提起できるし、どこの国でもこの弁護は正当化される。

後者の事件では、妻の行為は刑法で正当と認められる殺人であり、弁護として BWS が提起され

た。タイの法廷でこうした罪が登場した場合、弁護士は当時妻が置かれた容易ならぬ不当な扱いという事情を酌量し、加害者であると同時に被害者でもある妻の罪を軽減し、寛大な措置を得ることに成功している。この判例は、妻が不道徳な夫に対して合法的に暴力を使って報復してもいいことを意味するものではない。家庭内暴力については、実際の夫婦関係や状況、犯罪に含まれる心理状態などの要因を、法廷は考慮に入れるのである。

刑事裁判と犯罪の被害者

刑事裁判制度は全体的に、被害者を無視していると非難されるし、裁判の過程で被害者は重要な役割を演じてこなかった。タイでは、被害者は国の助けや承認を受けずに、自分のやり方で加害者を告訴する資格がある。しかし、法廷で自らの手でさばこうとする被害者は少ない。たいていは警察に訴えて、正規の刑事裁判に道を求める。その結果、被害者は事件を却下する権限のある当局者の証人ないし補佐という役割を演じる。

タイの司法制度は西洋の伝統とりいたもので、イギリスの法律と法教育に影響を受けている。実際のタイの社会的生活は、昔から農業と農村生活に根ざしたものだった。社会的経済的発展、特に都会化、人口移動、工業化によってタイ社会は近代化した。しかし多くの開発計画は、工業化と都市化に成功したが、農村開発は置き去りにされた。

農村社会では、人々は相互に依存し、親戚、部族、隣人を頼って生きている。生活や信仰、習慣、社会的価値においては、仏教が果たす役割が大きい。昔の支配者は父子主義を採用し、村、コミュニティ、地区、郡、県、中央政府のすべてのレベルを統治していた。特に県の支配者たちは、コミュニティの平和維持同様、人々の安寧と健康のためにより大きな力を注いできた。当時、被害者はたいてい支配者に訴え出るか、あるいは自分の手で告発することもできた。現行の刑事訴追法 28 条の下で、二重の刑事訴追が採用されているのはその名残である。一定の犯罪を除き、検事と被害者(損害を受けた人)はそれぞれ、犯罪の告発をする資格がある。(ヨーロッパとイギリスの法律がタイの刑事訴追法に影響を与えていた。)また、検事と被害者はパートナーとして犯罪の告発するために互いにかかわり合い、協力し合うこともできる。刑事訴追に対するオルタナティブとして、公式・略式の裁判で解決されることもある。

刑事訴追法下の調停と和解

刑法違反の多くはたいてい比較的軽く、さほど深刻ではなく、示談が可能である。この場合、被害

者と加害者は、自分たちで争いを解決したり、話し合いと調停という形で解決を図ることができる。この手続きは、裁判の途中で警察官や裁判当局者の監督と和解手続きの下で行うことが可能である。被害者と加害者は通常、裁判当局者の監督の下で和解し、被害者に対する賠償金の支払いも決める。1914年的地方行政法が執行されて以来、コミュニティーレベルでの調停も実施されている。現在、この権限は村の調停委員会に委託され、和解と調停プログラムによって村のすべての民事事件と一定の刑事事件の解決にあたっている。この手続きは、裁判に代わるものとして全国に広まつた。

略式裁判ないし回復裁判(restorative justice)という新しい概念は、刑事裁判制度の実施と並んで広まり、組み込まれ、実行される必要がある。近代的枠組みの回復裁判は比較的新しい犯罪解決と処罰の方法である。しかし、このモデルは裁判ないし単なる功罪モデルとは異なる。当初の回復裁判は、1970年代に原状回復とコミュニティ・サービス判決に基づき発展した。回復プログラムで重要な原理は、被害者の損害の回復と補償である。

トニー・マーシャルが定義したように回復裁判とは、特定の犯罪にかかわるすべての当事者が、共同して解決にあたり、その犯罪がもたらした結果および将来持つ意味をどう扱うかを考えるプロセスである。まとめると、次のような5つの基本的原則をあげることができる。(バシ・ネスから引用 2000:3)

1. 当事者が全員参加し、合意を得ること。
2. 互いの違を乗り越え、壊れたつながりと関係をいやすよう努めること。
3. 責任を十分に果たし、直接的な説明責任を負うこと。
4. コミュニティ内の分裂、乱れた社会秩序を再結合すること。
5. 今後さらに傷を受けないよう、コミュニティ内で連帯を強めること。

犯罪の解決に回復プログラムを用いるための国連基本原則の起草者は、結論として、回復プロセスを以下のように定義した。被害者および加害者、犯罪の影響を受けたその他の個人やコミュニティの成員が、その犯罪から生じた事柄の解決に積極的に共同参加するプロセスである。その際、公正かつ公平な第三者の助けを得ることが多い。回復裁判の例として、調停、協議し判決を下すサークルなどがある。

この基本原則はまた、回復裁判が刑事裁判手続きのあらゆる段階で奨励されるべきであるとしている。すべてのプロセスは自発的に行われ、当事者たち自身が合理的で適切な合意に達しなければならない。回復プロセスは事件当事者の権利を守る一方で、結果として得られた合意は認められ、

双方の当事者を拘束することは、裁判所の免責と同じである。しかしながら、回復裁判手続きと調停が失敗に終わった場合は、正式な刑事裁判制度に差し戻される。

回復判の価値と前提是、回復プロセスにおいて被害者のニーズ、関わり合い、権利、役割に重点をおくことにある。被害者の権利を求める運動は、刑事裁判で被害者の立場が認められていない法律への反動から起こった。回復裁判はすでに十分発達し、当事者だけでなく一般の人々の参加を必要とする女性に対する暴力の解決に有効に用いられている。

被害者とは

犯罪統計では、女性の多くが暴力犯罪の餌食になり、ほかの犯罪の被害者にもなりうることが明らかにされている。タイもまた、アメリカのように女性に対する暴力法案が必要だろうか。女性に対する犯罪ないし性的指向による犯罪の中には、フェミニストの多くが法のもとでの平等な保護に反すると判断するものがある。

学問分野のひとつとして発達してきた被害者学は、この十年の間に飛躍的成果をあげた。被害者学者として著名なファタは、被害者となる可能性のあるさまざまなりスクをまとめ、そのモデルの中に被害者となる領域およびグループをふくめている。ファタが選んだ関連要因は 10 グループに分類される。(ファタ「被害者学の過去・現在・未来」、雑誌 Criminologie 2000: 33 卷、第 1 号) 彼が、最後にあげた重要なグループである構造的／文化的傾向グループでは、無力さ、権利剥奪と女性が犯罪の被害者になることの間には相関関係があると説明している。加えて、文化的に烙印を押し、社会的に疎外することで、こうした人々は被害者になるリスクを負うのである。こうした人々とは、子ども、女性、老人、貧困者、障害者である。女性が被害者になる犯罪の種類として、性犯罪、家庭内暴力、売春、子どもと女性の人身売買、セクシャルハラスメントがある。

このグループ特別援助を提供する被害者支援プログラムとしては、レイプ被害者、暴行や家庭内暴力の被害を受けた女性と子どもを対象とするものである。レイプ・クライシス・センター、被虐待女性のためのシェルターは多くの地域で運営されている。この二つはどこの国でももっとも必要とされるサービスである。情報とモラルサポートは、犯罪の被害者がトラウマを乗り越えて社会復帰するために重要な助けである。

社会福祉行政による介入

公共福祉省(DPW)は、弱者と貧困者のためのサービスと保護の提供および非政府組織(NGO)への資金割り当てという重要な役割を委ねられている。NGO はこれによって、子ども、女性、高齢者、障害者などの弱い立場にあるグループを保護する仕事を行う。DPW は子ども供と女性の分野を扱う他の政府機関や刑事裁判機関と協力して、援助が必要な人々に対する政策、措置、プログラム実施の調整をはかる。

タイにある女性と子どものための保護施設は 284 個所、そのうち、51 個所が国立である。女性を収容する保護センターは 17 施設である(社会と公共福祉統計、1999)。1999 年には、2867 の NGO 施設が DPW に登録され、そのうち 83 団体が女性の発展と福祉の活動をしている。しかし、活動のための資金援助を受けているのはわずか 14 施設で、その額も 438 万 00 バーツ、予算全体の 15% である。実際にには 25,400 人分にしかあたらない。1999 年に、NGO 福祉団体に対する政府の補助金はおよそ 39060 万バーツ(約 100 万ドル)で、平均するとこれらの NGO が支出した 4 億 1329 万バーツの 9.45% である。NGO の人材を開発するための補助金が足りないため、独立 NGO や女性の権利擁護団体は、外国その他へ資金援助を求めるようになった。NGO のほとんどは財団としての法的資格をもち、特別の目的と任務を掲げている。

1. 社会福祉協議会(CWS)は、DPW の後援によって 1960 年代に設立された民間団体である。CWS は、社会サービスの提供、他の NGO 福祉施設との調整役として活動している。活動の一環である犯罪の被害者支援プログラムは、家族と子供の福祉部門で行われている。協議会の主要活動は、若い女性が売春や商業化した性を強制されたりそそのかされたりしないよう、保護し援助することである。
2. 子どもと女性の権利の擁護、子どもと女性に対する暴力廃絶を明確に掲げる公益財団もある。子ども基金、子どもの権利保護基金、女性基金、タイ女性弁護士連盟などである。
3. レイプ・クライシスセンターは、民衆とコミュニティー開発連合の後援のもと、1982 年 10 月に設立された。このセンターの主要目的はレイプ被害者の支援である。このプログラムは 1980 年代、女性の社会的役割と女性の権利に対する認識が高まったことに合わせ、フェミニスト運動が率先して始めた。

技術・経済協力省(DETEC)を通して、女性と開発のために年間 7000 万バーツの海外技術協力基金が出たことは述べておかねばならない(DETEC 報告 1993 年)。女性のための助成金総額は、全体の 1.36% であった。しかし、金額に関して言えば、全体の補助金総額が減りつつある一方

で、女性と開発のための補助金は変化しなかった。女性の開発事業は女性の潜在的な可能性と生活の質に重点が置かれている。法律、マスメディア、研究などの事業も少数あると報告されている。事業のほとんどは小規模の活動で、女性の苦境を軽減する短期間サービスである。これらの事業では女性問題の根本が解決されないため、本質的で持続可能な発展をもたらしていない。これらの欠陥や女性問題の多面的解決をようやく認識した政府は、1992-2011年わたる女性のための長期開発計画を採択した。この開発計画は7項目のマスタープランから成る。(1)潜在的 possibility の開発と生活の質、(2)法的平等の促進と女性の安全と福利の保護、(3)女性の社会参加、(4)女性問題(性産業)の改善と撲滅、(5)女性の職業開発の改善、(6)女性に関する情報の広報活動、(7)女性に関する調査研究とデータベース。この長期計画は、1992年のタイ女性年に、女性と開発に関する議会で国の女性宣言と共に採択された。これによって政府の社会制度、NGO、民衆組織、企業、マスメディアが女性の発展と義務について進むべき方向が打ち出されたのである。

結果として、女性問題は憲法と社会・経済開発計画によって認められた国家開発アジェンダとなつた。

表2：1999年度社会福祉とソーシャルワークによって行われた事業

対象グループ	人数
1. 子どもと青年（貧困化した）	4,000,000
2. 女性	
－貧困者	173,227
－売春婦	69,139
－6年生までの教育を受けた若い女性	173,914
3. 高齢者	
－総老人数	5,734,000
－貧困老人／無収入	579,000
4. ホームレス／物乞い	18,620
5. 障害者	4,825,681
総障害者数	361,200
登録された障害者	774,316
6. 山岳民族	1,134,725
7. 定住地区で生活する人々	

8. HIV とエイズ感染者	135,950
9. 慢性病患者	56,953
10. 貧困家庭	(*2.1) 注: 2,100,000 世帯

(出典: 公共福祉部、データー資料開発専門委員会)

服役中の女性

タイの刑務所統計によると、女性在監者の数はこの 10 年間に全在監者の 15 %から 15%に増加していることがわかった。1992 年から 7 年間に、女子受刑者の数は 5 倍に増えたが、男性は 2 倍であった。男女受刑者の割合は、7 年の間に 1: 12 から 1: 5 になった。女子刑務所は全国に 6 個所あり、そのうち 2 個所がバンコク、4 個所が他の県にある。その他に県の男性刑務所内に別に女子棟として設置されているものもある。バンコクの中央女子刑務所には、2,067 人が収容され、現在満員である。女子受刑者が犯した犯罪は、多い順に麻薬、財産問題、傷害、性犯罪、その他である。

更生通信の報告は、この傾向が続くと、男女受刑者の割合は 10 年間後には同じになるだろうと予想している。(通信 2 卷第 2 号 2000 年 10 月)

表 3 : 1999 年から 2000 年の年度末 (9 月) における全国受刑者種類別統計

分類	1997		1998		1999		2000	
	M	F	M	F	M	F	M	F
既決囚	66,465	8,855	84,219	12,708	106,023	19,235	107,919	24,418
裁判待	27,842	4,855	37,120	7,105	42,507	9,155	8,878	10,495
留置者	15,578	2,360	19,792	3,407	19,004	3,749	22,046	3,941
監禁者	4,456	536	5,480	517	5,053	580	5,161	521
追放者	48	2	40	2	33	1	27	-
合計	114,389	16,608	146,651	23,839	172,620	32,720	184,031	39,375

(出典: 刑務所部、2000 年 11 月)

注 : 留置者は、警察の調べで容疑者とされた者、精神遅滞者、子どもその他をさす。

表4：2000年の年度末（9月）における全国受刑者種類別統計

種類	男性	女性	合計	%
被収容者*	178,843	38,854	217,697	97.4
留置者**	5,161	521	5,682	2.54
追放者***	27	-	27	0.01
合計	184,031	39,375	223,406	100

（出典：刑務所部、内務省 2000年11月）

注：* 被収容者とは、受刑者、拘留者、裁判待ちの者をさす。

** 留置者とは、3ヶ月あるいは3ヶ月以内の短期間拘留された犯罪者

*** 追放者とは、矯正と職業訓練のため特別の場所に収監されている常習犯。

女子犯罪者と温情主義

犯罪学者は、女子犯罪者と受刑者が著しく増加していることに目を止めてきた。女子犯罪者を別個に扱うという問題も、さらに詳しい調査・研究が行われるようになった。刑事裁判での性差別論議のなかから、犯罪学者たちは、3つの仮説をうち立てた。（ゲインズ、コウニー、ミラー：刑事裁判 2000年 649）

1. 平等な扱い方とは、男女とも平等に取り扱うことである。
2. 温情主義による扱い方とは、女性を男性よりも寛大に扱うことである。
3. 悪い女という扱い方は、同じ罪を犯した者でも、女性の方を男性より厳しく扱う。

法的には、刑事裁判の施行では平等な扱いが支配的である。1996年の売春防止と禁止法及び無効にされた1960年法も、女性と男性に平等に適応された。刑法と刑事訴訟手続きでは、男女犯罪者の取り扱いに違いはない。刑事裁判施行に当って、取り調べにあたる警察官、検事、裁判官の自由裁量が、被害者とおなじく加害者のジェンダー影響をおよぼす可能性がある。実際、女子犯罪者は男性より寛大に扱われやすい。この傾向は、習慣、生き方、女性が弱い存在で、社会を背かすことも少ないという考え方から来る。ジェンダーに関する問題で最も重要なことは、刑事裁判で差別はあるかということである。女性の権利擁護派は、ミクロなレベルの分析に個々の事件を引き合いに出して、レイプ事件の捜査や裁判が非人間的で、被害者を侮辱し、偏見に満ちていることが多い。この筋書きは、たいてい男性の取り調べ警察官や裁判官の実際の行いや姿勢を反映して

いる。妻を殴る、虐待、暴力によるレイプ、その他の性的罪訴訟の根底にある性差別は、事件の扱い方にかかわる問題である。

さらに、刑事裁判制度の関係者が女性売春婦や性犯罪の被害者に対し否定的態度を取ったり、無作法なやり方を示すことを調査し、引き合いに出している研究や報告がたくさんある。この問題を論じる際は、マクロとミクロのレベルの説明と、ケーススタディとを区別しなければならない。

女性の麻薬犯罪者

1992年から1993年にかけて、いくつかの刑務所を選び犯罪と麻薬売買に関する意義のある調査が行われ、麻薬犯罪で収監された女性の約60%が運び屋であったことがわかった。この調査では、在監者を大物の麻薬売人とマイナーな売人、運び屋の3つに分類した。麻薬犯罪者のほとんどが、26才から35才の男性である。しかし、女子犯罪者の年齢は、26才から40才の、義務教育(4年から6年)を受け、低賃金、失業者、未熟練労働者ないし主婦であることが分った(チャバリット・ヨドマニ、1991年)。

刑務所の環境

10月に発表された刑務所統計によると、2000年6月までの3年間に収監者の数が3倍の215,370人に増えたことが明らかになった。この急激な増加は、63%を占める麻薬犯罪の増加によるもので、これに対し財産関係の犯罪は20%、障害は6%であった。この傾向は刑務所に耐え難い、非人間的な状況をもたらした。特に女子の在監者数は、過去10年間に5%から15%へ上昇しているのに、刑務所の収容人数はほとんど変わっていない。超過密の女子刑務所は、健康に与える影響も大きく、環境の悪化とストレスの原因となっている。

矯正局と精神衛生局は協力して、在監者の精神衛生に関する実態調査を行った。そこで次のような結果が得られた。

表6:在監者のストレス調査

服役者	人数	%
在監者合計	219,176	100
ストレス状態の在監者	166,574	76

表7:性別でみる被収容者の平均的ストレス状態($P = .031$)

性別	人数	平均
男	1,665	36,24
女	251	36,98
合計	1,916	36,33

(出典:内務省刑務所局と保健省精神衛生局による共同調査、2000年7月31日)

この調査結果は、それまでの刑務所調査を裏付けるものである。すなわち、長期間監禁状態にある女子服役囚は、刑務所病というノイローゼにかかっているという調査である。女子被収容者は収監という屈辱を経験するだけでなく、規律が厳しい女子刑務所では、刑務所の人口が増え、過密になるとこれらの服役者への影響も大きくなるのである。プライバシーの侵害は、それ以前から被害者になっていた経験から、男性よりもひどい。(ロング 1998:346-7)

バンコクにあるミンブリ刑務所の 1916 人の被収容者を調査した結果、このグループのストレス度は平均 36.3 点で、標準偏差は 5.1 点であった。最高値は 56 点、最値は 22 点。服役囚の平均年齢 29.1 才。最高齢者、74 才、最年少 18 才であった。女性服役者のストレス度は、グループ水準よりわずかに上回っていた。しかし 55 才以上の場合に見るように、年齢が高いほどストレス度も高くなることがわかった。

1962 年から女性服役囚は男性から隔離されるようになった。女子刑務所の運営にあたる職員もすべて女性である。1936 年の刑務所法、行政規則、刑務所規則によって刑務所の運営は規定されてきた。とくに法で定めない限り、刑務所は男女とも同じ機構、組織を持っている。。

原則的には、懲役刑を受けた女性は、女子刑務所ないし隔離された女子棟に入ることになっている。女性のニーズと問題を考慮に入れた多くの原則がある。身の安全、信頼できる協力的な環境などである。収容施設とプログラムも女性服役囚の特別な必要に応じて考えられるべきである。さらに、刑務所内の女性の感じやすさや精神状態を考慮した活動プログラム、病院や精神科が準備される必要がある。

結論

タイの憲法は、性別に関わりなく平等に権利と保護をあたえる立場にたつ。独立した機関その他

が、男性と女性の権利を保護し守る機能を果たしてきた。女性問題を扱う国の機関は、女性の福利を促進するという重要な役割がある。政府と NGO は、1992 年に女性と開発長期計画の発足を支持し、奨励した。この計画は 7 つの領域で女性の生活の質、法的地位、社会への共同参画をはかるものである。しかしながら、主要な女性の権利、女性問題はフェミニストが取り組み、改善を図ってきた。獲得に成功したものもあれば、改善されたもの、失敗に終ったものもある。とくに根強く取り組まれた問題は、中絶の権利、性的従属と搾取、そして生活のあらゆる領域にはびこる性差別であった。起きている問題の多くは、性差別というよりは男女間の格差から来ている。例えば、軍務、士官学校や警察学校に入る資格、その他多くの政府機関といったキャリアは圧倒的に男性で占められ、女性は閉め出されている。こうした慣行や制限は、憲法に内在する平等と不平等の枠組みの下で、男女格差ないし差別として明確化され、挑戦を受けるべきである。

刑事裁判制度は、レイプ、家庭内暴力、そのほかの性的事件にかかわる女性の扱いにおいて、不当かつ不公平だと告発してきた。法律や刑事訴訟の女性の取り扱いが公正かつ公平であるべきだという問題は、制度そのものや制度化された差別の問題ではなく、むしろ差別的状況、個々の差別的行為の問題である(ウォーカー:2000 年 15-21)。これらの問題は多面的であり、刑事裁判制度の中で働く人々の態度や偏見、不当な扱い、権力の濫用からくる可能性がある。男女ともにこうした非人間的な扱いに遭遇し、経験するのである。平等を妨げる構造的問題は、文化的社会的、経済的発展という背景において正されるべきである。



参考文献

<タイ出版物>

ABAC-KSCインターネット世論調査、アシュンプション大学 (2000)

犯罪被害者としての外国人女性の保護に関する入管局の対応

法務省入国管理局警備課

上原 卷善

1 日本の出入国管理行政の概要

(1) 外国人入国者の推移

近年、国際化の進展の中で我が国を訪れる外国人が著しく増加しており、昨年(1999年)の統計によれば、外国人入国者数は約490万人と過去最高を記録しております。出入国管理統計を取り始めた1950年には、わずか約2万人であったことと比べると隔世の感があります。こうした国際交流は、交通輸送手段や情報伝達手段の発達、あるいは経済、社会、文化等の国際的な関係強化に伴って増大してきた経緯があり、その拡がりは益々推進されるものと考えられることから、国際間の人の移動は今後も引き続き増加を続け、より一層のグローバル化が進むものと思われます。我が国を訪れる外国人の増加に伴い、更には、我が国における外国人の活動の多様化に伴い、様々な分野で日本人あるいは日本社会との関わりを強めるなど、外国人のプレゼンスが急激な高まりを見せています。

他面、このような国際環境下において、我が国に入国・在留する外国人の一部が犯罪組織を形成し、悪質・凶悪な犯罪を起こすなど、我が国社会の治安上、重大な問題となっている事実も否定できません。

(2) 出入国管理行政の目的と役割

我が国の出入国管理行政の基本方針は、「円滑な外国人の受入れと問題のある外国人への厳格な対処」にあり、この二つの役割をバランスよく行うことです。こうした考え方は、既に1988年の出入国管理基本計画において示されており、本年3月に発表された第2次出入国管理基本計画においても同様の方針の下、具体的な諸施策を通じて「社会の安全と秩序を維持しながら、人権尊重の理念の下で、社会のニーズに応える外国人の受入れを推進することにより、社会のあるべき姿の実現に貢献し、また、日本人と外国人が心地よく共生する社会の実現を目指していくものである」としています。

ところで、多くの国においては、警察の一機関が出入国管理を行っており、司法警察権を有して

おりますが、我が国においては、法務省入国管理局が担当し、司法警察権を有さず、行政権限しか有していないとの違いがあります。従って、「女性の尊厳と司法」に関する本日の専門家会議においては、必ずしも専門的立場とはなり得ないかも知れません。

(3) 刑事手続と退去強制手続

刑事手続においては、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令の適正かつ迅速な適用を実現することを目的としておりますが、これに対して、出入国管理の一環である退去強制手続は、出入国の公正な管理を図り、我が国にとつて好ましからざる外国人を退去させるための行政処分です。刑事手続が進められている外国人で退去強制事由に該当するものは、刑事手続終了後、退去強制手続が開始されることとなりますが、退去強制手続の審理段階においては、不服申立てやインタビューを受ける際の第三者の立会いなど、外国人の権利保護に配慮した慎重な手続が制度として定められております。

2 退去強制手続における被害女性の保護

近年、密航ブローカー等国際犯罪組織が関与して、我が国での不法就労を目的に不法入国し、あるいは不法滞在する外国人女性の中には、法外な借金を口実に売春を強要されたり、賃金搾取をされたりするケースがあることは承知しています。こうしたケースにおいて、入国管理局ではブローカー等背後組織そのものを逮捕する司法警察権がないため、これら人身売買や売春強要等の人権侵害に当たる情報を入手した場合は、警察等関係機関へ通報・告発するとともに、これら関係機関に協力してブローカー組織の摘発と被害女性の救済に努めることとしております。

入国管理局では、特に、ブローカー対策として、1989年に入管法を改正し、外国人に不法就労をさせたり、自己の支配下に置いたり、あるいは斡旋したりする悪質なブローカーや雇用主に対する厳格な処罰規定(不法就労助長罪)を設けるなどの法的整備を行っております。

入管法に定める退去強制事由に該当する外国人については、所定の退去強制手続を執ることになりますが、その過程において、賃金の不払いや労働災害等の事実が判明したときは、所要の救済措置がとられるよう雇用主に働きかけ、あるいは労働基準監督機関に通報するなどの措置を講じています。また、被害女性が損害賠償を求めて訴訟を提起する場合には、司法に訴える機会の確保に努めるなどの配慮を行っているところです。

なお、我が国に不法滞在する外国人女性の中には、日本人と結婚したり、あるいは日本人との間に子供をもうけるなどして、引き続き我が国での在留を希望するケースが急増しておりますが、こうしたケースについては、慎重に調査した上、特別な事情が認められる場合には在留を許可するな

どの人道的配慮も行われています。

3 入管収容施設における女子被収容者の処遇

(1) 入管収容施設の性格

入国管理局の収容施設は、行刑施設とは異なり、被収容者の矯正・更正を目的としたものではなく、あくまでも退去強制事由に該当する者を実際に送還するまでの間、その身柄を確保しておくことを目的としています。

我が国からの退去を決定された者については、速やかに送還することとされていますが、被収容者的一部には、密航者や偽造旅券行使者など帰国に必要な旅券を所持していないため、新たな渡航文書の取得に時間を要したり、また、未払い賃金の回収に時間を要したりするなどの事例もあります。近年、国によっては自国民でありながら、帰国のための渡航文書の発給に長期間を要したり、引き取りを拒否したりするケースも見られますが、国際協調・国際協力の観点から残念なことがあります。

なお、被収容者について、健康状態等の事情から人道的配慮を要する場合には、仮放免制度によつていたん身柄の拘束を解くなど柔軟に対応することとしています。

(2) 女子被収容者の処遇

入国管理局の収容施設における被収容者の処遇については、入管法において、保安上の支障がない範囲内でできる限りの自由が与えられることが規定されています。また、入管法の規定に基づいた処遇の根拠法令である被収容者処遇規則は、被収容者の人権を尊重しつつ、適正な処遇を行うことを目的として定められており、1998年には、収容施設の長が直接被収容者から処遇に関する意見の聴取等を行う意見聴取制度や女子被収容者の処遇について女子職員が行うことを原則とする特則を設けるなど、より一層処遇の適正を期すための改正が行われたところです。

なお、収容施設内の秩序維持や被収容者の生命身体の保護を目的とする有形力の行使については、必要最小限の範囲内に限るよう厳格に制限されているところ、職員の行為に行き過ぎがあつたと認められる場合、あるいは女子被収容者に対する不適切な行為があつたと認められる場合には、懲戒処分を含め厳正に対処しております。また、職員教育の観点から申し上げれば、収容施設の職員に対する監督指導の徹底や人権研修などを実施しており、被収容者の処遇の適正、公正に努めているところです。

4 トラフィッキング被害女性への対応

(1) 日本におけるトラフィッキング被害女性の現状

今日、国際的な問題として、トラフィッキングへの取組みがあります。国際化の進展は、一方において国際的な組織犯罪の増加という現象を生じさせており、こうした国際組織犯罪に各国が協調して対処していく必要性がこれまで以上に重要視されています。こうした国際的な流れの中で、トラフィッキングや不法移民等の問題についても議論され、我が国も積極的に参画してきたところ、本年10月28日の国連アドホック委員会において、国際組織犯罪対策条約の付属議定書として、トラフィッキング及び不法移民に関する両議定書が採択されたと承知しています。

トラフィッキングに関する議定書は、性的搾取や強制労働等をさせる目的で暴行、脅迫、欺罔等の手段を用いて女性や児童等を国外に移送し、収受するなどの行為を防止し、取り締まるとともに、かかる行為による被害者を保護しようとするものであり、また、不法移民に関する議定書は、他国への渡航を希望する移民を営利の目的で不法入国させる行為等を防止し、取り締まる趣旨であると理解していますが、このような条約がまとまったことは、性的搾取などを受けた女性や児童の尊厳を守るために極めて有意義であり、この種事犯の撲滅に向けて各国が取り組まなければならないと考えております。

我が国におけるトラフィッキングの実態について正確に把握することは難しい面がありますが、これまでの不法入国等の事例報告を見ると、我が国で就労等して金銭を得ることを目的に、自ら直接又は間接に国際的な犯罪組織に依頼して、偽変造旅券の調達や就職先の斡旋などを含めた渡航の手引きを受けて入国するケースがほとんどであり、その意味においては、むしろ不法移民の範疇に属するものと考えられ、我が国でのトラフィッキングの現状は、全体の中では必ずしも多いとも言えないのではないかと見られます。

(2) 入管局におけるこれまでの取組み

入国管理局の推計によれば、本年(2000年)1月現在の我が国における不法残留者数は約25万2,000人であり、過去最高であった1993年5月現在の約30万人以降、毎年わずかながらも減少しております。他方、1996年以降、船舶による集団密航や偽変造旅券を使用して航空機により不法入国する事実が増加しており、1999年に我が国が退去強制手続を執った不法入国者は1万人近くに及んでいます。

こうした不法入国者や不法残留者がトラフィッキングによるものか不法移民によるものかは別としても、我が国で稼働する場合にブローカー等の組織に不当な利益を搾取されたり、労働災害の補償や必要な医療が受けられないといった人権上の問題が発生しがちであることは承知しております。入国管理局としては、こうした観点も含め積極的に不法就労、不法滞在者対策に取り組んでいると

ころです。

具体的な主な措置としては、

- ・トラフィッキング等に関する各種情報を収集・分析し、入国審査や在留審査を厳格・効果的に実施(タイ人女性を引率してきたシンガポール人ブローカーを発見し、警察に告発した事例など)
- ・集中摘発等による不法就労・不法滞在者の取締り強化(全国一斉摘発や大都市圏集中摘発など)
- ・国内外における広報活動の推進(毎年6月のキャンペーン月間など)
- ・入国管理局主催の国際セミナー開催等による国際協力の推進(東南アジア諸国出入国管理セミナーや偽変造文書鑑識技術セミナーの開催などなど)

があり、また、この間、入管法の改正により、1997年には集団密航援助助長罪、1999年には不法在留罪等の新設など、法的整備も進められてきたところです。

(3)今後の対応

トラフィッキングや不法移民の問題は、長期的には送出国と受入国との経済格差の解消などによって解決されるべき問題であります。しかしながら、現実的には、取締りの強化を始めとした諸対策によって改善を図っていかざるを得ない面があります。一方において、社会のニーズや国民的なコンセサンスの形成等の状況を踏まえながら、合法的な受入れ拡大を検討するとともに、他方において、引き続き積極的な摘発活動や厳格な入国・在留審査の実施等総合的な不法就労・不法滞在者対策を展開していくことが重要と考えられます。

また、この問題の対応に当たっては、特に、国際協調・国際協力が強く求められるところです。入国管理局が昨年開催した東南アジア諸国出入国管理セミナーにおいても、トラフィッキングや不法移民に関する議題をテーマとして意見交換や議論がなされました。こうした取組みについても更に発展させ、送出国・受入国双方における実効的な対応を図り、健全な国際交流の推進に努めていきたいと考えます。

日本の裁判制度にみる女性の尊厳の概要

弁護士
土井 香苗

はじめに

女性の人権に関連して日本の法廷で有効な法律、条例は、両性の平等を定め憲法第 14 条、女性差別撤廃条約、国際人権規約その他の国際文書(個々のコミュニケーションを定める選択的議定書は含まない)、および国内法などであり、これらは文字通り基本的に性別を問題にせず、いくつかの積極的差別さえ伴っている。こうした法的文書によって、女性は頼みにできる有力な手段を持っているように見えるが、現実を検証し、詳しく調べてみると、いくぶん様相は異なってくる。法律や条例、条文の実施そのものに性別はないとしても、現実の裁判制度には女性の権利を侵害する部分がある。国際的な人権文書が実際の裁判の中で注目されることはほとんどなく、その結果、1998 年に人権委員会は、判事などに対し人権教育を行う法的枠組みの欠如を憂慮し、そうした枠組み設置を勧告するという結論を下した。包括的な反差別法や、人権委員会やオンブズマンといった人権法の実施をモニターする機関がなければ、既存の国内法について狭く限られた解釈がなされ、結果的に女性の尊厳が侵害され、回復されないまま終ってしまう。

さらに、女性が自動的に男性と同等の扱いを受けるとしても、生物学的にも社会的、感情的にも男性とは異なるところから、心理的に傷つく可能性があることも指摘しておきたい。

1. 拘留された女性

関連国内法としては、刑事手続き法、刑事手続き規則、容疑者拘留規則、刑務所法、入国管理法その他がある。

・警察の留置場

拘留者が置かれる状況や環境は、長年、国の内外で批判的となり、5年ほど前から少しづつではあるが前向きに変りつつある。一連の腐敗が明るみに出され、一般社会の圧力が強まったため

で、警察改革委員会の提案に基づき警察改革が行われた結果である。弁護士連合が新たに担当弁護士制度をもうけ、拘留の実態に関するモニターを強化したことも効果をあげた。

警察当局によれば、女性の拘留者に対する日常のケアや管理には女性警官をあてるよう最善をつくし、女性拘留者の特別の要求に応えようとしているという。最近、女性拘留者が検察官事務所や法廷に赴く際、同行する警察官の少なくとも一名は女性警官を含めるようになった。地方警察でもそれぞれ、主としてこうした必要な仕事に回すため女性警官を約 10%採用している。各県警の本署にも性犯罪捜査のアドバイザーと性犯罪捜査部門が設置された。捜査の管理を合理化するため、性犯罪の証拠収集キットも用意されている。

日本には刑務所法第 3 条第 1 項に沿って、女子刑務所が 6ヶ所ある。刑務所は女子と男子に別れていたり、拘置所の内部が男女別に別れているが、代用監獄と呼ばれる警察の留置場はふつう、男女別に別れていない。

拘留される女性の数は増えてはいるが、まだ少数派である(1999 年の数字で、刑法違反と認められた女性は 20.6%、法律違反を問われ検察庁に通告された女性は 16.6%、収監された女性は 4.9%であった。)圧倒的多数を対象に決められた厳しい日常的行動の制限規則は、女性の拘留者を性的に辱める結果をもたらしかねない。看守はたいてい男性であるし、女性だけを拘留する留置場はひとつもない。拘束されている間は、24 時間男性の看守に監視され、トイレに行くたびに大声で報告し、生理ナプキンもその都度その男性からもらわなければならない。しかも男性の拘留者が一日に何度も女性の監房の前を通る。中には他の人たちから丸見えのトイレもある。

留置場では、代用監獄としての問題に加えて、女性の拘留者は警察官による性的不品行に直面することもある。

刑事手続き法には、女性のための積極的差別をふくめ、拘留者の尊厳を守る条項がいくつかある。第218条第2項では、逮捕された容疑者の指紋を取ること、身長と体重を量ること、写真をとることは、容疑者が裸ではないという条件つきで、令状なしで行ってよい。(その前節で令状について述べている。)つまり、容疑者を裸にするには令状が必要だということである。第115条では、女性の身体に対し捜査令状が執行される場合は、成人女性を同席させなければならないとしている。ただし、緊急の場合はこれにあたらない。また第 131 条第2項は、女性の身体の調べる場合は、医者ないし成人女性の同席を求めている。

実際には、身体の検査や検査は女性や医者だけでなく男性警官の面前でも行われている。裸の女性に体を曲げたり伸ばしたりさせるやり方は、女性の尊厳とプライバシーを侵害するやうのいがいなにものでもない。いくつかの事件では、家宅捜査の際、女性だけが無理やり裸にさせられたと報告されている。刑事手続き法では、裁判所が出す令状なしに女性を裸にする権限は警察には与えられていないが、刑事手続き法を検査にのみ適用し、拘留には適用しないのは狭い解釈だと主張する。1990 年、東京の中心部で女性グループが警察官によるセクシャルハラスメント反

対のデモを行った。

・移民収容所

収容所の環境や一部の入管当局者による暴力がひどくて無慈悲だといわれているが、実態は明らかではない。その理由は、情報が得られないこと、人種差別、外国人は本国に送還され、訴えるチャンスがないためである。

限られた情報からでも実際は想像できる。1994年、収容所で一人のイラン人が殺され、入管の役人によるさまざまな暴力が訴えられた。骨折、手錠をかけたまま独房に入れるなどの勝手放題の制裁、役人の自殺などなどである。訴えの中には入管役人による外国人女性に対するセクシャルハラスメントや暴力事件もあった。

捜査の間に裸にされ、私室で6人の入管役人にレイプされたという申し立てもあった。収容所におけるレイプは日常的に起きているという。もう一人の女性は、シャワー時間に男性の入管役人がカーテンをあけ、若くてかわいい女性を私室へ連れて行くと申し立てている。さらに、運良く電話をかける許可がおりると、入管役人に胸をさわられるのを我慢しなければならないと報告した女性もある。1988年、各紙は女性拘留者が入管役人の猥褻行為に反対してハンガーストライキを行ったと報じた。

こうした職権濫用の申し立ては、留置場、刑務所、収容所における女性の人権侵害全体から見れば氷山の一角でしかない。独立したモニター機関が切に求められている。

2. 法廷

・刑事手続きの準備

刑事手続き法では、猥褻罪の被害者被疑は6ヶ月以内に訴えを起こすことを義務づけていた。被害者は6ヶ月の間に、事件が公になる、とか捜査で精神的傷を負いかねないといった心配を乗り越えなければならなかつた。被害者が恐ろしいトラウマから回復して、訴え出るだけのエネルギーを取り戻したときには、すでに6ヶ月以上たっていたということも珍しくない。

刑事手続き法と起訴審査委員会法の一部改正によって、2000年から訴えの期限が撤廃された。

男性警官と男性検察官は、女性被害者の心理状態を考慮する特別のプログラムがないため、被害者に害をおよぼしやすい。ある弁護士の指摘によれば、とくに公開裁判なしで罰金刑が科されて裁判が終る場合、被告の意図をくまざに一方的に公式抗弁が書かれてしまう。双方に同意があったとする弁護側の主張を検察が受け入れれば、公開裁判になれば禁固刑になるにもかかわらず、裁判なしの罰金刑が科される可能性が高い。日本の検察官にとって無罪判決はもっとも恥ず

べものと言われ、被害者の意図と関係なく、レイプ容疑を強制猥褻に、強制猥褻を地方条例違反に格下げすることが多い。

ポルノまがいで下品な陳述書もあり、弁護士は民事裁判の中でみだらな言葉や語法を直さなければならぬ。ある女性生徒に対するレイプ事件を例にとると(罰金刑で解決)、略式罰金刑に落そうという意図によってか、陳述書には彼女が性交渉に合意を与えるほどの女性であることを示すため、多数人との性交渉を持ったと言うまったく虚偽の事実を書かれていた。

現場捜査や犯罪行為の再現はたいてい男性の警察官によって行われ、被害者はいとわしい記憶を呼び覚まされる。無理やり犯された時の姿勢を取らされるなど、被害者は犯罪の経験を繰り返さなければならない。

3年前までは、こうしたトラウマを引き起こす捜査のあげく、検察官による最終決着は被害者に伝えられることもなかった。1997年、警視庁通達で被害者への報告制度の確立が決まった。1999年、被害者の人権保護を求める運動が高まる中で、警視庁は性犯罪被害者のハンドブックをまとめた。

・調停

日本の裁判制度では、離婚裁判が開始される前に調停手続きを経なければならない。地域社会の有識者でつくるボランティアの調停委員会は、必然的に保守的でジェンダーに関して偏見のある年長の男性が主のサロンになる。

夫や不当な家族の束縛から自由になりたいと願う女性にとって、調停委員は最初にぶつかるジェンダーの壁となることもある。夫に従え、暴力に耐えろ、あまり自己主張するなといったアドバイスは珍しくない。

・民事裁判

法律は基本的に男女の区別はいっさいないし、女性裁判官の割合も最近増えつつあるが、実際の法廷は依然としてジェンダーをめぐる偏見がまかり通っているように思われる。いくつかの例をあげてみたい。

一家族法をめぐる裁判

自治体が夫婦別姓による結婚登録を拒否したことを、裁判所は認めた。姓を同じくする制度が家族の絆を強めるとしたのである。(1989年6月23日、岐阜家裁)

非嫡出子の相続権差別は合理的であるとした。(1995年7月5日、最高裁)

18歳以下の子供と性的不義を行った者は、たとえ当人が自由意思で同意したとしても、犯罪として罰せられるとした地方条例を合憲とした。結婚している場合の性交は合法であるが(17歳以

下でも結婚していれば法的に未成年者ではない)、結婚していなければ違法というのが、法廷の見解である。(1985年10月23日、最高裁)

病的なアルコール依存の夫からラジオを壊す、窓を割るなどの家庭内暴力の被害を受けた女性に対し、その事実を認めながら、離婚を認めなかつた。(1994年10月6日、東京地裁八王子支部)

民法では夫ないし妻が離婚を申し立てられるのは、以下の場合に限るとされている。(1)どちらか一方の配偶者が不義をはたらいた場合。(2)どちらか一方の配偶者が不当に見捨てられた場合。(3)どちらか一方の配偶者の生死が3年以上不明な場合。(4)結婚を続けることができない深刻な理由がある場合。

家庭内暴力や夫婦間レイプについてはまったく触れていない。夫婦間レイプや家庭内暴力は裁判所が「結婚を続けることができない深刻な理由」として認めてはじめて、離婚の原因となるのである。

一労働法をめぐる裁判

男性の上司によるセクシャルハラスメントに対し、女性が物理的に抵抗したり逃げたりしなかつたとして、違法ではないとした。(1995年5月26日。横浜地裁)

上司のセクシャルハラスメントに抵抗した女性を懲戒免職にしたことを認めた。(1994年5月26日。金沢地裁)

・刑事裁判

警察に届け出のあったレイプ事件の数は着実に増えている。1998年から99年にかけて、13歳から19歳の被害者の数が急増し、1999年には被害者の43.8%を占めるにいたつた。被害者の年齢は低くなる傾向にある。

第一に、犯罪で見ると、レイプ被害者はすべて女性である。これは二重の性的基準に根ざすといえよう。その結果、女性の純潔は男性よりも価値があるとみなされてきたのである。第二次世界大戦後、新憲法で男女平等がうたわれて以来、刑法の見直しが行われた。女性の姦通のみを犯罪とした姦通条項は取り消されたが、レイプ条項は修正されなかつた。

猥褻犯罪の場合、その犯罪の性格上、唯一の証拠は被害者の証言のみといふことが多い。裁判官が性犯罪について特別の訓練を受けていないため、間違ったレイプ神話を存続させてしまう。法廷での事実調査でも、とくに加害者が知人である場合、女性に対して非常に厳しく厳格になりやすい。例えば、ある女子生徒レイプ事件では、第一審では、犯罪が起こる前にそれを予知して防ごうとしたり、車上の加害者から逃げ出そうとすべきだったとする主張が展開された。加害者はナイフで彼女を脅したのである。この裁判では無罪の判決が下り、被害者は実際の加害者を公に

できなかつたにもかかわらず、無実の加害者を非難したとされた。この被告は4年におよぶ上訴裁判でのはげしいやり取りの結果、有罪となつたが、日本での有罪判決の割合を考えると、第一審の判決がきわめて異例で不当であることが容易に理解できる。裁判官、検事、警察官が女性被害者の気持ち、感情、行動を理解できるよう、特別の訓練が必要とされている。

加えて、夫婦間レイプは裁判では普通レイプと認められない。前提として、夫には性交を要求する権利があると認められているからである。

刑事手続き法では、裁判所は証人を法廷の外、ないし非公開法廷で審理することを決められる。この条項は女性被害者のためではなく、証人の重要性、年齢、健康、職業、その他を考慮した一般条項である。これは多忙な医者などに都合がいい条項として使われてきたが、最近になって、女性被害者の利益のために使われるようになった。ある有名なセクシャルハラスメント事件の公開裁判でも、仕切りを用いて被害者が傍聴者に見えないようにした。

2000 年の刑事手続法と検察審査会法の一部改正によって、証人の心理的負担は軽くなった。証人の家族の他、元警察官や検察官が中心の被害者支援ボランティアが付き添い、法廷で被害者の隣に座ることを認める。証人と被告の間に仕切りを設ける。被害者に法廷で直接意見を述べる機会を与える。起訴審査会への申し立てを容易にする。犯罪による民事補償裁判のための、被害者による犯罪記録の利用を認める。

裁判所はようやく女性の権利を考えるようになったが、行く道はまだ遠い。

・家庭内暴力(DV)

警察に届け出のあつた家庭内暴力事件は、1992 年前の 10 年間は減少傾向を示したが、92 年から増加に転じた。(警察統計に含まれるのは夫による妻の殺害、身体の損傷、暴行のみである。)

民事には介入しないという警察の原則があり、家庭内暴力は長年、犯罪とは認められなかった。近年の女性団体による社会運動、シェルター設立などの動きによって、社会的認識が大きく変わり、2000 年の警察白書では、家族生活の中のこととしても家庭内暴力は犯罪になりうると述べるにいたつた。これまで家庭内暴力についての特別規定はなかったが、超党派の国會議員が家庭内暴力防止法を準備している。しかし、警察の対応はいまだに鈍いと批判を浴びている。

・ストーカー犯罪

2000年5月、ストーカー犯罪規制法が制定され、同年11月から施行された。これは県警本部長が出す警告、暫定禁止令、禁止令その他や、ストーカー犯罪そのものの処罰、禁止令違反、援助などについて規定した法律である。

・裁判手続きの構成員

女性裁判官の割合は、10.9%(2000年)、10.4%(1999年)、8.2%(1995年)、5.0%(1990年)、2.8%(1980年)である。女性検察官の割合は、6.1%(2000年)、4.1%(1995年)、2.1%(1990年)、1.3%(1885年)である。女性弁護士の割合は8.9%(2000年)、6.6%(1995年)、5.5%(1990年)、4.8%(1985年)、3.8%(1980年)である。

裁判官の割合はわずかに高いとはいえ、ほとんど男性で占められていることは変わらない。3人の判事のうち陪席判事がほとんど女性だということは喜ぶべきであろう(日本はキャリア制度を採用している)。陪席判事は法的に他の判事と同等だが、実際には裁判所の位階制に基づく不文法に従わなければならない。同時に、女性のふるまいや態度について、日本の場合、世代のギャップが非常に大きい。筆者は40代の男性裁判官が先輩の裁判官について、女性の落ち度や怠慢をすぐに認めてしまう傾向があるとこぼすのを聞いたことがある。

女性が裁判官や検察官になる道は、採用の段階ですでに限定されてしまう。裁判官と検察官の採用はたいてい、最高裁の司法研修所に籍をおく年長の男性によっておこなわれる。ここは司法試験合格者が1年半の研修を行う政府の法律家養成機関である。採用にあたっては、検察官の場合は明白に女性を制限し、裁判官の場合も明らかではないが間接的に制限している。2000年のクラスにいる司法研修生らは研修所における性差別反対の運動に立ちあがり、当局との団体交渉、法務大臣への陳情を行った。ただし、法務省は差別の存在をいつさい否定している。

法手続きにおけるジェンダーの偏見は、法律機構そのものがもつ女性差別に根ざしている。女性法律家はキャリアを踏み出した時から差別され、偏見を受け入れ、甘んじなければならない。差別を受け入れる女性が、どうして少数者の権利の保護、拡大をもとめてたたかえるだろうか。

3. 人身売買される女性

アジア全域の大規模な移民を背景に、タイ、フィリピン、中国、韓国などから人身売買された女性がやってくる。その数はここ20年間に劇的に増加し、90年代前半にピークに達した。外国人労働者に対する需要は大きいが、日本はごく限られた外国人しか合法的に受け入れていない。

女性はたいてい労働期間や条件について本国でだまされ、日本へ来る旅の途中で、そして実際に仕事についてはじめて、奴隸のような虐待を経験する。本国のエージェントがパスポート取得その他を手助けし、雇われたエスコートがついてきて日本にくるとヤクザが女性を受け取り、スナックバーなどに売り飛ばすのである。自国のエージェントから日本のスナックバーの店主にいたる人

身売買の流れの中で、大半の女性は 300 万から 400 万円の借金を背負い込む。借金が残っている間、彼女たちは劣悪な労働条件で働き、労働に対する補償ももらえず、歯向かえば暴力に合うことを恐れ、どんな客も、また客の要求も受け入れなければならない。適切な医療も受けられず、心身ともに深刻な状況に陥る。補償もなしで奴隸に近い虐待を受けたあげく、入管法違反で逮捕され、捜査され起訴され、自分の費用で強制送還される。NGO が運営するシェルターに逃げ込むこともできるが、パスポートその他の旅行書類を取り上げられ、失敗した場合ひどい目にあうことを恐れ、なかなか逃げ出せない。

日本政府は人身売買される女性の深刻な状況について十分認識しつつ、一度も正面から取り組んではこなかった。刑法第 226 条は、人を日本の国外へ誘拐し、売買することを禁じているが、日本の中で買ったり連れてくることには適用されない。売春防止法は強制的手段の使用を明確には禁じていない。労働基準法や職業安定法は、雇用主が従業員のパスポートその他旅行書類を没収することを禁じてもいないし、罰してもいない。

筆者の経験で言うと、人身売買された女性を当局が捜査し起訴するのは簡単だが、背後にいるスナックバーの所有者やヤクザを告訴するのは、十分な証拠がなければ難しい。その結果、女性の被害者のみが罰せられ、背後の黒幕は決して処罰を受けない。

子どもの性的搾取、子どもポルノの禁止、児童保護の法律は2000年5月に制定され、11月から施行された。その背景には ECPAT をはじめとする NGO の幅広い活動がある。この法律によって、外国で17歳以下の被害者に対し性犯罪をおこなった日本人加害は、日本の法律で罰せられることになった。子どもの売買も禁止されたが、これは女性の売買を犯罪としていない売春防止法の欠陥を補うものである。これがアジアで悪名高い日本人の買春観光やインターネット上のポルノグラフィとたたかう有効な手段となることが望まれる。

結論

政府の男女共同参画社会委員会は、2000年9月に最終提案をまとめて提出した。そこには21世紀の包括的ジェンダー政策が盛り込まれている。性犯罪や人身売買の女性被害者の視点も含んでいる。なすべきことはまだ多々あるが、20世紀後半の数十年は女性の権利という点では著しい進展が見られた。しかし、裁判制度における女性の尊厳については、日本の社会ではまだ議論が熟していない。

一部の地方弁護士会は数年前からこの分野での研究調査を始めているし、AWF も活動を開始した。女性の尊厳に対する侵害は隠されているが、実際には存在するし、被害者は今も困難に直面していることから、この問題をめぐる議論が日本で活発化することが望まれる。

人権の視点に立った反人身売買体制の必要

反差別国際運動(IMADR)

元 百合子

(注:以下の意見はあくまで筆者のものである)

I. はじめて

人身売買ほど最悪でゆゆしき人権侵害はない。人間が一時的に、時には永続的に商品として扱われ、輸送され、売買され、強制売春や奴隸制に近い労働状態、債務労働といった搾取と虐待にみちた状況に置かれるのである。人身売買の被害者はしばしば非常に深刻な結果に見舞われる。心理的トラウマ、抑うつ症、性感染症、エイズ、望まない妊娠、中絶その他の身体的ダメージである。

同時に、人身売買は拡大し悪化する一方のグローバルな現象でありながら、国内的にも国際的にも刑事訴訟制度はその取り締まりに成功していない。近頃では、主として女性と子どもが数百万単位で毎年国境を超えて売られ、搾取されている。多国籍の犯罪組織を通したグローバルな人身取引は、これもまたグローバルな性産業を目的としており、毎年巨額の収益を生んでいると推定される。

こうした現象を反映して、国内的および国際的にふたつの異なった取り組みが登場し、発展してきた。人権の視点に立つ取り組みと、犯罪取り締まりの観点に立つ取り組みである。問題はこの二つの視点が政策や戦略に統合されないことで、そのため国や地域、国際レベルで包括的かつ有効な反人身売買体制が確立できないのである。今日までの政府の対応を見ると、人権よりむしろ犯罪防止、取り締まりを優先させるきらいがある。

II. 人身売買に関する国連議定書

人身売買に取り組む新たな国際法として、とくに女性と子どもの人身売買の防止、取り締まり、処罰のための議定書草案が作られた。これは国連の反多国籍組織犯罪条約を補完するものである。だが、残念ながらこの草案は各国政府に対し、人身売買の被害者を援助し保護することを義務づ

けていない。多数の人権 NGO がねばり強く主張する努力を続け、さらに国連人権高等弁務官やユニセフ、国際移民機構(IOM)が一致して強い関心を表明した結果、議定書に人権の視点が組み込まれるように一部修正がなされた。しかしながら、シェルター・医療、心理学的ケア、法律相談、安全で自発的な帰還といった被害者の側に立った提案は、政府の抵抗や反対に直面した。議定書第4条の「人身売買の被害者に対する援助と保護」の条項は、「適切な事件に限り、また国内法の下で可能な程度において」という但し書きがついている。国際人権法に基づき国連機関が明確に批判したにもかかわらず、この限定条文は撤回されていない。国際人権法は人身売買などの人権侵害被害者には十分かつ適切な援助を与えると、明確に規定しているのである。

議定書に厳しい法執行規定が含まれていれば、国際的な反人身売買体制の確立に意義のある一步とみなされるだろう。しかし、新たな国際法の中で、被害者的人権保護規定を国に義務付ける条項が除かれ、関連規定も含まれていないことにより、各国は人身売買に対処する国内法でも人権保護を義務づけない恐れがある。さらに、加害者を起訴するには被害者の協力が不可欠だが、その被害者が十分な保護とケアを受けなければ、多国籍犯罪組織に対する刑事訴訟の実施が妨げられるという主張もある。人身売買を探知し防止する目的で国境警備と入国管理を強化しても、個人の権利と自由に正当な関心が支払われなければ、人権の視点からは有害となる可能性がある。

南アジア地域協力連合(SAARC)加盟国の NGO も、売春目的の女性と子どもの人身売買とたたかう SAARC 条約草案について、同じような懸念を何度も表明している。SAARC 加盟国による草案はこの種のものとしては初めてであり、賞賛に値するが、内容的には国連議定書と同じ欠陥が見られる。

III. 人身売買被害者に対する複合的差別

人身売買の被害者、とくに女性と少女がしばしば直面する差別は、ジェンダーに基づく差別だけでなく、通過地点ないし目的地である国への不法入国、不法滞在、不正規雇用、出身国や民族、カーストや血統、売春(たとえ強制であっても)などの理由でも差別される。あらゆる差別・人種主義に反対する国際運動(IMADR)にとって、女性と少女の人身売買の問題は重要な関心事である。この問題は、その深刻さにもかかわらず、国連議定書でも SAARC 条約でも取り上げられていない。

少数民族は多くの社会で経済的、社会的に片隅に追いやられ、とくにそのコミュニティ出身の女性と少女は人身売買のリクルーターに狙われやすい。たとえ騙されても、仕事の斡旋と飛びつき安いからである。グローバルな性産業が国ごとに人種差別的やり方で運営されていることは周知の事実である。貧困国のとくに農村部の少数民族出身の女性と少女は、性産業では差別的に扱われる

が、その目的は最大限の利益をあげることにある。売春宿から救出されたとしても、警察その他の法執行役人から何重もの差別を受けたり汚名を着せられ、結果的に再度被害にあうことになる。人身売買された女性は、売春の経験があろうとなかろうと、また同意の上で外国へ連れてこられた場合あるいはそうでなかろうと、犯罪者ではなく被害者として扱われるべきだと、筆者は考える。人格を貶める扱いや侮辱を受けて良い人などひとりもいない。汚名を着せられた被害者が自分のコミュニティに復帰できないこともある。このような複合的で込み入った差別が現実にあることから見ると、反人身売買体制にジェンダーの視点が組み込まれているとはとうてい言えない。あらゆる形態の差別撤廃をめざす具体的措置をふくめ、包括的行動計画が求められている。

世界人権宣言 50 周年にあたり、国際社会は「すべての人権はすべての人のもの」という原則を誓約した。人がどこにいようと、どうやって、どういう理由でそこに来たにせよ、自らの人権と尊厳を守られる権利がある。（人種主義・人種差別・排外主義・不寛容に反対する 2001 年国連世界会議のためのアジア太平洋地域専門家セミナーで NGO 参加者が発表した共同声明から引用）。このセミナーは（2000 年 9 月）バンコクで開催された。



旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(ICTY)における女性被害者／証人の保護

旧ユーゴ国際刑事裁判所検察局情報分析官

藤原 広人

(以下の見解はあくまで筆者のものであって、必ずしも国連 ICTY のものではない)

1. はじめに

旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(ICTY)は1993年5月、国連安全保障理事会の決議827号によって設置された特別法廷である。旧ユーゴスラビアの武力紛争下で広がる目に余る暴力の報告が相次ぎ、国際社会がこれに対応して設置した。決議827号で、国連安理会は事務総長が準備した報告での提案に沿って、ICTY の設立文書を採択した。この文書は ICTY の構成文書であり、裁判権、各国との関係および特別法廷の組織構成など基本的権限を規定している。設立文書によると、ICTY は3本の柱で構成される。すなわち、1) 3つの第一審法廷と1つの上訴審法廷、2) 検察官、3) 登記である。現在、女性は14人の判事のうち2人、主任検察官それに登記官である。

急速採択された ICTY 設立文書は ICTY 裁判官に対し、被害者や証人の保護の手続きや証拠の規則を公にする権限を与えた。ICTY の手続き・証拠規則は1994年2月、第2回判事本会議で採択された。この規則は、本会議で9人までが賛成すれば修正できる。あるいは、全会一致で修正可能で、これまですでに数度修正されている。

こうした点を踏まえて、本稿では女性証人の保護に関して ICTY の規則、実践、経験を見直し、今後さらにこうした証人の保護を確かなものにする可能性について見てみたい。そのために、本稿は以下の3つの領域を取り上げる。1) 適用可能な法律／規則、2) 組織的枠組み、3) 女性証人の保護に関する可能な措置。

さらに、公判前および法廷における自撃証人と被害者をふくめた女性証人の保護にも焦点をあてる。被告となった女性の権利保護については取り上げない。ICTY では被告として拘留された女性は一人もいないからである。

2. 女性証人の保護に適用可能な法律／規則

一般的に、ICTY の法廷手続きは主に目撃証言に依存しなければならないことを強調しておきたい。一般規則である設立文書第 20 条(4)によれば、ICTY の審問は公開で行われ、テレビ放映され、証人の身元や居場所はすべて公にされることになっている。同様に、規則第90も、証人は原則として判事の前で直接審問されると規定している。

しかしながら、その一方でこうした証人の大半は現在もきわめて不安定な地域に住み、身元がわかると自分や家族が深刻な危険、脅し、報復にあう可能性がある。女性が被害者になりやすいレイプ、性的暴行、拷問などの事件ではとくにその危険が大きい。そこで、証人の身元を保護することが非常に重要になる。

設立文書第22条では、ICTY に対し手続きと証拠の規則に、内密で審問を行い被害者の身元を保護する措置を決めるよう義務づけている。

規則の中では、第34, 69, 75, 77, 90および96で被害者と証人保護に関する規定が盛り込まれている。その中で規則第34, 75, 77および96はとくに女性証人の保護が眼目である。

規則第75

規則第75は被害者と証人の保護を定めた主要な規定である。たとえば、証人保護に関する一般規則は規則第75(A)に見出される。この条項は以下のように定めている。「いずれか一方、ないし当の被害者ないし証人、被害者・証人ユニットの要請があれば、判事は被害者と証人のプライバシーと保護のための適切な措置を命ずることができる。ただし被告の権利に沿った措置でなければならない。」したがって、判事は証人にどのような保護措置を採用するか、決定権を与えられているのである。検察官や被告人に加えて、被害者や証人自身が法廷で直接保護措置を求めることができるという点は重要である。

だが、どの証人がとくに保護の必要があるとみなすべきか、保護措置をとる際どのような要因が考慮されるべきかについては、設立文書も規則も具体的指針を述べていない。

規則第 76(B)では、証人のプライバシーと安全を守るために、判事室が命じることのできるし措置をあげている。すなわち、1) 被害者ないし証人の身元や居場所を公にしたりメディアで報じることを防ぐための措置。例えば、情報を制限する、機密事項にする、声やイメージを変えるなど。2) 非公開審問際。3) 弱い立場にある被害者・証人に証言を促す適切な措置。たとえば、一方向の有線テレビなど。有線テレビはレイプ被害者の保護にはとくに有効である。この措置を取れば、証人は被告を見ずに証言できるからである。だが、被告もいる法廷では、そこに設置されたテレビで証言、を見たり聞いたりできるだろう。

規則第75(C)では、証人に対するハラスメントや脅しを避けるため、法廷が必要とあれば質問のやり方を規制できるとしている。

規則第77

規則第77は ICTY での侮辱罪に関する規定である。女性の証人保護に関連して、規則第77(A)(ii)は、「判事の前で証言を行っている、すでに証言を行った、これから証言しようとしている証人を妨げたり、脅したりした者」は ICTY の侮辱罪に問われるとしている。同様に、規則第77(A)(iii)は、「判事室の命令に違反すると知りつつ、法廷の情報を漏らした」者は ICTY の侮辱罪に問われるとしている。規則第77(D)は、そうした行為をそそのかしたり、意図した場合も、ICTY 侮辱罪で処罰されるとしている。ICTYの侮辱罪に問われた者に対する処罰は、最高で7年以下の禁固刑ないし Dfl20 万(新ディナール)の罰金、あるいはその両方である。

規則第34

規則第34は、被害者・証人ユニットに関する規定である。とくに規則第34(A)(ii)および規則第34(B)は、性的暴行の被害者／証人を対象としている。

規則第34(ii)では、被害者・証人ユニットがレイプおよび性的暴行の被害者と証人にカウンセリングとい支援を提供することを定めている。

規則第34(B)は、被害者・証人ユニットのスタッフ雇用に際し、女性を雇用することを考慮すべきであると述べている。

規則第96

規則第96は性的暴行事件の証拠に関する規則である。規則第96(i)は、とりわけ、性的暴行の事件では、被害者の証言の確証は必要とされないこと、また被害者の以前の性行動は証拠として認められないことを規定している。その意図が証人として立ったレイプ被害者のプライバシーと尊厳を守ることにあるのは明らかである。

3. 組織構成

被害者・証人ユニットは、女性の証人の保護に主要な役割を演じる部門である。規則第34(A)に従って、被害者・証人ユニットは登記部門に設置されている。本稿の最初で述べたように、登録部門は ICTY の 3 本柱のひとつで、判事室と検事官オフィス(OTP)をふくめ、「ICTY の運営およびサービス提供の責任をもつ」。登記部門を担当する登記官は国連事務総長によって任命される。

登記官の下ではたらく被害者・証人ユニットは、不偏不党の機関であって、検察側証人であれ被告側証人であれ、すべての証人を援助する。実際には、このユニットが被告側の証人と検察側の証人を明確に区別していることは言うまでもない。検察側の証人と被告側の証人は別々に便宜を払わ

れ、ICTY の施設でも別の待合室を与えられる。

証人の不安をできる限り取り除き、証人が尊厳を持って安全に証言できる環境をつくるのが、被害者・証人ユニットの目的である。ICTYで証言を求められる証人は、きわめて特異な状況に置かれる。自国から遠く離れた国で自分の体験を再現しなければならず、自国で通常の法廷で証言する場合とは異なり、家族や友人の支援も得られない。ある。

こうした観点から、被害者・証人ユニットは支援と保護という二つの援助を提供する。

支援

規則第34に従って、被害者・証人ユニットは必要に応じて証人に精神的サポートとカウンセリングを行う。証人が要請すれば、特別の医療ケアや心理的ケアを受けることもできる。証人がオランダに滞在中、ユニットは証人の宿泊所で24時間の支援体制を取った。証人に付き添うアシスタントはすべてセルビアークロアチア語を話すが、彼ら自身は旧ユーゴの紛争地域の出身者ではない。

規則第34(A)(ii)はとくに、レイプと性的暴行の事件では、被害者・証人ユニットが証人にカウンセリングと支援を与えることを定めている。

証人に支援が必要か、どういう支援をすべきかを決める権限は、登記官の下で機能する被害者・証人ユニットに与えられている。

しかし、被害者・証人ユニットが提供する支援には一定の限界がある。先に述べた支援プログラムは主として証人が証言を行っている間提供されるもので、証人が自国に帰った後は提供されない。とはいえ、自国に戻った証人に対する特別のケア、法律相談や支援を行っている NGO とユニットは密接に協力している。

保護

被害者・証人ユニットの活動には、証人保護も含まれる。ユニットのスタッフは、必要に応じて証人が住んでいる場所へ出かけていき、弱い立場にある証人をハーグまで連れてくる。

規則第69(B)に従って、第一審判事はどういう保護措置を与えるべきか、被害者・証人ユニットと相談して決める。

規則 75(A)の下で、被害者・証人ユニットは判事、判事室に対し、被害者と証人のプライバシーと保護のための措置を命じるよう要請できることにも注目しておきたい。

4. 女性証人のプライバシーと身元保護のために可能な措置

本稿の2項で述べたように、ICTY の審問は原則として、証人の身元と居所を明かし、公開で行わ

れテレビ放映される。したがって、法廷で証人が述べる事柄はメディアで報じられ、一般の人びとにも知らされる。しかし、一定の状況では、判事が証人のプライバシーと身元保護の措置を取ることもできる。こうした措置は以下の7つに分類される。1)情報制限する。2)機密保持。3)声やイメージを変える。4)非公開の審問。5)匿名。6)離れた場所での証言。7)ビデオ会議。

こうした措置はとくに女性証人の保護をうたってはいないが、そのために適用できることは言うまでもない。

情報の制限

判事は、裁判記録や法廷命令、決定、判決といった裁判の記録文書すべてから証人の氏名を変える命令を出すことができる。また、氏名、住所、居所といった情報の確認を封印し、ICTYの公式記録に含めないことも命じることができる。

「情報制限」はふつう、「機密保持」などの保護措置との関連で、判事室の命令で行われる。

社会に対する機密保持

この措置は ICTY の保護措置の大半を占める。判事室は以下のやり方で機密保持を認めることができる。1)氏名、住所、居所その他証人の身元が明らかになるような情報を公開したり、メディアに知らせない。2)証人の身元を公開したりメディアに知らせたりしない。この場合は、判事室は証人に偽名を与え、裁判でも全当事者による話し合いの場でもその偽名が使われる。3)一般人やメディアが ICTY に出廷した証人を写真やビデオにとったり、スケッチすることを禁じる。

声／イメージを変える

判事室は、証人の姿形や声を変えるという方法を命じることができる。その結果、法廷のテレビには顔も声も別人のように映る。この措置がとられる時は、証人の周囲にはスクリーンが張られたり、入廷の際にはカーテンが引かれ、傍聴席の人びとが証人を確認できないようにする。

非公開の審問

判事室は証人に非公開での証言を認めてもよい。つまり裁判は非公開で行われるわけで、出席者は証人のほか、被告、判事、検察官、弁護士、法廷職員のみである。

裁判の一方の側に対する匿名性の保持

これはごく例外的な状況でのみ許される特別措置である。この場合、裁判の相手側にさえも証人の名前その他の情報は一切伏せられる。

遠隔地での証言

本稿の2項で触れたように、レイプ被害者のように弱い立場の証人には、判事室の命令で一方向の有線テレビでの証言が認められる。そうすれば証人は被告を見なくてすむ。そのため、証人は法廷ではなく別の場所で証言を行う。

ビデオ会議

証人がハーグまで行けない、あるいは行きたくない場合は、例外的に住んでいる場所の近くで、ビデオを使った証言「ビデオ会議」を、判事は認めてよい。

5. 結論

これまでのところ、ICTYと女性被害者との関係は、証人としての被害者に限られている。本稿の4項でみたように、ICTYは被害者のプライバシー、身元保護のためいくつかの措置を作り上げてきた。だが、こうした保護措置は主として証言の際に取られるものである。こうした限界はひとつには、ICTYないし国連全般が、自国に戻った証人の保護を保証するための独自の警察力を持たないことからきている。本稿の3項で述べたように、自国に戻った証人の保護には、NGOが重要な役割を演じているのである。

ICTYが今後さらに発展させるべきその他の問題として、被害者の損害賠償、補償に関する規則がある。たとえば、規則第105は一定の場合の損害賠償を定めている。さらに、規則第106(B)の下で、被害者ないし被害者を通じて主張する人びとは、その国の法廷に損害賠償の申し立てを行うことができる。その場合、ICTYの判決は最終的判決として拘束力をもつ。



LIST OF PARTICIPANTS

Algeria	Ms. Leila ZERROUGUI, Magistrate, Supreme Court, Member of the UN Sub-Commission
Australia	Ms. Jocelynne SCUTT, Attorney-at-Law, Anti-Discrimination Commissioner, Writer
China/Hong Kong	Ms. Hing Chun WONG, Judge, District Court, Member of JUSTICE
Malaysia	Ms. Kamar Ainiyah KAMARUZAMAN, Attorney-at-Law, High Court of Malaya
Malaysia	Ms. Zarizana Abdul AZIZ, Attorney-at-Law, President of the Women's Crisis Centre
Nepal	Ms. Sapana MALLA, International Women's Rights Action Watch Asia Pacific
Romania	Ms. Iulia Antonella MOTOC, Professor, Bucharest Univ., Member, UN Sub-Commission
Sri Lanka	Ms. Chulani KODIKARA, Muslim Women's Research and Action Forum
Thailand	Mr. Prathan WATANAVANICH, Professor, Faculty of Law, Thammasat University
Japan	Ms. Aiko NODA, Attorney-at-Law 野田 愛子
	Mr. Yozo YOKOTA, Professor, Tokyo University 横田 洋三
	Ms. Yoko HAYASHI, Attorney-at-Law, Director, Japan Civil Liberties Union 林 陽子
	Ms. Kanae DOI, Attorney-at-Law 土井 香苗
	Ms. Hiroko HASHIMOTO, Professor, Jyumonji Gakuen Univ. 橋本 ヒロ子
	Ms. Emiko OGA (財・日本カナダ教育文化交流財団理事長) 大賀恵美子
	Ms. Yasue MOCHIZUKI, Kitkyushu University 望月 康恵
	Ms. Yuka KUBOTA (Tokyo University) 久保田 有香
	Ms. Yoshiko TERAO, Professor, Tokyo University 寺尾 美子

Organization

ICJ	Ms. Nirmala PANDIT (国際法律家協会)
ICTY	Mr. Hiroto FUJIWARA (旧ユーゴ刑事裁判所情報分析官) 藤原 広人
Immigration	Mr. Makiyoshi UEHARA (法務省入国管理局警備課) 上原 卷善
IMADR	Ms. Yuriko MOTO (反差別国際運動日本委員会) 元 百合子
JULC	Mr. Satoshi UENO (自由人権協会) 上野 哲史
ICJ	International Commission of Jurists
ICTY	UN International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia
IMADR	International Movement Against All Forms of Discrimination, Japan Committee
JCLU	Japan Civil Liberties Union

Staff

Ms. Mizuho MATSUDA	Programme Director, Asian Women's Fund	松田 瑞穂
Ms. Tomoko MANAKA	General Affairs Section, AWF	間仲 智子
Ms. Eiko SATO	Treasurer, AWF	佐藤 栄子



財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、1) 元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業です。この償い事業については、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで進めています。

同時に、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）や人身売買など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方が、まだまだたくさんいます。アジア女性基金では、今日的な女性の人権の問題にかかわることによって、過去だけでなくすべての女性に対する暴力のない社会を目指して、その問題の解決のために、以下のような活動に取り組んでいます。

- 女性が現在直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発など
- 女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動

基金の事業や活動についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル4階
TEL : 03-3583-9322/9346 FAX : 03-3583-9321/9347
Home Page : <http://www.awf.or.jp> e-mail : dignity@awf.or.jp